

令和 8 年第 2 回 鬼北町議会定例会

令和 8 年 6 月 1 1 日（木曜日）

午後 9 時開会

○議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 行政報告
- 日 程 第 5 一般質問
- 日 程 第 6 承認第 2 号 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）
の承認について
- 日 程 第 7 承認第 3 号 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改
正する条例）の承認について
- 日 程 第 8 承認第 4 号 町長の専決処分（令和 7 年度鬼北町一般会計補正予算
（第 9 号））の承認について
- 日 程 第 9 承認第 5 号 町長の専決処分（令和 7 年度鬼北町介護保険特別会計補
正予算（第 4 号））の承認について
- 日程第 1 0 議案第 5 0 号 鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正
する条例について
- 日程第 1 1 議案第 5 1 号 財産の取得について
- 日程第 1 2 議案第 5 2 号 令和 8 年度鬼北町一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 令和 8 年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1
号）について
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 令和 8 年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）につ
いて
- 日程第 1 5 同意第 2 号 鬼北町固定資産評価員の選任について
- 日程第 1 6 同意第 3 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 7 同意第 4 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 8 同意第 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 1 9 同意第 6 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 0 同意第 7 号 鬼北町農業委員会委員の任命について

- 日程第 2 1 同 意 第 8 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 2 同 意 第 9 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 3 同意第 1 0 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 4 同意第 1 1 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 5 同意第 1 2 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 6 同意第 1 3 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 7 同意第 1 4 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 8 同意第 1 5 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 2 9 同意第 1 6 号 鬼北町農業委員会委員の任命について
- 日程第 3 0 議員の派遣について
- 日程第 3 1 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 2 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 3 予算常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 4 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 3 5 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（12名）

1 番 長 尾 慶 太	2 番 入 田 伸 介
3 番 大 川 正 展	4 番 今 城 喜久生
5 番 兵 頭 稔	6 番 中 山 定 則
7 番 末 廣 啓	8 番 井 上 博
9 番 程 内 覺	1 0 番 松 浦 司
1 1 番 山 本 博 士	1 2 番 芝 照 雄

○欠席議員（0名）

○議会事務局

議 会 事 務 局 長 渡 辺 美 枝 書 記 都 浩 明

○説明のため出席した者

町 長 兵 頭 誠 亀	副 町 長 松 本 幸 男
企 画 振 興 課 長 佐々木 健 次	総 務 財 政 課 長 小 川 秀 樹
危 機 管 理 課 長 山 下 悦 郎	町 民 生 活 課 長 稲 屋 浩 明
保 健 介 護 課 長 新 谷 茂	環 境 保 全 課 長 東 明 彦
農 林 課 長 奥 藤 幸 利	建 設 課 長 佐 子 司
水 道 課 長 二 宮 洋 之	日 吉 支 所 長 山 本 万 里
会 計 管 理 者 藤 原 弘 己	教 育 長 行 定 洋 嗣
教 育 課 長 東 英 範	農 業 委 員 会 会 長 谷 口 雄 記
監 査 委 員 田 中 清 志	

○議長（芝 照雄君）

おはようございます。

ただいまから、令和8年第2回鬼北町議会定例会を開会します。

午前9時00分 開会

○議長（芝 照雄君）

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和8年第2回鬼北町議会定例会を招集いたしましたところ、御参集いただきましてありがとうございます。また、多くの方がポロシャツのほうの御協力をいただきましてありがとうございます。

御案内のとおり、5月11日から6月1日にかけて、区長・組長会を開催いたしましたところ、議長、副議長をはじめ、議員の皆様にも御参加いただき、本当にありがとうございました。

各地域を取り巻く状況や問題点など貴重な意見をいただきました。いただきました御意見、御提案について、今後の町政運営に反映してまいりたいと考えているところであります。

また、今週の月曜日、愛媛県議会の経済企業委員会、観光スポーツ文教警察委員会、農林水産委員会、環境保健推進委員会所属31名が2つのグループに分かれて、鬼北町に視察調査に来られました。調査内容は、鳥獣害減容化施設、ペットフード製造設備、北宇和高校寮及び厩舎と乗馬状況、そして、5歳児健診事業であります。

御承知のとおり、1歳半健診と3歳児健診は法定義務検査である一方、5歳児健診は努力義務とされていますが、鬼北町では11年前から実施しております。心身の不調に伴った保育連携、さらには、小学校入学時に様々な支援が必要な児童を的確に把握し、学校生活の中で個々に合った支援が構築できる体制が整っている、支援員の数も極めて多いということで視察場所になった模様であります。

実際には、学校へ登校できない長期休暇に陥る児童が、南予で現在約400人、県内で約4,000人と6年前の2倍となり、増え続ける一方で、鬼北町においては現在5人以下で推移している状況であります。

もちろん、鬼北町では、その長期休暇児童のケアが重要であるわけですが、5歳児

全員の健診を10年以上継続している効果として、顕著に現れていると判断しております。愛媛南療育センターをはじめ、関係各位に改めて御礼申し上げます。

一方で、国の物価高騰対応重点交付金を活用した商品券事業につきまして、来週15日から実施に向け準備も整い、期間中、多くの町民の方に御利用いただけるよう周知に努めるとともに、今後も必要な支援を迅速かつ適切に講じてまいりたいと考えております。

本日の定例会には、専決処分に伴う条例の一部改正2件、専決処分に伴う一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件、条例の一部改正1件、財産の取得1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算1件、企業会計補正予算1件、及び同意案件15件を提案いたしております。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。令和8年第2回鬼北町議会定例会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、さきに配付しました別紙、議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位の御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、7番、末廣啓議員、8番、井上博議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、地方自治法施行令第146条第2項及び第150条第3項の規定により、令和7年度鬼北町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和7年度鬼北町介護保険特別会計繰越明許費繰越計算書及び令和7年度鬼北町一般会計事故繰越繰越計算書、並びに地方公営企業法第26条第3項の規定により、令和7年度鬼北町水道事業会計予算繰越計算書の報告がありましたので、お手元に配付しております。

次に、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、町長から鬼北町新型インフルエンザ等対策行動計画を改定した旨の報告がありましたのでお手元に配付しております。

次に、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、多世代交流施設事業ほか4件に係る随時監査、日吉支所の所管に係る定期監査、並びに同法第235条の2第3項の規定により、令和8年2月分、3月分、4月分に関する例月現金出納検査の結果に関する報告の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定により、町長から鬼北土地開発公社の経営状況を説明する資料として、令和7年度決算に関する書類を配付しております。

なお、この決算は、理事会において承認済みです。

また、株式会社森の三角ぼうし、株式会社日吉農林公社、株式会社日吉夢産地、それぞれの経営状況を説明する資料として、令和7年度決算に関する資料及び令和8年度事業の計画に関する書類が提出されておりますので、配付しております。

なお、この決算及び事業の計画等は通常総会において承認済みのものです。

次に、さきの定例会から本日まで議長として行動した主な事項について報告します。

別紙、議長諸般の報告をお手元に配付しておりますので、お目通し願います。

ここで、5月26日に東京都で開催されました令和8年度町村議会議長・副議長研修会について、副議長から研修報告を受けます。

○副議長（山本博士君）

おはようございます。

それでは、研修報告をいたします。

令和8年度町村議会議長・副議長研修会が5月26日、東京国際フォーラムで開催されました。

初めに、「地方創生の先行き・地域未来戦略とともに」と題して、一般財団法人地域活性化センター理事長、林崎理氏の講演があり、地域づくりは人づくり、地方創生に魔法はない、学び・考え・経験を積み、議論を重ね、育つ・育てる。未来は若者た

ちのもの、人材育成こそが未来への投資、何をするにも人づくりが大切など、地域活性化センターの基本理念を述べられました。

続いて、「人口減少社会における外国人材の確保・育成の実践」と題して、東海大学教養学部人間環境学科教授、万城目正雄氏の講演を受けました。令和6年6月に技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設され、令和9年7月1日より運用が始まるそうです。

外国人材の確保・育成の実践・地域社会・企業の発展に向けて、3つのキーワードとして、1、コミュニケーション（自治体・地域社会・企業の日本語教育の取組が大切）、2、人事管理（上司の指導・キャリア・人事評価・昇進・昇給）、3、日本での生活への支援（地域・職場での共生）、子供や配偶者などの家族滞在の増加や在留期間の長期化を踏まえた対応も、より大切である。

次に、「男女共同参画で地域を元気に～人口減少社会を生き抜く方策」と題して、京都女子大学学長、竹安栄子氏による講演が行われ、論点として、1、人口減少という避けることのできない現実課題をジェンダーという視点から考察すること、2、ジェンダー格差の視点から地域社会の活性化の方策、特に議員の成り手不足を考察し、その解決の方策を提案する。特に、女性議員が少ないのは、選挙の前に立ちはだかる三重の壁があり、性別・役割・意識の壁、家族・親族の壁、地域社会の男性優位の文化的・社会的構造など、この壁を乗り越えた女性だけが立候補できる現在の状況です。中でも「男女格差＝ジェンダー」をなくすには、教育が大切である。

最後に、竹安栄子氏がモデレーターをされ、宮城県蔵王町議会議員3名の女性議員が登壇され、蔵王町議会の取組について、「女性模擬議会」についての話をされ、女性議員の必要性を発信されました。

今回の研修を受けて、鬼北町といたしましても直面することばかりで、人づくりの大切さ、女性の参画することが重要であることなどを学び、今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えます。

以上で、研修報告を終わります。

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第４、行政報告を行います。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第４、行政報告。

お手元の町長行政報告に、３月定例会以降の行動状況を提示しております。

５月１７日、全国植樹祭開催に伴うサテライトイベントを実施、開催いたしました。議員各位、町長、副町長、教育長は、砥部及び久万高原の本会場に参加している時間、残ったスタッフでの運営となりましたので報告写真を提示いたします。

７ページ、最終ページです。

当日は、町内保育園児・小学生をはじめ、家族連れ、林業関係者、一般住民の方など約１，１００人の御来場がありました。

午前中は、東京おもちゃ美術館による木育キャラバンとして、多くの木製のおもちゃコーナーや木製雑貨ブースを設置したり、ミスみどりの大使２０２５、佐塚ころさんを招聘し、「キノハナワークショップ」で自ら子供たちに手ほどきをする時間を設けました。午後は、会場内に１８０インチのモニターを設置して、植樹祭のライブ中継や餅まきを実施いたしました。南予地方局長にもお越しいただき、成功裏に終了したところです。

５月２６日、南予地方局において、愛媛県屏東県交流促進協議会設立総会に参加いたしました。当協議会の目的は、愛媛県及び足摺宇和海国立公園が所在する市町が広域に連携し、地域資源を活用して、台湾において同様の自然公園が所在する屏東県との交流を通じて、足摺宇和海国立公園の利用促進と関係市町の活性化につなげようとするものであります。

当日は、中村知事がウェブ参加、西予、宇和島、松野、愛南、鬼北の首長をはじめ、南予観光事業者などが集い、事業計画や予算などについて協議し、調印式をはじめ、高校生などの交流も実施される予定となっております。改めて、中村知事のインバウンドを含めて県全域で交流人口を促進する必要性を強調され、その展開において、南予の役割の重要性を感じたところであります。

前後しますが、５月１４日、東京砂防会館で開催された道路整備促進期成同盟会全国協議会通常総会及び命の道づくり全国大会に参加いたしました。全国１，７００余りの自治体のうち、１，０００人近い首長本人が御集合し、国土交通省大臣ほか、幹部、そして、１００人を超える党派を超えた国会議員が臨席される中、国道、高速道

路、県道、市町村道など、あらゆる道路整備への理解を深め、関係資材高騰の中、しっかりと予算確保し、国土全体の道路網をしっかりと維持していく旨、決議されました。大会終了後、地元国会議員への要望活動を実施いたしました。

以上、簡単ですが、行政報告とさせていただきます。

引き続き、令和7年度鬼北町一般会計及び特別会計に係る出納閉鎖の状況につきまして、お手元に配付しております資料により、会計管理者が説明申し上げます。

○会計管理者（藤原弘己君）

令和7年度予算に係る出納閉鎖を去る5月29日に行いましたので、その概要について、お手元に配付しておりますA3の資料、令和7年度鬼北町出納閉鎖の概要で御報告いたします。

まず、一番上の段、Aの欄の一般会計につきましては、歳入歳出とも予算現額10億3,651万3,000円に対しまして、収入済額は87億7,516万981円で、予算に対する執行率は87.43%、また、支出済額は86億3,249万4,206円で、執行率は86.01%となり、その結果、一般会計の収支差引繰越額は、1億4,266万6,775円となっております。

続いて、右端、備考の当年度の欄を御覧ください。

令和8年度に繰越明許費として、26事業、11億138万6,000円を繰越ししており、これらの繰越事業に充当する一般財源は8,159万円となっております。

なお、事業の内訳につきましては、本日、別途に配付されております繰越計算書で御確認ください。

次に、特別会計について御報告いたします。

特別会計につきましては、収入済額、支出済額、収支差引繰越額は、会計別にそれぞれこの表の内訳のとおりとなっております。特別会計5会計の収支差引繰越額の合計は、特別会計の合計Bの欄の収支差引繰越額のとおり、5,392万4,190円となっております。

以上、一般会計と特別会計を合わせますと、Cの欄のとおり、予算現額132億107万6,000円に対しまして、収入済額は118億2,364万188円で、執行率は89.57%、また、支出済額は116億2,704万9,223円で、執行率は88.08%、収支差引繰越額は1億9,659万965円となりました。

次に、基金の額につきましては、下段のその他の欄のとおり、3月31日現在で、22基金合わせまして、55億6,750万1,930円を令和8年度に繰越ししております。

以上、令和7年度予算に係る出納閉鎖の概要の報告とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

これで行政報告は終わりました。

次に、日程第5、一般質問を行います。

今回の定例会には、長尾慶太議員、程内覺議員、井上博議員、入田伸介議員、兵頭稔議員、今城喜久生議員、中山定則議員、大川正展議員、以上8名から質問の通告がありました。

これを順番に発言を許可します。

まず、1番、長尾慶太議員の一般質問を一問一答方式で行います。

長尾議員は、質問席へ移動してください。

長尾議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1についての質問を行ってください。

○1番（長尾慶太君）

議席番号1番、長尾慶太です。本日は、通告のとおり、2点御質問いたします。

初めに、ガバメントクラウド移行と町民サービスの質的向上についてお伺いいたします。

国は、自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウドへの移行を進めており、本町においても、令和8年度予算に関連経費が計上されるなど、移行に向けた準備が進められています。

一方で、全国の自治体では、当初期待されていたコスト削減効果に対し、実際には運用費増加への懸念が示されており、本町においても、導入延期やシステム事業者との再協議が行われるなど、町民理解を得ながら進めていくことが重要な課題となっています。

しかしながら、人口減少や職員数減少が進む中、今後、行政運営においては、単なるシステム更新ではなく、システムを業務に合わせる従来型から、業務を標準化しシステムに合わせる考え方への転換によって、業務効率化、情報共有、属人化解消を進め、将来にわたり持続可能な行政サービスを構築していく必要があると考えております。

また、ガバメントクラウド導入の目的は、単なるデジタル化ではなく、町民サービスの質的向上につながることも重要であり、高齢化が進む本町においては、窓口負担軽減や手続簡素化など、町民が実感できる効果が求められています。

加えて、制度改正への柔軟な対応や将来的な拡張性確保、災害時の業務継続性向上など、長期的な視点で行政基盤をどのように整備していくのかも重要でございます。

以上を踏まえて、以下についてお伺いします。

(1) ガバメントクラウド移行について、本町はどのような目的と効果を想定しているのか。また、単なるシステム更新ではなく、将来の行政運営をどのように変えていこうと考えているのか。

(2) 令和8年度予算に計上されているガバメントクラウド関連経費について、現行システムとの運用費比較をどのように見込んでいるのか、また、運用費増加が想定される中、町民理解をどのように得ていくのか。

(3) システム標準化によって、職員間の情報共有や業務の属人化解消、窓口対応改善など職員の働き方はどのように変化しているの見込んでいるのか。また、町民対応の質向上へどのようにつなげていくのか。

(4) ガバメントクラウド移行によって町民サービスは具体的にどのように向上すると考えているのか。また、高齢者を含めた町民の利便性向上へ、どのようにつなげていくのか。

(5) 今後、人口減少や職員数減少が進む中、将来的な制度改正や行政需要変化に対応できる拡張性や持続可能性をどのように確保していくのか。また、将来的な運用費増加やベンダーロックインへの懸念についてどのように考えているのか。

以上5点に関しまして、御答弁をお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の1番目のガバメントクラウド移行と住民サービスの質的向上についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のガバメントクラウド移行について、本町はどのような目的と効果を想定しているのか、また、単なるシステム更新ではなく、将来の行政運営をどのように変えていこうと考えているのかとの御質問であります。

移行の目的と効果につきましては、政府基準の高度なセキュリティ対策が施されたクラウド環境を利用することで、単独の自治体では対応困難なセキュリティ対策が実現され、住民の個人情報により安全に保護されるようになります。また、大規模震災等で被災した場合であっても、基幹業務の継続性が維持されるものと期待しております。

将来の行政運営の変化につきましては、国がシステムの仕様を統一することにより、デジタル3原則の実現が見込まれます。具体的には、一度提出した情報は2度目の提出を不要とするワンス・オンリーや複数の手続・サービスを1か所で完結させるコネクテッド・ワンストップの実現が期待されます。

当町といたしましても、国の動向や具体的な方針を注視し、住民の利便性向上につながるものにつきましては前向きに導入を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2点目の令和8年度予算に計上されているガバメントクラウド関連経費について、現行システムとの運用費比較をどのように見込んでいるのか、また、運用費増加が想定される中、住民理解をどのように得ていく考えかとの御質問であります。運用経費の現状と見込みにつきましては、本町の運営経費、令和5年度の実績で年額2,623万7,000円であるのに対し、令和9年度は、年額8,763万円となる見込みであり、約6,139万3,000円の増加が想定されます。これは全国の自治体でも同様の傾向が見られており、国が当初想定した3割削減の目標と移行期における現実の経費との間にギャップが生じている状況であります。

この運用経費に関する国の財政措置につきましては、増加分に対して、地方公共団体情報システム運用最適化支援事業費補助金及び地方交付税により、それぞれ増加分の2分の1ずつ財政支援がなされる見込みとなっております。本町におきましても、これらの財政措置を最大限に活用するため、地方公共団体情報システム運用最適化計画を策定し、適切な補助金申請を進めてまいります。

町民の皆様への御理解につきましては、これらの国の財政措置の活用状況を丁寧に説明するとともに、移行後は、システムの運用状況を絶えず見直し、国に対しても利用料の低減を働きかけるなど、中長期的な経費削減に向けた努力を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

次に、3点目のシステム標準化によって、職員間の情報共有や業務の属人化解消、窓口対応改善など職員の働き方はどのように変化すると見込んでいるのか、また、町民対応の質向上へどのようにつなげていく考えかとの御質問であります。職員の働き方の変化につきましては、これまで法改正等に伴い、独自のシステム改修を事業者と担当職員で個別に見直す必要がありました。今後は、国が統一的なシステム仕様を定めるため、改修に係る検討・調整事務が大幅に縮小されます。これにより、職員は窓口での町民対応や直接的な相談業務等に多くの時間を充てることが可能となり、町民に寄り添ったきめ細やかな対応が実現できるものと考えております。

町民対応の質向上につきましては、1点目の答弁で申し上げましたとおり、ワンス・オンリーやコネクテッド・ワンストップなど、デジタル技術DXの活用による利便性の向上がさらに促進される見込みと考えます。当町といたしましても、標準化を契機として、より質の高い行政サービスを町民の皆様へ提供できるよう、業務改革に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、4点目のガバメントクラウド移行によって、町民サービスは具体的にどのように向上すると考えているのか、また、高齢者を含めた住民の利便性向上へどのようにつながっていく考えかとの御質問であります。町民サービスの向上等につきましては、1点目の答弁でも申し上げましたとおり、強固なセキュリティと高い災害体制を備えた環境が整備され、不測の事態においても行政サービスを継続的に受けられる環境が確保されます。また、感染症対応や災害時の給付金支給など、緊急時における迅速な行政対応が可能となります。

さらに、手続の簡素化が進む一方で、デジタル機器の操作や申請書類の記入に不慣れな高齢者の皆様に対しては、窓口において職員が丁寧に寄り添う「書かない窓口」や対面での伴走型支援を強化してまいります。デジタル化を進めつつも誰一人取り残さない温かみのある窓口対応につなげてまいりたいと考えております。

次に、5点目の今後、人口減少や職員数減少が進む中、将来的な制度改正や行政需要変化に対応できる拡張性や持続可能性をどのように確保していく考えか、また、将来的な運用費増加やベンダーロックインへの懸念についてどのように考えているのかとの御質問であります。将来的な制度改正や行政需要変化への対応につきましては、制度改正が生じた際にも、クラウド上の標準システムが国の仕様にに基づきアップデートされるため、全国一斉かつ迅速な対応が可能となり、改修期間や調整コストの大幅な短縮が期待されます。また、持続可能性の確保につきましても、標準化された堅牢な基盤により、将来にわたり安定した行政サービスの提供が可能になるものと考えております。

将来の運用費増加及びベンダーロックインへの対応についてであります。当町が参画しております中南予自治体クラウド協議会の協定において、令和11年3月31日までは7市町で共同して現在のシステムを利用することになっております。

それ以降の運用につきましては、今後も同協議会において、共同で価格交渉を行うことによる経費抑制効果を見極めるとともに、単独または新たな枠組みでの入札等によるコスト低減の可能性も含め、7市町で緊密に協議・検討を進めてまいりたいと考

えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、長尾慶太議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○1番（長尾慶太君）

今回の質問は、ちょっと論点が広がったと思いますので、なかなか御答弁のほう为难しかったのかなというふうに印象を受けました。

その中で、ちょっと技術的なところをまず先にお伺いしたいんですが、国に認定されているクラウド事業サービスというのが、アマゾンウェブサービス、グーグルクラウド、マイクロソフトアジュール、オラクルクラウドインフラストラクチャーの海外の企業4社とさくらインターネットの国内の1社であります。

基本的にはベンダーが選定されると思うんですけど、国会のほうでも取り上げられていましたように、国民の個人情報などを取り扱いますので、その中で本町としてはどのクラウドサービスを御利用されるのかを教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

危機管理課の山下です。私のほうから答弁をさせていただきたいんですが、今のところ、先ほど言われたのが政府で認定されておるところではあるので、できる限り日本国内のメーカーがいいんですが、また、その辺は検討、入札とかそういうので、最終的な結果が出るかと思うしますので、今は検討中ということで述べさせていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問ありますか。

○1番（長尾慶太君）

ありがとうございます。

国のセキュリティですので、なかなかその町が個人情報の観点のセキュリティというのはなかなか難しいと思うんですけど。

では、ガバメントクラウド、まだちょっとこれから導入というところだと思うんですけど、そのアクセスポイントというのは、LGWANを使うのか、データセンター共有を使われるのかだけ、ちょっと教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

失礼します。

今現在使っておりますデータセンターと国のほうをつなげるような形になりますので、そういう形で行います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1 番（長尾慶太君）

恐らく、L G W A Nを使うという御回答、答弁なのかなと思うんですけど。

何をお聞きしたいかというところ、先ほど町長の答弁にありましたが、災害時に有用性が出てくるところですが、ネットワークですので、遮断された場合というのはやはり、クラウドにアクセスできなくなる可能性があります。なので、L G W A Nであれば対応できると思うんですけど、そういった冗長化というところが図られているのかというところをちょっとお聞きしたかったんですが、その点どうでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

失礼します。

障害等があった場合、ガバメントクラウドの場合は、災害時ですが、国の大規模災害に備えてデータセンター、そして、複数地域を経てデータ等をやり取りするので、1 か所でも障害等が発生してもサービスの継続ができやすいような形を取っていきたいと考えておりますので、そこら辺で回答にさせていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

それでは、長尾議員、質問1、（2）について再質問はありますか。

○1 番（長尾慶太君）

今回、ガバメントクラウド20基幹業務が移行の範囲だと思うんですけど、町長の御答弁にはなかったんですが、この20基幹業務のうち、全てをガバメントクラウドに移行されるのか、そうでない場合、調べた中では、例外的にも国から財政の支援を受ける要件の中に、ガバメントクラウドと性能面、経済合理性など定量的に比較した

結果を公表するとともに、継続的にモニタリングを行うこと、2番目がガバメントクラウドと接続し、ガバメントクラウド上の標準準拠システムと必要なデータ連携をさせることを可能とすることというところがあるんですけど、ガバメントクラウドに移行しない部分がありましたら、そういったところの補助金は受けられる体制を取られているのか、それとも、今の標準準拠システムのままで、コストが先ほどの御答弁では6,000万円、約7,000万円ぐらい増というところだったと思うんですけど、そこが基幹業務に入っていないのであれば、そこも7,000万円の中に含まれているのかだけ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

20業務の中で全てを鬼北町がその7市町をやっとる部分として、やっとるものではございません。もちろん、各市町において、この既存のシステムがまだいいんじゃないかというものがあるもんですから、全てではないんですけども。ただ、それぞれの移行の部分の新しいシステムにおいて、それが補助金が出るというふうな、まだ確証がないもんですから、今は移行経費として、ランニングコストとして、ある程度金額というものを想定して国がトータル的に出しているんですけども、一つの事業、20の品目の一つ、この部分は経費がいったいかかるかというようなものについての細かいところについては、あまり私のほうの耳に入っておりませんので、そこら辺りも注視しなければならないなと思っております。

また、何か新しい情報がありましたら、逆に御教示いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

まだちょっと運用していないということは、分からないというところもあると思うんですが、その中で、予算の中ではコスト増ということは分かってらっしゃるのかなというふうに印象を受けました。

その中でもやはり、このガバメントクラウドを入れることによって職員の残業が減ったりとか、ペーパーレス化によつての輸送費だったりとか印刷費というのが減ると思うんですけど、そういったところのトータルコストで見れば、その相殺・削減できる見込みというのはあるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

実はというか、実際は、経費がかかることについては、一番初めは国がこれだけ安

くなる予定ですよということやったんで、そこを信じてやってきたんですけども、実際蓋を開けてみると、私は愛媛県内しか存じ上げんのですけども、県内でも安くなったところは1か所だけやったということで、ほかのところは結構、不満の意というものをを出しておったと。

それよりも私が心配するのは、言うたら、今までずっと自分のところの町でシステムを、様々な法改正でカスタマイズをしていきながらやっていく中で、実際にそれに対応する職員が、後の中で出ておりますベンダーロックインという形で一つの業者さんになってしまうと、そこで属人化というものが発生するのに、そうせざるを得ない状況が出てくると。

これは、後の質問にも関わってくるんですけども、システムを、あの人しかできない状況になってくると、それに経費としてしっかりと対応できるといいますか、この中身はこれぐらいの経費よりもっと下に下げられるでしょうというような折衝をしなければならない。そこを、しっかりと物を持ち属人化していなければ、業者さん側の、ある程度、言いなりになってしまうということのおそれもあるというところだったんで、それなくすようにしたいんですけども、その方策として、このクラウド化というのはいいんじゃないかなと私は思いました。

ですから、効果はどういうふうに出ておるかということですが、今からそこは出てくると思うんですけども。ただ、属人化と言うのは、そのシステムをどうのこうのというよりも、その時点、その時点で、それぞれの20の業務がどれだけその担当者、スタッフが理解し、それを住民の方にしっかりとお伝えできるかということについては、ある程度、毎年、毎年替わったら、私まだ新米なのでとかというようなこと、本当はいけないんですけども、そういうような答弁になってしまうことを防ぐためにも、ある程度の経験年数というものも必要なんじゃないかなと。小さい町では難しい課題だと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

それでは、長尾議員、質問1、（3）について再質問ありますか。

○1番（長尾慶太君）

先ほど町長から答弁していただいたんで、私もこのガバメントクラウドというのは、職員の御理解を得ていただかないと、やはり進まないものだと思います。その中で理解をするに当たって、いろいろと総務省であつたりがデジタル人材の育成の

支援であったり、人材支援であったりとか、ＣＩＯ補佐官であったりとか、あと、地域情報化アドバイザー派遣制度、ＩＣＴの人材制度とかはございまして、ある程度補助も出ると思うんですけど、そういった制度を御利用して、今、ほかの自治体では、各課にＤＸ推進リーダーなんかを置くなりされているようなんですけど、行政側でも、鬼北町でも、そういったことはされる予定なのか、そういった補助金を使用して人材を採用する予定があるのかだけお伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

知事と２０市町の合同総合会議というところで、そういうような御提案を県からいただいております、この前もほかの議員さんからの御質問あったんですけども、ＩＴの専門的な知識を持った職員を、なかなか採用するといっても、来てもらえないということもあるんですけども。

それは、このＤＸの部分だけではなく、あと建設・土木の技術者についても同じことでありまして、長尾議員は属人化という表現をされましたけども、逆に住民の方々にとっては、その属人化といいますか、ある程度何でも答えていただける職員を欲しているのかもしれない。ですから、そこら辺り、難しいんですけども。

ただ、職員の側から言えば、もう少し違う仕事をしたいとかいうような希望もありますし、現在の働き方改革の中では、それが住民の要望と合えば、もう少しそこに乖離があるんじゃないかなと。その調整というのが大変難しいということで、このＩＴの人材というのは、ある程度、県の助けもいただきながら、今後、派遣をお願いするという手もあるんじゃないかな。

ただ、その助けとして、その前に、今は７市町ですけども、協議会での、うちよりももっと詳しいスタッフの方がいらっしゃったら、そこでいろいろと御指導いただくこともできますので、一番方法といいますか、その時々によってケースは変わってくるんじゃないかなと。５年、１０年と長いスタッフが鬼北町に出れば、その職員が逆にほかの市町の職員にいろんな情報を提供するということもあるだろうし、本当に難しい課題だと思います。御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○１番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、長尾議員、質問１、（４）について再質問ありますか。

○1 番（長尾慶太君）

御答弁の中でワンス・オンリーといった書かない窓口であったりとか、大変すばらしい案だと思います。ただ、オンライン申請であったりすると、やはり高齢者というのは、デジタル的には不得手な方がいらっしゃると思いますので、そういった方に窓口のサポートというだけではなくて、例えば足をアウトリーチで運んでもらって、集会所でやっていただくアウトリーチ、出向いてもらうやり方だったりとか、過去にスマホ教室みたいなことを集会所、公民館でやられていたかなとは思いますが、そういったところ、または、デジタル推進の委員の派遣であったりとか、そういったところ、高齢者に向けたその施策というのは、こういったことをされる予定でしょうか。デジタルの部分でということです。

○町長（兵頭誠亀君）

少しここの行政のDXとは変わってきますけども、住民向けのDXというのが、一番はやっぱり今はK I H O C Aカードだと思います。

御存じのとおり、やはりアナログ世代の私よりも先輩方がいっぱい、うちの48%、私の先輩でいらっしゃいますので。そのうち、もっととといいますか、ガラパゴス携帯を持たれる方は、それで免許を持ってない方は、K I H O C Aカードは絶対と。ここと言うスマホのK I H O C Aのスマホの分は持ち合わせないわけですから。

そういうところで、最先端の都市型として、スマホだけで進める以上に経費は1.5倍とか2倍必要なわけですよ。そういうところを見せなければならぬし、私が町長に就任した当時に、議員さんのほうから、コンビニの交付についても早めにするべきではないかなと。当時は、町では松前町がされとったんですけども、そのときの導入経費が3,000万円。ただ私は、そのときには、やはり高齢者の方々へのコンビニでの使用というものが極端に少ないだろうなと思いましたので、導入を少し遅らせた経過があります。

やはりそこらの判断というものは、高齢者の方々に必要なサービスの提供の方法というものは鬼北町にはあるのではないかなと。ただし、現在は、私よりも先輩方でも、もうスマホを私以上に使いこなす方がいっぱい出てきましたので、その都度、どんどんどんどんDXのサービスというものを増やしていくというのが今の鬼北町のスタイルじゃないかなというふうに思うんです。全てをデジタルにしまうのはいかなものかという考え方は、長尾議員さんも分かっていたらいいんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

それでは、長尾議員、質問１、（５）について再質問ありますか。

○１番（長尾慶太君）

ちょっとまた難しい質問をしてしまうかもしれないですけど、７市町村で、共有で使用するということなんですけど、その場合、その本町独自のシステムを改修しようとした場合、そこが制約になってくるのではないかなと私は思うんですけど、そういったところの制約になる可能性というのはないんでしょうか。それとも、制約になる部分はもう標準準拠システムのほうで実施するという御理解でよろしいでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

２０の業務は、もちろん複数の課に及ぶわけでありますけども、それを全部統一化されたものにやるのがいいという判断は、私は実は反対やったんですよ。やはり、それぞれの鬼北町の色に合った鬼北町独自のものを、企業さんと一緒になってつくっていくと。つくり直していく、カスタマイズしていくという。標準化されたものではないものという。デフォルト部分が全然なくなることもありますけども、そういうようなことがいいんじゃないかなと思ったんですけども、時代は変わったというところで、統一化された部分が、逆にここにお示しのように、その統一化されたものにしっかりとスタッフがなじんでいくということが必要なのかなとは思いますが。

何をするにしてもやっぱり新しい、このように統一化したものは新しい試みでありまして、行く行くは全てのシステムが統一化されたものになっていくんだろうなというふうに思っております。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○１番（長尾慶太君）

次の質問がありますので、最後にしたいと思うんですけど。

今回、質問した経緯というのが、やはり窓口に行ったらたらい回しにされたよとか、１０分、２０分待たされたよという声があったりとか。私、今は保護者という立場で、保育園だったり、小学校の提出資料、この時期になったら、またかという保護者の声、書かんといけんのかという声をいただきましたので、そういったこのガバメントクラウド移行というのは、新たな転換点だと思いますので、そういったところで行政の改革というところを進めていただきたいなというところで御質問いたしました。

御答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問 1 については終了します。

続いて、質問 2 についての質問を行ってください。

○1 番（長尾慶太君）

続きまして、高齢化の進展に伴う交通弱者対策及び観光振興を見据えた地域交通の在り方についてお伺いします。

鬼北町では、高齢化が急速に進行しており、令和 8 年 3 月時点の高齢化率は町全体で 47.3%、日吉地区に関しては 62.2%、さらに、一部地域では 90%以上に達しています。今後、運転免許返納者の増加が見込まれる中、買物や通院など日常生活に必要な移動手段の確保は喫緊の課題であります。

これまで地域で開催した議会報告・意見交換会においても、「本当は免許を返納したいが移動手段がないため返せない」であったり、免許を返納した方が「病院や買物へ自由に行けない」といった切実な声が寄せられています。また、高齢化による交通事故報道が相次ぐ中、安心して免許返納できる環境整備の必要性もますます高まっております。

現在、町では乗り合いタクシー事業や、令和 5 年 12 月から開始した K I H O C A カードを活用したバス・タクシー運賃割引事業を実施しているものの、制度周知や運転手不足、地域間格差などの課題も指摘されています。

さらに、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトをはじめとした観光振興施策を進める上でも、町内周遊のための移動手段確保は重要な課題であります。近年は、SNS の普及により、地域の日常や分散した観光資源そのものが価値を持つ時代となっており、交通政策は、福祉だけでなく、観光・地域経済を支える基盤としての役割も求められています。

また、本町はこれまでの答弁において、地域交通の課題、運転手不足、地域間格差、地域主体運送の必要性について認識を示しているところであります。こうした状況を踏まえ、交通弱者対策と観光振興の両面から本町の交通の在り方についてお伺いいたします。

（１）高齢化の進展及び今後の運転免許返納者の増加を踏まえ、本町における交通弱者対策をどのように認識しているのか、また、現在の公共交通施策で十分対応できると考えているのか。

（２）令和 5 年 12 月から実施している K I H O C A カードを活用したバス・タクシー運賃割引事業及び乗り合いタクシー事業において、利用状況や効果をどのように

分析しているのか、また、制度周知、運転手不足、地域間格差の課題についてどのように認識しているのか。

(3) タクシー運転手不足により、利用したくても利用できない状況があるとの声もあるが、現状をどのように把握しているのか、また、ドライバー確保対策の現状と今後の取組について伺います。

(4) 近永駅周辺賑わい創出プロジェクト及び観光振興を進める上で、観光客や来訪者の町内周遊に係る移動交通手段についてどのように考えているのか、また、交通政策を、福祉だけでなく観光振興や地域経済活性化を支える施策としてどのように位置づけているのか。

(5) 交通弱者対策及び観光振興の双方に対応する新たな地域交通として、公共ライドシェアや日本版ライドシェア、地域主体交通などの導入可能性についてどのように考えているのか、また、実証実験を行う考えはないのか。

以上、5点について御答弁願います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、長尾慶太議員の2番目の高齢化の進展に伴う交通弱者対策及び観光振興を見据えた地域交通の在り方についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の高齢化の進展及び今後の運転免許返納者の増加を踏まえ、本町における交通弱者対策をどのように認識しているか、また、現在の公共交通施策で十分対応できていると考えているのかとの御質問であります。今後、高齢化や人口減少がさらに進む中で、買物や通院など日常生活に必要な移動手段を確保することは、これまで以上に重要になるものと認識しております。

現在の公共交通施策は、鬼北町地域公共交通計画に基づき実施しており、一定の役割を果たしているものと考えておりますが、今後の高齢化や運転免許返納者の増加を考えますと、現在の施策だけでは十分とは言えず、地域の実情に応じた見直しが必要であると考えております。

鬼北町地域公共交通計画は、来年度に見直しの時期を迎えることから、本年度中にアンケート調査を実施し、住民ニーズを確認した上で、計画の更新に取り組むとともに、より効果的な交通施策につなげてまいりたいと考えております。

次に、2点目の令和5年12月から実施しているK I H O C Aカードを活用したバス・タクシー運賃割引事業及び乗り合いタクシー事業について、利用状況や効果をど

のように分析しているか、また、制度周知、運転手不足、地域間格差等の課題についてどのように認識しているかとの御質問であります。K I H O C Aカードを活用したバス・タクシー運賃割引事業及び乗り合いタクシー事業につきましては、現在のところ、利用実績は増加傾向にあり、交通弱者の移動支援として一定の効果があるものと認識しております。

制度周知につきましては、町広報誌等による周知に加え、警察署にも御協力いただき、運転免許返納時などに御案内を行っております。今後も、必要な方に情報が届くよう周知に努めてまいります。

運転手不足につきましては全国的な課題であり、タクシー事業者に業務を委託しております当町においても、事業運営上の大きな課題であると認識しております。

また、地域間格差につきましては、町全体の公共交通施策として、公平性に配慮しながら実施しているところでありますが、一方で、本町は面積が広く、山間部を多く抱えており、地域によって、バス停までの距離、既存交通事業者の運行状況などが異なります。そのため、同じ制度であっても、実際の利用のしやすさや移動に要する時間などに差が生じていることは認識しております。

次に、3点目のタクシー運転手不足により、利用したくても利用できない状況があるとの声もあるが、現状をどのように把握しているのか、また、ドライバー確保対策の現状と今後の取組について問うとの御質問であります。

2点目で答弁いたしましたとおり、当町においてもタクシー運転手不足の課題が生じております。国におきましては、2種免許の制度改定や資格取得支援事業などが実施されておりますが、人口減少が進む当町及び南予地域においては、ハローワーク等を通じて募集を行っても応募が少ないのが現状であると交通事業者から伺っております。

町といたしましては、引き続き、交通事業者と協議・検討を行うとともに、今後は、運転手不足の影響を受けにくい交通手段として、5点目の質問にございますライドシェアなどの拡大を検討する必要があるものと考えております。

次に、4点目の近永駅周辺賑わい創出プロジェクト及び観光振興を進める上で、観光客や来訪者の町内周遊に係る交通手段についてどのように考えているか、また、交通政策を、福祉だけでなく観光振興や地域経済活性化を支える施策として、どのように位置づけているかとの御質問ですが、観光客や来訪者の町内周遊に係る交通手段につきましては、現状では、自家用車やレンタカーなど車での移動が大半を占めているものと考えております。

一方で、車を利用しない方への対応として、バスの利用や愛媛県が推進している自転車、レンタサイクル等の活用も考えられます。これらは、タクシー不足を補う手段の一つとしても重要であると考えております。

交通施策の位置づけにつきましては、鬼北町地域公共交通計画において、福祉や観光など地域の実情や需要に合った公共交通を目指すこととしております。

今後、近永駅周辺賑わいプロジェクトや観光振興を進めていく上でも、交通政策は、交通弱者対策だけでなく、観光客や来訪者の町内周遊、さらには、地域経済の活性化を支える基盤として重要であると認識しております。計画の見直しに当たっては、こうした視点も踏まえて検討してまいります。

最後に、5点目の交通弱者対策及び観光振興の双方に対応する新たな地域交通として公共ライドシェアや日本版ライドシェア、地域主体交通等の導入の可能性についてどのように考えているか、また、実証実験等を行う考えはないかとの御質問についてお答えいたします。

当町では、既に自家用有償旅客運送法に基づく取組として、愛治線、屋敷線、循環線、三島ふれあいタクシーを実施しております。これらは、近年、公共ライドシェアとも呼ばれる制度に位置づけられるものであり、地域の移動手段を確保する上で重要な役割を果たしているものと認識しております。

このうち、愛治線、屋敷線、循環線につきましては、町の公共交通施策として運行しているものであり、三島ふれあいタクシーにつきましては、地域の皆様が主体となって運営されている地域主体交通の取組であります。

今後につきましては、これらの既存の取組の課題を整理した上で、地域の要望や実情に応じて運行内容の見直しや他地域への展開を検討してまいりたいと考えております。

また、日本版ライドシェアにつきましては、タクシー事業者が運行管理や安全管理を担う制度であるため、既存の交通事業者との調整や担い手の確保など、整理すべき課題も多くございます。

町といたしましては、公共ライドシェア、日本版ライドシェア、地域主体交通など、それぞれの制度の特徴を踏まえながら、持続可能な地域交通の在り方を今後も検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、長尾慶太議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、質問2、（1）について再質問ありますか。

○1 番（長尾慶太君）

御答弁ありがとうございます。

厳しい現状は、町も認識されているようですが、この移動手段の確保というのは、もう単なる行政サービスでもなくなってきていると私は考えております。やはり、町民の生きる権利というのになってきておりますので、免許返納したいがもう返せないという言葉であったりとか、そういったところの声は、行政がもうその権利を保障できてないというふうにも私は捉えておりますが、町長は、その免許を返納できないという方の切実な声はどのように受け止められていますか。改めて答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

それは、長尾議員がこの間、日吉のほうでお聞きになったこともあると思うんですけども、私も10年前から町内全域でその話は伺っておりまして、それに基づいて施策を展開したつもりでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問ありますか。

いいですか。

それでは、質問2、（2）について再質問ありますか。

○1 番（長尾慶太君）

K I H O C A のことについてをお伺いしているんですけど、K I H O C A については、12月の定例会にて中山議員のほうからも御質問があり、一定の成果は得られている、今回の答弁でもそういった答弁だったと思うんですけど、過去の答弁では、本当に移動手段を必要としている免許のない高齢者のK I H O C A の保有率は12%でした、その12月の時点ですが。さらに、予算も4割以上が不用額となっているという御答弁でした。

予算が余っているということは、本当に困っている残りの88%の方には、その制度が届いていないというふうに言えると思うんですけど、やはり、もう少しその制度の周知の方法であったりとか、今のホームページであったり、広報であったりというやり方以外の方法は、今後どのような周知の方法を考えられているのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

それでは、周知の方法につきましての御質問でございますが、現在、広報とか防災

行政無線のほうでは、また周知をさせていただいているところですが、今後もっと広げるための新たな取組といたしましては、各公民館で開催される老人クラブの会合とかで、また説明をさせていただくなど、新たな方法も考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

それでは、長尾議員、質問２、（３）について再質問ありますか。

○１番（長尾慶太君）

町長は、近永駅周辺賑わい創出プロジェクトに関して、この近永駅の改修に当たって、観光の玄関口という言葉をよく使われていたかなというふうに私はふだんの中でお伺いしているんですけど、その中で、やはり観光というところに力を入れていくとなると、やはりタクシーの運転手不足は御認識はされていらっしゃるんですけど、やはりこの既存タクシーに頑張って雇ってくださいというだけでは、もう限界に達していると思います。

なので、ライドシェアのほうの取組も視野に入れているということではありますが、やはり地域の一般ドライバーであったりとか、町のもっと直接的に運行管理に関与する仕組みが必要だと私は考えております。そういったところのお考えは、町長どのようなお考えか、また改めて御答弁願います。

○町長（兵頭誠亀君）

認識の重要性というものは、就任当時からももちろん持っていたんですけども、ただそのときには、その当時、４つのタクシー業者がいらっしゃいました。今、３つになっておりますけども。その議会答弁としても、タクシー業界の事業者の方のなりわいを圧迫することがあってはならないということも答弁させていただいていると思うんですよ。それを調整しながら進めていきたいのが事実でありますけども、ここのお話もありましたように、それをもう少し乗り越えた施策が展開できないかというような時期に来ているんじゃないかなという認識を持っております。

その後、企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

近永駅で降りた後の移動に関して、観光に関する移動に関してというところでございますが、今年度、鬼のまちづくりプロジェクト支援事業の中で、鬼北観光プランの点検、ブラッシュアップ、新設に関するプロジェクトに関する御提案をいただいております。

ります。

こちらのほう、モニターツアーなども実施していただきまして、その上でそれに関する調査結果を町のほうにフィードバックしていただくような計画となっておりますので、その辺りの報告も確認した後に、また町としても検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

それでは、長尾議員、質問２、（４）について再質問ありますか。

いいですか。

それでは、質問２、（５）について再質問ありますか。

○１番（長尾慶太君）

ライドシェアの導入に向けて、今後、来年度、再来年ですかね、鬼北町地域公共交通計画の改定があると思うんですけど、それに当たって、導入に当たっての最大の課題というのは、町長、どのような認識ででしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

導入に当たりましては、どうしても既存交通事業者との調整が必要となってきますので、その調整に関する部分がどうしても難しい部分になってくようかと思えます。先ほど町長の答弁にもございましたように、どうしても民業圧迫ということになるというところには、そちらにつながるようなことは防ぐ必要がございますので、また、そちらに関しましては、既存事業者とも協議の上で、また進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、再質問ありますか。

いいですか。

それでは、以上で長尾慶太議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

再開を１０時３０分とします。

休憩 午前１０時１７分

再開 午前 10 時 30 分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9 番組内議員の一般質問を一問一答方式で行います。

程内議員は質問席へ移動してください。

程内議員、時間は、ただいまから 60 分の予定です。

質問 1 について質問を行ってください。

○9 番（程内 覺君）

9 番、程内覺です。

三島ふれあいタクシーについての質問通告をしています。令和 4 年 12 月 1 日に三島公民館で出発式が行われました。それから、供用開始となっております。それまでには、町長はじめ関係者各位には、多大な御尽力をいただきましたこと、地区民といたしまして感謝を申し上げまして、質問をしたいと思います。

質問 1、三島ふれあいタクシーの利用条件は、65 歳以上の高齢者、運転免許証返納者、または免許証を持たない高齢者、国道走る宇和島自動車バス停から自宅のある住居までの距離が 100 メートル以上ある高齢者となっています。町から対応していただいています普通乗用車を地元有志が運転手となり利用者を運んでいますが、より高齢者福祉向上のため、以下について伺います。

（1）三島地区内であれば、自宅から所用地、例えば、三島診療所に行く場合は、往復利用ができます。しかしながら、日吉診療所や北宇和病院までの往路は利用できませんが、復路については利用できません。ふれあいタクシー設置から時間もたちました。諸条件を見直しはできないものか、伺います。

（2）現状では病院の往路のみしか利用できません。町内の道の駅や大型店舗などに買物に行くときも利用できないものかを伺います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内議員の 1 番目の三島ふれあいタクシーについての御質問にお答えいたします。

三島ふれあいタクシー事業につきましては、程内議員をはじめ、三島ふれあいタク

シー運営協議会の皆様の御尽力により、地域の高齢者等の移動手段として円滑に実施されておりますことに対し、深く感謝申し上げます。

初めに、1点目の三島地区内であれば、自宅から所用地、例えば三島診療所に行く場合は、往復利用できますが、しかしながら、日吉診療所や北宇和病院までの往路は利用できるが、復路については利用できない。ふれあいタクシー設置から時間もたった、諸条件の見直しはできないものかとの御質問についてお答えいたします。

三島ふれあいタクシーは、道路運送法に基づく自家用有償旅客運送により、地域の皆様が主体となって運営されているものであり、町は、車両の貸与や運営費の補助などにより支援を行っているところです。

運行条件の見直しにつきましては、町も三島ふれあいタクシー運営協議会の役員会等に出席する中で、日吉診療所や北宇和病院からの復路利用、また買物利用などについて、地域の課題として御意見が出ていることは承知しております。

こうした運行条件の見直しにつきましては、運営主体である三島ふれあいタクシー運営協議会において独自に見直し可能なものと鬼北町地域公共交通会議での協議を経た上で、国への手続が必要なものがあります。

例えば、利用対象者の年齢要件などにつきましては、運営協議会において検討できる部分がある一方で、運行区域の拡大、目的地の追加、往復利用の取扱いなど、運送の区域や形態に関わる変更につきましては、既存の路線バスやタクシー事業との関係を整理する必要があることから、鬼北町地域公共交通会議での協議や、国への手続が必要となります。

特に、日吉診療所や北宇和病院からの復路利用につきましては、利用者の利便性向上につながる一方で、既存の交通事業者の営業区域や運行実態にも関係するため、運営協議会内で課題を整理した上で、交通事業者、国、県等との事前協議を丁寧に行う必要がございます。

町といたしましては、三島地区における高齢者の通院手段の確保は重要な課題であると認識しておりますので、今後、運営協議会において、具体的な見直し内容が整理される際には、利用者ニーズなどを踏まえ、町としても必要な資料整理や関係機関との事前協議等の必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

その上で、既存の交通事業者との役割分担を明確にし、地域の実情に合った運行が可能となるよう、関係機関との調整を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の、現状では病院の往路のみしか利用できない、町内の道の駅や大型店舗などに買物に行くときも利用できないものかとの御質問にお答えいたします。

買物利用につきましても、運営協議会の中で、通院だけでなく、買物など日常生活に必要な移動への利用拡大について意見があることは町としても承知しており、高齢者の日常生活を支える上で重要な移動ニーズであると認識しております。

特に、運転免許を返納された方や家族等による送迎が難しい方に取りましては、通院だけでなく、買物や日常の用務に利用できる移動手段の確保は、生活の質の維持に関わる大切な課題でございます。

一方で、町内の道の駅や大型店舗などを目的地に加える場合には、運行目的や運行区域の拡大に当たるものと考えられることから、既存の路線バス、タクシー、町営バス等の関係を整理する必要があります。

そのため、先ほどの復路利用と同様に、鬼北町地域公共交通会議での協議や国への手続が必要となる事項です。

町といたしましては、今後さらに高齢化が進む中で、通院に限らず、日常生活に必要な移動をどのように確保していくかは、町全体の公共交通施策として、検討すべき課題であると考えております。

今後、運営協議会において具体的な方向性が整理される際には、町としても必要な資料整理や関係機関との事前協議を行い、地域の助け合いによる移動手段としての役割を大切にしながら、既存の公共交通や民間交通事業者との共存が図られる制度設計となるよう努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、程内覚議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○9番（程内 覺君）

答弁をいただきましたが、先般の新聞でも、これ学校や病院、車、住民輸送という記事が大きく出て、今、空白地帯を大変危惧されて、全国的に危惧されています。私も先日、三島診療所前から北宇和病院までバスに乗って、K I H O C Aを利用して、乗ってみました。

乗っておられる方は4名、途中で2名、それから、小倉から岩谷の小学校まで、11名ほどの乗車で、あと、乗車される方はいませんでした。北宇和病院で降りられた方もありませんでした。

そのように、宇和島自動車を利用する人も毎日バスを見ているますが、大変、乗車されている人は少ないです。町といたしまして、各交通機関には多大な補助金も出ております。それはそれでいいと思いますが、やはりもう少し住民の意向に沿った運営

ができないものか、そういったことをお願いしたいと思うんですが、その点についてまた再度、質問をしたいと思います。

北宇和病院まで行かれる患者さんにも聞いてみました。そしたら、三島診療所前も大体7時半ぐらいにバスが来ます。そのバスに乗って、北宇和病院まで8時ぐらいに着きます。そうすると、診察、治療を受けても、今度帰る便が12時53分までバスがないんですよ。日吉方面へ行くバスは朝一便と、その午後から一番早い便で12時53分まで時間がない。だから、バスがない。その間どうするか。ある人によっては逆に今度、宇和島まで行って、宇和島で時間を潰して、またその12時53分に間に合うように宇和島から乗っていくんですよ。タクシーに乗れば、下大野のほうまででも3,800円料金がかかるそうです。それで、ちょっと何か大変だなと思っております。

ぜひ、北宇和病院にまで患者を運んだ場合は、往復利用できて、今年度末でJ Aの三島支所も閉鎖の予定と聞いております。また、J Aのほうに、農協に寄りたいお年寄りもたくさんあると思います。そういう方の利便性も考えてもらう必要があるのではないかと思います。

また、先ほど企画振興課の課長に長尾議員の質問にありましたように、K I H O C Aを老人クラブ等で啓発するといったようなことでありましたが、バスに乗ったら、最初にK I H O C Aを持って乗ったんですが、乗るときにK I H O C Aをかざして乗らんと、私は、降りるときだけでいいかなと思って差したら、いや、もう乗るときにかざしてもらわんといけんのよと言われました。私はもう高齢者として認識不足、勉強不足で、その辺もまた、バスを利用される方には周知していただいたほうがいいのではないかと。

再度、いろんなタクシー業界、また自動車、バスの事業者、いろいろ事業を圧迫するようでもいけないですが、先ほど言いましたように、大変乗車率が悪いと思います。早急に、やはり往復利用できるような施策は取れないものか、再度お尋ねします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

この交通弱者、それから買物弱者、通院弱者というふうな部分について、大きく2つの課題を9年前から整理しております。

一つは今おっしゃったバスを利用するにしても便数が少ない。列車もそうなんですけども、J Rも少ない。そこで利用がしづらいというところ、それに伴った業者さん

との調整というものが必要になってくる、一つの壁になっていると。

もう1個の大きな点は、自宅から交通手段が行くところまでの部分、今日の愛媛新聞にも、全国で交通空白地帯というものが2,740あるというふうに書いてありました。それと同じような状況が鬼北でもあるというところで。

交通弱者対策には、その2つをどのように結びつけていくかということを、できることからやっていったというのが実際のところなんですけども、長尾議員の御指摘もあったように、また今年の区長・組長会でもあったように、やっぱりもう一歩進んだ施策は必要な時期にもう来ておるという認識でございます。

担当課は企画振興課でありますけども、その今の私の考えも踏まえて、今回、公共交通会議のほうに準備し、臨んでまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○9番（程内 覺君）

重ねて、ちょっとしつこいようではありますが、12時53分まで帰るバスがないということで、タクシーを頼んだら、タクシーも予約されとって、病院まで行くタクシーがない、あるいは台数が限られておるんで、要望には応えられないということで大変困ったといったような実情になっております。

それで、今問題になっております白タクとかそういう問題もあるんですが、近所の方が善意で送り迎えを、三島ふれあいタクシーではなく、個人の車で善意で送り迎えをされている方もおるようでございますが、それにはやっぱり何らかの対価を得ていると思うんで、そういったことで白タク運営になっては、また何かがあったときに、どちらも心配をせんといけないんじゃないかと思いますので、ぜひもっといろいろな問題もあると思いますが、ぜひ早急に、また検討していただきまして、より住民の福祉向上に努めていただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○9番（程内 覺君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2について質問を行ってください。

○9番（程内 覺君）

質問2、敬老会の行事についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症以前には、各校区により敬老行事が地元の体育館等で開催されておりました。数年前より、該当者に弁当を配布していただくようになりましたが、それはそれでいい面もあることと感じていますが、お互い顔を見ながら近況を話し合う時間と場所があってもよいのではないかと思います、以下について伺います。

(1) これからの敬老行事は、弁当配布のスタイルが続くのでしょうか。

(2) 私が思うところは、理事者の尽力、また住民の皆さんの御理解の下、広見中学校もあのように立派に建築をされましたが、住民の多くの方々は、いまだ中学校の建物を見ておられない方が多いと思います。

そこで毎回とは言いませんが、たまには敬老会の対象者が一堂に会し、あのすばらしい体育館で楽しみを共有する計画は立てられないものか、お伺いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、程内覚議員の2番目の敬老行事についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目のこれからの敬老行事は弁当配布のスタイルが続くのかとの御質問に、ついてであります。

敬老行事につきましては、令和2年度から、コロナ禍を契機として、従来の地区ごとの会食方式から、仕出し料理を各御家庭へ配達する方式へ変更し、現在まで継続して実施しております。

従来の会食方式では、会場までの移動が困難な方や健康上の理由等により参加できない方もおられ、参加率は約3割に満たない状況でございました。一方、現在の弁当配達事業では、対象者の約9割以上の方から希望をいただいております、より多くの高齢者の皆様に敬老のお祝いをお届けすることができております。

また、この方式は、コロナ禍の折、開始から5年が経過し、地域にも定着しているほか、職員が各地域を訪問することで、高齢者の皆様の生活環境や地域の状況を把握する機会にもつながっていると考えております。

こうした観点から、現時点では、現在の配達方式を継続してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の、私が思うところは理事者の尽力、また住民の皆さんの御理解の下、広見中学校もあのように立派に建築されたが、多くの住民の方々は、いまだ中学校の建物を見ておられない。そこで毎回とは言わないが、たまには敬老会の対象者が一堂に会し、あのすばらしい体育館で楽しみを共有する計画は立てられないものかとの御

質問についてであります。

程内議員が御提案のとおり、新しい体育館を活用し、多くの方が一堂に会する機会
は一定の意義があるものと考えております。一方で、敬老行事につきましては、先ほ
ど申し上げましたとおり、より多くの高齢者の皆様に敬老のお祝いをお届けすること
ができる現在の配達方式が定着しており、多くの対象者の皆様から仕出し料理を楽し
みにしているとの声やお喜びの声も多くいただいていることも事実でございます。

また、敬老行事の目的は、高齢者の皆様の長年の御苦勞に感謝し、長寿のお祝いを
することであり、その目的に照らしても、現在の実施方法は有意義なものとも考えて
おります。

このため、現在の実施方法を基本として進めていきたいと考えておりますが、引き
続き、高齢者の皆様や地域の御意見を伺いながら、より効果的な敬老行事の在り方
について検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いい
たします。

加えて、敬老行事に限らず、広見中学校体育館など多くの方に御覧いただく催物も
大変よいアイデアであり、特に御高齢の方々に御覧いただくことも大変有意義だとも
考えます。御提案ありがとうございます。

以上で、程内覺議員の２番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、質問２、（１）について再質問ありますか。

○９番（程内 覺君）

答弁ありがとうございます。

私が、入学式とか卒業式とか中学校を見て、本当にいい学校ができたなと正直考え
ておりますが、それを住民の方にも、もっと広く知っていただいたら、なおさらいい
んではないかと思っております。

それで、鬼北町出身、松山育ちとよく今テレビでにぎわっております「たくろう」
さんコンビに、ぜひ鬼北町に来てもらって、中学校の体育館等でライブができないも
のかなと思っております。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、（１）、（２）一緒ですか。

○９番（程内 覺君）

はい。すみません。

J Aの年金友の会のような演歌歌手を呼ぶとか、でちこんかでは、大変いろんな有

名な方を呼んでいただいて、楽しみは多いと思うんですが、なかなか高齢者については、足がなかったり、よう見に行くことができない人が多いと思います。また、ぜひそういう機会があってもいいんじゃないかと思います。

以前、三島明日考会という会がありまして、その中でも各单位、三島なら三島の体育館で、三島だけで何とかそういった催しができないものかなというようなことも話題となりまして、みんなで考えていこうやというようなことになっておりますが、ぜひ、そういった会を各公民館単位でも、また復活できれば復活していただいて、お互いの顔を見ながら、町民同士が話し合いをする時間があってもいいんじゃないかと考えます。

再度、町長にそういったことを踏まえて、町長の考えをお聞かせいただいたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

実は、敬老行事の開催につきましては、コロナ禍が終わった後に、各公民館の主事さんに、各地区で老人クラブ等を通じて、また、公民館も寄せて、それぞれの地域で意見を聞いてほしいという話をしまして、6地区で、4地区が今の弁当のほうでいいんじゃないかなと。2地区は、三島も含めて、行事のほうがいいということは私も承知しているんですよ。

そのときに一つのネックになったのは、鬼北町の場合は、鬼北町が敬老行事の主催になっているものですから、それを地域でやっておると。これがもし、各公民館の公民館と教育委員会と、それから自治会なり区長会が主催していただければ、それは町とは別個のということ。町が主催するままで、一方は敬老行事、一方はお弁当の配付となると、それはそれとしてサービスの提供の方法が違うわけですから、それはそれでまた御意見として、御異論が出ることにもありかねない。

ということで、統一はしているんですけども、程内議員が言われるとおり、三島地域の方々の思いというものは承っておるんですけども、ちょっとそこまで全体がなっていなかったのに至っていないんですけども。私はこの質問に書いてあります年に1回見れたらいいのにねという御意見は、三島地域以外でもあるのは私も承知いたしております。

本当に難しい問題で、もう弁当ばかりにするということではないんですけども、だから、初めは弁当も、おいしいところとおしくないところがあるということで叱られたんですけども、今はそういうようなことがなしに、9割以上の方に御提供いただいているので続けておるんですけども。新しい広見中学校というか、様々な御覧に

なってないところ、広見中学校に限らず、そういうな施設で、こういうようなところを利用するというような御提案は本当にありがたいんですから、何かいい方法がないか、また考えてみたいと思います。

敬老行事については、三島地域でどうしてもということであれば、町の主催を外して、各公民館なり、自治会なりでの主催に切り替えるという手はあろうかと思いますので、その分も御承知おきいただきたいと思います。

他の市町では、町が主催するのではなしに、各地域でやっているところが多いんです。それも付け加えておきます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、再質問ありますか。

○9番（程内 覺君）

ありがとうございます。

よろしいです。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、これで、程内覺議員の質問は終わります。

次に、8番井上博議員の一般質問を一問一答方式で行います。

井上博議員は質問席へ移動してください。

井上議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください

○8番（井上 博君）

議席番号8番の井上博です。さきに通告したとおり、3つ質問いたします。

質問1、広報きほくについてお尋ねいたします。

定例会の議員一般質問で、各議員の一番目の質問に関する主たる回答を掲載しているが、何ゆえ全質問及び回答を掲載しないのか、誰がいつ、このように取決めをしたのか、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の1番目の広報きほくについての御質問にお答えいたします。

定例会の議員一般質問で、各議員の1番目の質問に関する主たる回答を掲載してい

るが、なぜ全質問及び回答を掲載しないのか、誰がいつこのように取決めをしたのかとの御質問であります。

これまで町の広報誌であります広報きほくにおきましては、定例会における一般質問について、各議員の全ての質問及び町の主たる答弁を掲載してまいりました。この取扱いにつきましては、令和6年度に開催いたしました町の広報委員会において、委員から議会定例会の内容については、議会だよりと掲載内容が重複している部分もあることから、広報誌における掲載の在り方を整理するとともに、議会だよりの発行回数の見直しなども含めて検討してはどうかとの御意見がありました。

その後、当該意見につきましては議会事務局にもお伝えし、議会側において全員協議会で御協議いただいたところ、議会側からは、広報誌は町外の希望者にも送付されていることから、町外に転出された方々を含め、議会に関する情報も継続して届けたい旨の御意見をいただいたところであります。町といたしましても、議会情報を町内外の方に分かりやすくお伝えすることは重要であると認識しております。

一方で、これまでも限られた紙面及び職員体制の中で掲載を行ってまいりましたが、広報誌全体として、町政情報、行政サービス、各種お知らせなど、町民の皆様にお伝えすべき情報も多くなっております。そのため、一般質問の全てを広報誌で掲載し続けるのではなく、議会だより、町ホームページで公開される会議録、U-CATでの議会放送などと役割分担を図りながら、広報誌においては、町政全般の情報を幅広く掲載する媒体としての役割を踏まえ、議会情報については、要点を分かりやすくお伝えする形に整理することが適当であると判断したものであります。

なお、引き続き、議会情報を町外の希望者にお届けする方法といたしましては、議会だよりを広報誌と一緒に送付することにより対応可能であると考えております。

このような経過を踏まえ、町の広報誌としての紙面構成を見直す中で、議会事務局とも情報共有を行った上で、町において掲載方法を整理し、令和8年5月号から各議員の1番目の質問に対する主たる答弁を掲載する方式へ変更したものであります。

また、その際には、議会情報を御確認いただくための方法につきましても併せて周知することとし、広報誌内において、「議会は傍聴できます。また、宇和島ケーブルテレビで生放送されており、後日、議事録は町ホームページにおいて公表されています。議会広報も発行されています。併せて御確認ください。」との案内を掲載しているところです。

以上で、井上博議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問１について再質問ありますか。

○８番（井上 博君）

私はちょっと議員として去年なったわけですので、その前のこういうような検討会とか、そういうのはちょっと理解はしてなかったのでもっとよくは分からなかったんですが。

一応私が言うのは今回の３月定例会の分が広報５月号に出て、初めてちょっと知ったわけですけど、これを見て、一般の町民の方も、私もそうですけど、これを見て、この議員さんは、はっきり言ってですよ、これぐらいの質問しかしてないのかなと。私も言われました。一つしか出ていませんから。本当、つまらんことみたいな感じで、これぐらいのことしか、あなたは質問しなかったんですかと言われたわけですよ。だから、そこが問題だと私は思います。

結局、一般質問というものは議員にとっては大切なことであり、全質問事項、回答を載せるべきであって、載せるのであればですよ。だから、そうせんと、さっき言ったように、この議員さんの、口は悪いけど、レベル低いねとかそういうようなことを思われることを危惧するわけで。そういう点においては、やはりきちっと、出すなら出す。やっぱそういうところを、きちっとやったらいいんじゃないかと、私はそのように思います。

これ、見ていかんのやったら、私から言えば、町にとって、広報に質問事項を掲載すると何か問題があるのですかというふうに私も取れます。何もないのであれば、全部載せて、町民に告知するべきではないかと思いますのでもう一度その点、お答えをいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

反問権、構いませんか。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど答弁いたしました議会定例会の内容について、町の広報委員会、民間の方で組織しております広報委員会において指摘のあった、指摘というか御意見のあった、議会だよりと掲載内容が重複している部分もあることから、広報誌における掲載の在り方を整理するとともに、議会だよりの発行回数の見直しなども含めて検討してはど

うかということについては、どのようにお考えなのでしょうか。

○8番（井上 博君）

私は、それ、広報云々、議会だよりの委員でもないのです。だから、聞いてなかった
ので、私はちょっと理解ができなかったと。だから、これを見て質問しとるわけです。
やるんだったら、だからこのときに、載せなくてもいいんじゃないですか、逆に言え
ば。載せるんやったら、全部載せたらどうですかということを探ねているわけですか
ら。

もう一度ちょっと聞いていただきたい。反問されても結構です。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、町としては、この広報委員会の御意見を基に議会のほうと相談をしてお
りますので、なお一層、議員の内部からそのような御質問が出るということでありま
すので、また、議会事務局、議長さん、副議長さん、議員さん方と検討してまいりた
いと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

井上委員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

井上議員、質問2ついて質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問2、鬼北町民間事業者等による賃貸共同住宅整備促進事業についてお尋ねいた
します。

（1）この事業は、民間業者等による良質な賃貸共同住宅の供給拡大を図り、若者
や子育て世代等の移住及び定住を促進することを目的としているが、1戸当たり床面
積25平米以上としているが、7.6坪、約15畳であります。2Lだと思います。
狭くないですか。若者や子育て世代等と言っているが、町営住宅のほうが広いのは
ないですか。お答えいただきたい。

それから、（2）移住者は何軒入居されていますか、お尋ねいたします。

（3）現在4棟あるが、家賃は幾らですか、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の２番目の鬼北町民間事業者等による賃貸共同住宅整備促進事業についての御質問にお答えいたします。

１点目の、事業は民間事業者等による良質な賃貸共同住宅の供給拡大を図り、業者や子育て世代等の移住及び定住を促進することを目的としているが、１戸当たり床面積２５平米以上としているが、６．７坪、約１５畳は狭くないか。若者や子育て世代等と言っているが、町営住宅のほうが広いのではないかとの御質問であります。

国に定める公営住宅整備基準におきまして、公営住宅の１戸の床面積の合計は２５平米以上とするとされております。これを踏まえ、町におきましても、町営住宅等の整備基準を定める条例第１０条において、町営住宅の１戸の床面積の合計は２５平米以上とすると規定しております。本事業におきましても、こうした基準を参考とし、補助対象となる住宅の要件として、１戸当たり２５平米以上と認定しているものであります。

なお、この２５平米とは、補助対象とするための最低基準であり、実際に本事業により整備された住宅につきましては、単身向けでおおむね４０平米程度、世帯向けでは７０平米程度の床面積が確保されております。

２点目の、移住者は何軒入居されているかとの御質問ですが、町外からの入居者につきましては、現在、合計で８軒と伺っております。

３点目の、現在４棟あるが、家賃は幾らかとの御質問であります。町が把握している範囲では、家賃はおおむね４万円後半から７万円前半の範囲と伺っております。家賃につきましては、立地、間取り、床面積、設備など各住宅の条件により異なるものであり、町としては、多様な民間賃貸住宅の選択肢を増やすことで、町外から転入を希望される方などの受皿の確保につながっているものと考えております。

以上で、井上博議員の２番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問２、（１）について再質問ありますか。

○８番（井上 博君）

２５平米以上が基準というふうになっておるようですが、補助を出すわけですから、２５平米以上と言わず、大体３５平米以上とか、４０平米ぐらいというふうに設定したほうが僕はいいと思いますね。だから、逆に言えば、２５平米以上言うたら、安く上げようと思ったら２５平米で建てますよね。私言うたら、５０平米や６０平米は建てませんよ。

だから、そういうところが、ちょっと甘いんじゃないか、基準を満たしとったらええのかというんじゃないしに、町単で、補助1,200万円というお金を出すわけですから、やっぱりそういうふうに、やっぱり設定がちょっと甘いんじゃないかなと私はそのように感じます。

何ゆえ25平米にしたのか。25平米以上やったら基準に合格するからとやっとなるわけですけど、ちょっとそこがね、逆に言うたら、私らが言うたら、建築業者から言うたら、楽な甘い平米数やなと、そういうふうに捉えますんで、その点、ちょっともう一度お聞きいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

それでは、平米数に関してなんですけれども、先ほどの答弁にございましたとおり、町営住宅の基準に、最低基準が25平米以上となっておりますので、それを参考にさせていただきますのでございます。

実質のところは、先ほどの答弁に、これもございましたとおり、40平方メートル以上の住宅は確保されておるものでございますので、また、今後の運用の様子を見まして、またここの変更を行うかどうかは、また検討してまいりたいと思っております。以上です。

○8番（井上 博君）

今、4棟できとるわけですね。ほんなら、お尋ねしますけど、その4棟の全部、それ何平米ですか。実質その4棟。それは把握できてます。一番最初の1棟、それで、2棟、3棟、4棟、次、5棟ができようとしておりますけど、実質、今できとる棟数、4棟の平米数ですね。1戸の平米数は幾らですか。ちょっと答えて。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

把握はしておりまして、41平方メートルから70平方メートルの間となっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

私ちょっと外観だけど、41平米ということは、これ3.3で割ると、何坪ですかね。11坪ぐらいになるかな。あそこの奈良に一番最後のS住宅ですけど、これ41平米あります、本当に。私は思うんですよ。ありますよって言ってもらったら、もうそれでいいですけど、ちょっとお尋ねします。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

建物登記面積を部屋数で割りますとその平米数になりますので、その面積があるかと思えます。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

続きまして、質問2、（2）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

4棟ですから、12軒で、町外は8軒ということですね。僕はそれだけ入れればすばらしいと思いますが、町外から8軒入って、本当に8軒入っているんだろうかなとか、いろいろ思いますけど。

その中で、この町外からの居住者ですよ。この方はどのような人が入居しているか、ちょっとお尋ねしたいけど、いろいろプライバシーとか云々とか言われますけど。ひょっとすれば、この中の12軒のうち、当町の役場の職員が、ひょっとしたら入っているんじゃないかと私はちょっと思うんですが。

それも課長やったら、把握されていると思いますけど、何軒入っておられますかね。それぐらいは答えられると思いますので、ちょっと答えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

入居者の情報に関しましては、事業者と入居者の民間契約でありますため、前住所地を含めた入居者の個人情報の調査権限を町は有していないほか、町内転居者における前住所地の別につきましても、個人情報の観点からお答えは差し控えたいと思いま

すので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

はい、いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、続きまして、質問2、（3）について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

現在、4棟あるが、家賃は幾らですかとお尋ねいたしましたら、4万円から7万円というふうにお答えいただきましたが、そのうち、要は4万円から7万円と言いますが、A、B、C、Dとあれば、どれが4万円で、どれが7万円、ちょっと構成ですね。4万円が何軒、7万円が何軒というふうになんてお尋ねいたします。お答えできるでしょう。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。反問権をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

はい。

○町長（兵頭誠亀君）

この金額の提示がどのような目的で質問されておるのか、教えてください。

○8番（井上 博君）

これは私、金額は、町外とか云々から、そういうような人を呼ぶためにつくつとと。町単で出しとるわけでしょう。だから、それやったら、私が言うには、普通、ほかの自治体では、すごくお金をかけて立派な家を、2万円ですよ、3万円ですよというような、びっくりするような価格で提供しとる。だから、そういう方が町外から移住してきて、こういうような立派なものを提供していただくと。そういうのが普通なんですけど、ちょっと家賃が、私から言えば、高いんじゃないかなと、そういううわさを聞いとるわけですね。

だから今答えられました7万円というところがある。7万円と言うたら、宇和島でも今のアパートの状態でも7万円、近くの自治体の宇和島市でさえね、なかなかないですよ、7万円というのは。町長も御存じだと思いますよ。普通、5万円ぐらいです。だけど、7万円から4万円と言うから、ちょっとどこでそこにあるんだろうと。

私が聞いているのは、7万円というのは2軒聞いています。はっきり言って。だけ

ど、4万円は聞いてない。だから、どこが4万円なんだろうかなと。それ、A、B、C、Dとあったら、7万円は何軒あるんですかと。4万円が何軒ですかと、そのうち。それをお尋ねしておる。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

家賃に関してなんですけれども、4万円台が1棟、5万円台が1棟、6万円台が1棟、7万円台が1棟ということで町に提出された資料では記載されております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

今、7万円が1棟と言われましたね。間違いないですね。私もちょっと確認しますよ。それはそれで町が言うたんだから。現実違っとなったら、うその報告をされとるということですから。だから、そういう報告をされる業者はやっぱりいかなので、そういうところはちょっといろいろ。信じて、そういうふうには今は思っておきます。

この中に、いろいろ言われるけど、普通の方やったら、一般的に言うたら、これ、こういう住宅で、鬼北町で7万円も払う。言うたらね、その生活云々から言うたら、すごい負担がある。

聞くとところによると、聞くとところですよ。うわさですから。うわさと言っていいの。住宅手当が、7万円のうち3万5,000円ついて、そういう人といったら、どういうところがそういう住宅手当ついたらとるんだらうなって言うたら、役場関係、そういうような云々とか、そういう人が入居しているという、そういうようなであれば、そういうふうには、家賃が高いとは思わないね。自己負担が半分で済むわけですから。

だけど、それから言うと、実際言うと、家賃の設定が7万円が1棟だから、4万円からと言えば、別にどうってことはないんだけど、7万円の人の分は、ちょっと私から言うたらもうけ過ぎやなと、そういうところをちょっと思いますけど。

こういう住宅手当がついたらとる人も、これプライバシーの云々になるから、ちょっとお答えできんとは思いますが、そういう人が入るとるというふうにはうわさでもなっております。

私も、これちょっと今、7万円は1棟しかないって言うから、ちょっとびっくりしたわけですけど。もう一回、私も調べ直して、また質問したらいいとは思っております。

この事業は、どっちにしても最初にうたっていますが、若者や子育て世代等の移住及び定住を促進することを目的としているわけですので、そういうような平米数とか、家賃とか、そういう部分は、よければ町が主導していただいたら一番いいと思いますけど、私が思うには、家主さんが、7万円のところの物件であれば、家主さんがもうかる事業を町が手助けをしているように思っておりません。

町単で1,200万円、合計6,000万円も支出をしているんですから、建築前に、入居者が決まっているとかそういうようなうわさも聞いております。本当に町のやっていることに、もう私は逆に理解がちょっとしにくい。

この事業をやっている業者も、A、T、M、Sで、次は、T社と、もう大体、競争でもなしに、何か順番制にいただいております。1,200万円ですからね。すごいですね。予想どおりになつとると。これが本当に公正にやっているのかということですね。そういうようなこと、うわさもよく出ております。

募集期間も大体2週間ですね。2週間、早いですよ。いつから受付します、2週間。そういうようなもんで100%ほぼ決まっております。大体抽せんになったのは1件、だけだと思いますね。5件のうち、それは全部、恐らく、うわさ、臆測ですよ。順番に行こうじゃないかというような感じで、きっちり話ができるとというようなことですね。

私から言うたら、さっき、25平米以上やけど、40平米あると言うから、40平米だったら12坪、十二、三坪やったら、大体坪単価が80万円ぐらいだとすると、900万円で、2,500万円から3,000万円で建つわけですね。1,200万円、家賃が7万円のところやったら、月に22万円、年間220万円。だから、そういうこと。計算すると、オーナーがもうかるように何かされている。だから逆に、町から言ったら、そういう移住促進云々やったら、家賃が高いんじゃないかと。だから下げんといけんやないかというのが、僕は常識だと思います。そういう点が、ちょっと理解がしにくいなと思っております。

そういう点は、よく考えられたほうがいいんじゃないかなと。愚痴というか、苦言でございますので、そのように取っていただければいいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○8番（井上 博君）

要りません。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2については以上で終了します。

続きまして、井上議員、質問3について質問を行ってください。

○8番（井上 博君）

質問3、鬼北町における鳥獣被害対策についてお尋ねいたします。

鳥獣被害額は、2024年度の数字であるが、県内では5億845万円、南予では3億3,246万円である。当町ではどのような対策を取っているのか、尋ねる。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、井上博議員の3番目の鬼北町における鳥獣被害対策についての御質問にお答えいたします。

当町では、どのような対策を取っているのかとの御質問であります。議員御指摘のとおり、2024年度の鳥獣被害額は、南予地域が県内被害額の6割以上を占めるなど極めて深刻な状況となっております。

本町におきましても、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等による農林産物の被害は、農業者の営農意欲を著しく低下させるとともに、基幹産業である農林業の衰退や耕作放棄地の増加を招く深刻な問題であると認識しております。

御質問の本町における鳥獣害対策につきましては、鬼北町鳥獣被害防止計画に基づき、猟友会をはじめ関係機関と緊密な連携を図りながら、国、県、町の補助制度を活用し、総合的な対策を推進しております。

具体的には、防護柵設置による守りと捕獲対策による攻めの両面から、鳥獣害対策に取り組んでおります。

まず、農地への侵入を防ぐ防護柵設置による守りの取組につきましては、受益者の規模や営農形態に応じて補助制度を活用し、防護柵設置を推進しております。受益者3名以上による集落単位の広域的な防護柵設置については、国の鳥獣被害防止総合対策事業を活用し、資材費を支援しております。また、集落単位に満たない受益者2名以上の農家による共同設置については、県の補助事業を活用し、さらに、国、県の要件に該当しない個人農家や小規模な圃場に対しては、町単独の補助事業により、資材

費の支援を行っております。

次に、捕獲対策による攻めにつきましては、被害の根源となる有害鳥獣の個体数調整を図るため、年間を通じて計画的な捕獲活動を実施しており、国、県の補助事業を活用しながら、猟友会による捕獲体制の維持・強化に努めております。

また、捕獲従事者の高齢化が課題となる中、農林業従事者自らが農地や農作物を守る体制づくりを後押しするため、新規の狩猟免許取得に係る申請手数料の補助などを実施し、捕獲の担い手育成に取り組んでおります。

さらに、令和7年度からの取組として、捕獲従事者の見回り負担の軽減や捕獲効率の向上を図るため、ＩＣＴを活用したわな作動通知機器を導入し、スマート捕獲による省力化・効率化の実証に取り組んでおります。

加えて、減容化施設やジビエペットフード加工処理施設を活用し、捕獲鳥獣の適正処理と有効活用を進めることで、捕獲従事者の処理負担の軽減と資源の有効利用に取り組んでおります。

今後も、鳥獣害対策を本町農林業の振興における重要課題と位置づけ、関係機関や農林業と連携しながら、被害の軽減と持続可能な農林業の実現に向けて取り組んでまいりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、井上博議員の3番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、質問3について再質問ありますか。

○8番（井上 博君）

お尋ねいたします。

町内では、狩猟免許、鉄砲を持っている人、許可者、何人いますか、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

町内の免許取得者についての御質問だったと思いますが、現在、猟友会のメンバーにつきましては112人いらっしゃいまして、銃のみの方は20人、銃・わなの2つとも持っておられる方が38名、それから、わなだけの方が54名いらっしゃいます。以上です。

○議長（芝 照雄君）

井上議員、了承ですか。

○8番（井上 博君）

やっぱり町内で、やっぱり鉄砲の従事者、鉄砲で駆除する人が20人ってびっくりしましたけど、本当年々高齢化して、免許を持っている方が少なくなってるのが現状だと思います。だから、やはり被害も、どんどんどん鰻のぼりで上がってくると思いますね。

やっぱり、わなで取られる方もたくさんおられますけど、何でも攻めの対策をやらなんだから、被害があるから柵をしましたとか云々とか言うたら、私は動物から見たら、「柵の中で野菜をつくっとるが、一生懸命」というふうにね、私はイノシシやったらそういうふうに見ますけどね。そういうことでは、やっぱりいつまでたっても被害額は少なくならんと思いますね。

だから、私からの提案ですけど、当町において、鳥獣害対策課というものを設けてもらって、対策課はあるんですかね、今。

ないわね。

を設けてもらって、職員に、猟銃の免許を取らせて、持っておられる方もおるようですけど、月に何回か、駆除業務に専念させる考えはありませんかね。そういうことをすると、少しでもやれると思います。

この職場の役場の中の職員の方でも、この堅苦しい中で仕事するよりね、鉄砲を持って山でね、週に何回、駆除に行けと言ったら、喜んで行く人もたくさんおると思いますよ。そういう自治体も全国であります。ある自治体が。そういうところはね、少なくなっております。やっぱ攻撃こそ最大のお守りですから、やっぱそういうものをつくっていただいて、やっぱどんどんどん若い人に免許を取ってもらって、やればいいと思いますね。

昔はこの免許やっても、ライフルやなかったらやっぱりいけない。ライフルは10年かかりますので。だけど今は散弾でね、村上鉄砲さんに言えばいい玉ができてますよというような、すぐにイノシシくらい、ぽんといったら、すぐイチコロになる玉がありますので、散弾の免許でやれますので、どんどん免許を取っていただいて、やっていただきたいというようなことも申し上げられておりました。

そういうことで、同じこの鬼北町でも、私は提案しますが、町長の好きな鬼という言葉がありますので、鬼の鉄砲隊というようなものを創設されてはいかがでございましょうか。御提案します。

職員にアンケートを取っていただきたいと思います。そういうものをやりたいという人が、関心のある人はいると思いますので、被害額が少なくなるのであれば、その方の手当も、10万円、20万円出しても、びっくりするような数字ですけど、構わないと思いますよ。だから、そういうようなことも考えていただいて、やっていただきたい。

とにかく守ることでは被害額を少なくすることはできませんので、攻撃こそが最大の効果を生むと思います。ぜひ取り入れていただいて、被害が少なくなるように、特に農林課長にはお願いいたします。町長にもお願いいたします。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

今のは答弁は要るのでしょうか。

○8番（井上 博君）

別にいいです。

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3について終了します。

以上で、井上博議員の一般質問を終了します。

次に、2番入田伸介議員の一般質問を一問一答方式で行います。

入田議員は質問席へ移動してください。

それでは、入田議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

議席番号2番、入田伸介、通告のとおり質問させていただきます。

その前に、昼休みを挟みますけれども、お付き合いのほうよろしく願いいたします。

質問1、町道の除雪について。

昨年の大雪の際は、積雪の多かった日吉地区においても、町道の除雪がままならず、多くの住民の方々が不自由な思いをされました。

そこで、質問（1）除雪がスムーズに進まなかった原因をどのように捉えられているか。

質問（2）その問題解決に向けて、どのように対処しているか。

質問（3）排雪方法や車両の離合場所の確保、除雪後の道路状況及び除雪のし忘れ

の有無等、除雪作業終了後の確認を行っているか。

以上、お尋ねいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の1番目の町道の除雪についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、除雪がスムーズに進まなかった原因をどのように捉えているかとの御質問であります。令和7年2月の雪は、雪質も重く、積雪量も数十年に一度の大雪であったこともあり、作業の進捗にかなりのロスがございました。木々に積もった雪は倒木を誘発し、電線の断線による停電が数か所で発生いたしました。電力会社も積雪で現地に入ることができないとのことで、ライフラインの復旧を優先した除雪を実施したことや、除雪後、さらに積雪があったことによる出戻り除雪に加え、数百本の倒木処理など想定外の事態が原因であったと考えております。

次に、2点目の、問題解決に向け、どのような対処をしているかとの御質問であります。当面の対処といたしまして、交換用のタイヤチェーン予備を準備し、融雪剤の在庫を増量いたしております。作業員につきましても、資格の取得に取り組んでいくところでございます。

次に、3点目の、排雪方法や車両の離合場所の確保、除雪後の道路状況及び除雪のし忘れの有無等、除雪作業終了後の確認を行っているかとの御質問であります。排雪方法や離合場所につきましては、前任オペレーターからの引継ぎによりまして、できるだけ同じ場所に設けています。除雪後の確認につきましては、路線ごとの除雪完了時、その日の作業終了時、朝の作業開始時に作業路線の確認を行っているところでありますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上で、入田伸介議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

答弁では想定外の積雪であったという御答弁だったかと思いますが、またあれぐらい降る可能性もないわけではないのですけれども、そういった点に関しては、何かお考えのところがあるのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、2点目の問題解決についてということとかぶるんではないかと思いますが、当面の措置といたしまして、前回の除雪時に路線的に47キロメートルほど除雪をしております。その折にタイヤチェーンとかちょっと切れて不便があったこともありまして、タイヤチェーンの予備を準備しております。

加えまして、融雪剤の散布をするのに、予備、その増設、大体今200体ほど持っております、それも2年ほどしたら固まってしまうので、毎年、さらに購入を進めているところでございます。

加えまして、作業員さんにつきましても、重機の運転がみんな誰でも行えるようにということで、免許の取得、そこら辺を進めているところでございます。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

すみません、質問2のほうと重複しましたが、それはまた2のほうで、またお尋ねしたいと思います。

まず、原因は何かという質問1の質問でありますので、原因の洗い出しにもう一度質問を戻したいと思います。

想定外ということでありましたけれども、オペレーターそのものの数は、これは足りているものなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

数についてですが、除雪用の機械が、現在、所有している機械が、建設課でトラクターショベルを2台とグレーダーを1台所有しております。ただ、グレーダーは、除雪の際に、皆さんちょっと好まれないというか、進入路を塞いでしまうという傾向がありますので、実質、タイヤショベル2台のほうで除雪を行っております。

1台はオペレーターさんが運転しまして、あと、人家、その辺の除雪を行う方、ついていく方、2人で合計6名の作業員さんで2班体制で現在は行っております。

去年の雪に関しましては、もうそれだけじゃ全然間に合わなかったのもので、対応していただける建設業者さん5社のほうにお願いしまして、その業者さんたちにもお手伝

いをいただいて除雪をしたところであります。その辺で御理解いただいたらと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

ということは、機材がそもそも、昨年規模であれば機材が若干不足していた可能性はあるという御答弁であったかと思います。

先ほど課長御答弁にありましたように、足りない分は民間の方に御協力いただいたという旨、御答弁いただいたんですけども、なかなか私の地元、日吉地区の住民の方によると、ちょっといろいろな不平不満等が上がっておりますので、そこら辺の原因の洗い出しと、質問2からは、その対処のほうを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁いいですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

現実問題として、機材が足りない場合なんですけれども、例えば、オペレーターさんがおられるのであれば、リースしておくとか、そういう手はないものなんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

リースの件であります。前回の雪の折にリース会社にも問合せをいたしまして、リースのお願いをしたところでありますが、除雪用の機械はもう1台も残ってないということで、冬場など、どうしても東北のほうにも出ていくということで、リース会社のほうにはもう1台もございませんでした。

除雪用となると、ショベルのほうも、チェーンが要ったり、スノータイヤ、そういうのも必要になってきますので、なかなか全業者が対応できるというようなことでもありませんので、そこら辺は御理解をいただいたらと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

これは伺った話なんですけれども、日吉村時分は、多分、降り出してからリースしてもないのは分かっているんですけども、冬季に備えて、もうリースしといたという手を打たれたというふうに伺っております。先手で受けておくというのも一つの手、捨てずにといいますか、使わない可能性もあるんですけども、仮に降った場合、特に昨年のような大雪の場合は、住民の方が本当に不便、不自由をされますので、そういった面でも御配慮いただければと思います。

それと、建設業者さんに頼む場合、それをどのタイミングでお願いされるんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

まず、1番目のリースを1年間したらという、期間だけでもということですが、以前にその期間だけリースをしたこと、1年間でリースしたことがございまして、そのときは残念ながら、残念ながらということもなく、雪が降らなくて、無事で過ごせたという経験もございました。

リースをするとなると1年間、大体その当時でリース料が13万円でありました。月のリース料が13万円で、1年間リースをしたところであります。

あと、業者さんに依頼するタイミングといたしましては、業者さんも県のほうの除雪も承って、冬季の除雪も受けとるところでありますので、建設課といたしましては、雪が降る前に準備はして、降ったら出動できるような体制を取っております。

それで雪の降り加減によって、もう対応ができないということになれば、もうそのタイミングで全て業者さんに、手の空いてる業者さんをお願いするようなことにしております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

恐らく、今課長がおっしゃったように、業者さん、それぞれ国道であるとか、県道

であるとか、受け持たれているのではないかと考えております。やはり、これはもうある程度は建設課、労務班のほうで対応していくべきなんじゃないかなと私個人としては思っておるんですけれども、オペレーターの数、先ほどはあるとはおっしゃいましたけど、そこはもう一度、御確認したい。不足してるのではないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

機械が今、先ほど御答弁いたしましたように、トラクターショベルが2台とグレーダーが1台ありまして、免許を持っているオペレーターが5人いますので、オペレーターの数は足りている。ただ、交代で行っていくことはちょっと無理になるかと思いますが、1日の作業量として行うのであれば、オペレーターは今のところ足りております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

やはり除雪の場合は、緊急車両とか、例えば、医療であるとか、火災であるとか、入れない場合は、住民の方のこれ、命に関わることだと思いますんで、オペレーターさんが足りておるのであれば、機材をどうするかとか、やはりなかなか日吉地区、特に一度積もった雪、溶けないもんでして、除雪早く入っていただかないと、その生活にも支障を来す上に、今申しました緊急性にも、かなりの御不自由をおかけするようになると思います。

機材がないのであれば、ないなりに何か考えていただくとか、オペレーターさんが足りないのであればいろいろやっけていただいていると思うんですけれども、あのクラスの積雪が今後ないとも限りませんので。

私が一番申し上げたいのは、住民の方々に安心感を与えていただきたいということです。今のままでは、雪が降る、冬が来るたびに今年は除雪やってもらえるんやろうかとか、そういった声が多分に届くもんでして、確かに雪の量は予想もできませんし、抗し難いものだと思いますけれども、やはり住んでいる方にとっては死活問題ですので、機材であるとか、人員面であるとか、そういったことであれば、そういったことを一層御努力いただきたいと思います。

町長、それに関していかがお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

今回の雪のことに關しては、私のほうでは家に電話がかかったり、それから、LINE等で来てくれということも複数あって、大変なことは十分分かったつもりでおったんですけども、一つだけ、入田議員の御指摘とは違う方法がありまして。

今回の雪の前、以前に、町長就任のときに、今のオペレーターの人を1人増員して日吉に入ろうとしたら、あのオペレーターさんは要らんと。あのオペレーターさんにしてやってもらいたいというようなオペレーター指名があったんですよ。そこまで言われると、なかなかその対応をし切れないというところがあるんですよ、実際には。

今回もオペレーター構えていますけども、構えとるという課長の答弁がありましたけども、その方々には、10年ほどのキャリア、20年のキャリアの方もいらっしゃるし、取って間もない方もいらっしゃるって、それをもし派遣したときには、また違う御不満も出るんじゃないかな。

今回は、今言われたように、人命を一番重視するということは私も理解しておりますんで、そのときの雪で私に対応したのは、一遍はここで申し上げたんですけども、人工透析をされた方の家にすぐに行ってくれということで、診療所の雪解けよりも、そこに、名前は申し上げられませんが、そこに行って、建設課長に直電をして、そこに行って、宇和島方面まで行ける道を確保したと。その後に独居高齢者のところに行ってくれというような指示は出しとったんですけども。

全てのところを一括して、先ほど言いましたように、雪が降って、のけて、また出戻りの雪があって、すぐに行くところはなかなか本当に、これは物理的に難しいんじゃないかと私は思いまして、議員さんが言われる、命に関わる問題だということは十分分かるんですけども、あの雪は本当にすごかったというのが本当の今の実感でございます。

努力してまいりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

それに合わせて、私のほうに届いている声の中に、やはり管理者が、ここに書いて

ありますように、一度現場に来て確認をしているのかという声が、これまた多分に届くものであります。

先ほど町長、最後に御答弁いただきましたけれども、確かにあれぐらいの雪が降りますと、もう最速は矢のように飛んでくるとっておるんですけども、やはり現場に赴いて、自分の目で御覧になって、それで住民の方に今こういう状況なんで、こうこうです。これはいつ頃になりますというふうに説明すれば、住民の人も全体に雪降つとるんで、多少は納得いただけると思うんです。ただそれが現場を見ずにいて、そのうち行きますというような回答では、なかなか納得が得られないだろうなと思うんですけども、その点いかがお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課のほうの首長の行動範囲ということに照らし合わせて、もう一回検討させていただきますと思います。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○2番（入田伸介君）

心強い御答弁をいただきましたので、期待してお待ちしております。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1については終了します。

ここで、しばらく休憩いたします。

それでは、再開を午後1時とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、入田議員の質問2について質問を行ってください。

○2番（入田伸介君）

質問2、ドローンを用いた防災・減災強化について。

いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震に加え、これから梅雨、台風等風雨にまつわる災害頻度が一年で最も増大する時期を迎えます。

令和8年度施政方針の中で、町長は新たにドローンを活用した防災・減災を推進し（中略）、被害状況の早期把握や孤立が予想される地区に対する物資の輸送・運搬な

ど、生命に関わる物資の円滑な供給体制の構築に取り組むと表明されました。

そこで、以下の質問を行わせていただきます。

質問（１）物資の供給は一時的・緊急的な対応を指すのか、あるいは長期間の孤立を想定した継続的な対応なのか。

（２）具体的な詳細計画、あるいは、孤立予想地区ごとの供給体制及び手段は策定されているか。

（３）上記の取組に向けて、どのような訓練が行われているのか、または、行われる予定か。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、入田伸介議員の２番目のドローンを用いた防災・減災強化についての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の、物資の供給は一時的・緊急的な対応を指すのか、長期間の孤立を想定した継続的な対応なのかとの御質問であります。

現在、当町が所有しているドローンは、最大積載量が４０キログラムとなっております。想定している運用といたしましては、災害等により陸路が完全に寸断された初期段階において、緊急性の高い医薬品やＡＥＤ、軽量の非常食、または、情報収集のための衛星通信端末などを直接搬送する一時的・緊急的な対応を基本と考えております。

基本的には、ドローンにより、上空から孤立集落の被災状況や住民の安全を迅速に把握し、早期の陸路復旧・孤立解消に努めることとしておりますが、万が一、孤立状態が長期間に及ぶ場合には、自衛隊をはじめとした関係機関と綿密に情報共有を行い、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

次に、２点目の、具体的な詳細計画、あるいは孤立予想地区ごとの供給体制及び手段は策定されているかとの御質問であります。町内の各集落は、地質や接道状況、地理的条件がそれぞれ異なっており、発生する災害の規模や種類によっても状況は多種多様であります。

災害時においては、まず孤立する状況を未然に防ぐため、気象情報や警戒レベルに応じて、できるだけ早い段階で安全を確保しつつ、指定避難場所へ事前避難していただくことが何より重要となります。その上で、不測の事態により孤立集落が発生した場合には、先ほど答弁いたしましたとおり、まずはドローンを投入して、速やかに現

地の状況を把握し、関係機関と連携した早期の孤立解消を最優先の手段として、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

次に、３点目の、上記の取組に向けて、どのような訓練が行われているか、また行われる予定かとの御質問であります。現在、運用の中心となる役場職員３名がドローン操縦に関する基礎的な講習を修了しております。さらに、今年度は災害対応力強化と現場での機動力を高めるため、消防団員である役場職員及び地域の消防団員の中から１０名程度を対象に、国家資格「二等無人航空機操縦士」の取得を計画しており、組織的な運行管理体制の構築と実践的な運用訓練を段階的に進めてまいりたいと考えております。

以上で、入田伸介議員の２番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、質問２、（１）について再質問ありますか。

○２番（入田伸介君）

ということは、質問１に対する答えは、一時的・緊急的な対応に限るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

おっしゃるとおりであります。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、再質問はありますか。

○２番（入田伸介君）

ないです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問２、（２）について再質問ありますか。

○２番（入田伸介君）

先ほど町長は、長期間にわたる場合は、自衛隊等関係機関と協力してとおっしゃいましたが、私一番ここがネックといいますか、お伺いしたいところなので、慎重に質問させていただきたいと思います。

南海トラフ地震は、想定ですけれども、東海から九州・沖縄まで広大な範囲が被害想定となっております。このような中で、今、町長がおっしゃったような支援が果たしてスムーズに自治体等に来てもらえる保証があるのかどうか。私そこが一番気にな

るんです。

能登半島地震等、これまでも大規模な災害がありましたけれども、ある程度、熊本であったり、能登半島にしても、ある程度、範囲の狭い災害であったと思うんですけども、南海トラフとなると、かなりの範囲が被災することが予想されております。まして、ほぼほぼ太平洋側の大都市もその中に含まれるわけでありまして、さて、そんな中で、本町にそういった、スムーズに自衛隊等が来てもらえるのかどうか、そういったところの根拠があればお示しいただきたい。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

失礼します。

根拠といいますと、先ほど言われたとおり、どれだけの大きさとか、そこら辺が全く分かりませんので何とも言えませんが、一応、防災計画等で考えておりますのは、孤立地区の支援活動といたしまして、まず、状況を把握すること、そして、衛星携帯電話等による外部と孤立地区との連絡等の通信手段を確保すること、そして、孤立時における緊急救出手段の確保ということで、ヘリコプターとかバイクとかいろいろ考えられるんですが、その際に、自衛隊だけでなく、消防・警察等のヘリを使いまして、対応したいと考えております。

その際に、空路での救助ということで、ヘリによるホバーリングからのホイストという形で救助を行うということも考えております。その場合、高度は10メートルから15メートルの程度で行うのが一般的で、それによって、けがをされている人とか、そういう方は優先的に救助していくということを考えておるんですが、先ほど言われたとおり、ヘリがなかなか来ないとか、そういうことも考えられます。

そのときには、陸路のほうもできるだけ早くということも考えなくてはいけないし、いろんな方策を考えて、先ほど一時的な、緊急的な対応ということにしようとしたんですが、ドローンで何かしら運ぶ、最後の手段にはなりますけど、そういうことも考えられるかもしれません。いろんなあらゆる手段を使いまして、そこに取り残された方の人命救助をするように考えていきたいと思っております。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

今の入田議員の御質問の中は、自衛隊の人数も限られているから、鬼北町に本当に入ってくるか不安であるということだと思うんですけども、同じような不安を、年に1回か2回、松山駐屯地のほうから、自衛隊のほうからお越しになられて、国際情勢の防衛白書の中とは違った一つの国内の緊急時の体制ということで、いろいろと詳しく教えていただくんですけども。

その中で、この10年間で変わったところは、松山駐屯地のほうの自衛隊員の中の方々、東予・中予・南予のほうに振り分けをしていただいて、南予にはこういう方々が来てもらう予定なんですということで、考えていただいているのは間違いない。ただ、おっしゃるとおり、南予の愛南町と宇和島とか、全てになったときに、それが果たしてどうなのかということは、私もそれ以上、自衛隊のほうに、鬼北町の分を確保してくれというようなことがなかなか言えない。

多分、議員さんは御存じだと思うんですけども、7月豪雨災害で沢松の方が流されたときに、私は自衛隊のほうにお願いをしたんですけども、もう自衛隊のほうは搜索範囲が特定されたところについては出動するけども、鬼北町さんの場合は、河川として搜索範囲が広いので、今回は出動については受けかねますということであって、結局、1週間後に愛媛県警と高知県警の方、250人と消防団250人、500人で搜索したということが経験としてございます。

ですから、7月豪雨災害でさえ、搜索範囲が広いときには自衛隊のほうに要請しても、そういうような状況があると。それは、そのときは悔しかったですけども、やはりそれは自衛隊の一つの規律として、決まりとしてそうなっているわけでありまして、その搜索の厳しいところ、厳しくないところに限らず、人命の命というものに対して緊急度を考えて、自衛隊は動いていただくというふうに私は信じております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

やはり、確かに自衛隊等、強力な機関に要請するのはもちろんなんですけれども、先ほど町長が御答弁いただいたように、やっぱり限りがあるんじゃないかと思います。であれば、やはり町で、先ほどおっしゃった40キログラムの積載量のドローンだけではなく、もう少し町でもできる救助活動・支援活動しますよという意味のこの施政方針だったと思うんですけども、そういうわけではないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

町の姿勢を問われとるんであれば、そこについての答弁になってしまうと思うんですけども、第3次鬼北町長期総合計画の中で、これをまとめるためにアンケートを取って、住民の意向調査というところで、ここに、横軸が重要度、縦軸が満足度と。住民の方が重要に考えておられて、満足度が低いところが課題であるとは思っていて、そこが雇用対策とか、交通環境の充実とかいうことがあるんですけども、予想に反して、防災・減災対策については満足度が高いんですよ。

先ほどから入田議員が不安があるというふうなことを一つ、いつも言われますけども、ただその不安というのは、多かれ少なかれ皆さん持たれているものは仕方がないところだと思うんですよ。私がいつもお話をするのは、これまでやってきた防災対策・減災対策の部分で、防災士、それから、自主防災組織を全集落に構えていただいて、防災士のほうも、県内で人口率としてはトップクラスの部分まで頑張っていた。

災害が起きたときの減災対策として一番必要なのは、行政ができるものではない。あくまでも共助として、住民同士で頑張っていこうということを、議員さん方も訴えてもらえなかったら、全部が全部、行政ができると私、思っていないですよ。その考え方を、この議会の中で答弁するとしても、全てをやっていきますということはなかなか言えない。だから、それを9年間訴えてきて、今、年間に各集落、または地区で頑張ってもらいたいとる防災訓練とか、そういうものを10年前までは経験されてなかった方が、ああそうか、こういうような訓練があるのかというところで、その満足度が少し上がってもらったのかなと。

もちろん、私はこれで満足するわけにはいきませんのでやっていかなきゃいけませんけども、今の入田議員の御質問は、自助・共助ではなしに公的な支援というものをしっかりと上げていけということを今おっしゃったと思うんですけども、全てをうまくいうことはできないと。自衛隊を絶対100人確保しますよということを私が言えるわけでもないわけですよ。そういう状況も分かっていたかかないと、この防災・減災を町全体で取り組んでいこうということにはならない。あくまでも住民の方々の御協力というものを私は信じなければならないというところで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

6月でしたか、昨年も私こういった質問させていただきましたが、そのとき私もそもそも災害対策は自助が基本であるというふうな、私それは重々承知しております。ただ今回、これ孤立支援という話ですので、孤立したところに地元の防災士とか地元の自主防災組織が何するかって言われても、物が来ん限り、何をしようがないんですよ。その物の供給は公助の守備範囲じゃないですかと申し上げたいんですが、いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

もちろん、その範囲は去年の議会で入田議員に答弁したドローンというものをすぐに購入して、また新しい導入を今検討してますけども、40キロ以上の物が運べるようにするための協議、また国庫補助事業で、10名の国家試験の資格を取るようになる。あくまでもドローン1台じゃいかんというところで、孤立集落が一つ以上になることも予想しなければならないというところまでは想定はしてますけども、それを行ったからといって、人命が必ずしも救われるわけではないというような危惧を持ちながらやりますので、全てが大丈夫ですという答弁もなかなかできないんですよ。その辺りは御理解いただきたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

町長がおっしゃりたいことは十分承知いたしました。

今の答弁の中では、今所有されているドローン以外にも、購入なり、入手するおつもりがあるというふうに聞こえたので、そういった形で質問を進めさせていただきたいと思います。

現在、鬼北町の地域防災計画では、住民の方々に7日分の備蓄を呼びかけていると思いますけれども、先ほど町長も御答弁で触れられましたように、町内至るところで同時多発的に孤立地域が発生した場合、今の機材で7日以内に物資を運ぶことは可能なかどうか。それは検証されているのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

それは集落がどれほどなるか、それは議員が想定される、それから、町のほうが想定される部分、もちろんそれは町のほうが想定するのが多いことを考えなければなりませんけども、そうかといって、ドローンを10台すぐに構えられるかという現実な問題もあるわけですから、そこは御理解いただきたいなというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

それでは、こちらに書かれてる孤立が予想される地区に対するという記載ですけれども、孤立が予想される地区というのは、なってみないと分からないということになるわけですか。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど申し上げましたように、町内の各集落は地質や接道状況、地理的条件がそれぞれ異なっており、発生する災害の規模や種類によっても状況は多種多様というふうに答弁しております。

新しい愛媛県の防災計画でも、鬼北町内で震度6強・震度6弱の地点が思わぬところに出てきておるということは御存じだと思うんですよ。それも踏まえて、一番先は震度6強というところの予想範囲というものを想定しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

やはり、災害というのは想定外をいかに想定内しておくかということに尽きると思うんですけれども、どうもそこら辺が噛み合っていないといいますか。確かに、幾らでも機材が多ければ多いのは、それにこしたことはないんですけど、やはり予算的なこともありますので。私、先ほど説明した意味は、孤立想定地域が、例えば、当町の場合は、広見体育センターと鬼北町農業公社の倉庫が物資の集積場所になっているかと思えますけれども、そこから一番時間のかかるところを想定して、そこに物資を運ぶためには、これぐらいの機材が必要ですよというふうに逆算していかんと、発生しないと分かりませんというのは、ちょっと心もとないんですけど、いかがですか。

○町長（兵頭誠亀君）

議員がおっしゃる部分については、そのように把握しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

やはり繰り返しになりますけれども、先ほど申しました想定外を想定内にしてほし

いのでありまして、その自衛隊の方々がいらっしゃればいらっしゃるだけで結構なんですけど、もし来なかった場合等も、やはり危機管理意識として我々共有していきたいと思います。心配ばかりするというふうに言われるような気がするんですけども、実際、そういうふうになっている方、多分にいらっしゃいます。

また、先ほどの重要度と満足度の表、私も正直、防災があそこにあるのは意外だったんですけども、それは、防災士の数であるとか、そういったところを見られているのじゃなかろうかと、こういった大規模災害に関して、果たして本当にあそこにその項目があるかという、私ちょっと意外な気がしますんで、そこをうのみにするのは、先ほど申しました、ちょっと危機管理意識から見ますと、いかがなものかと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

私も先ほど申し上げましたように、私も意外だったということを申し上げましたし、今の鬼北町の状況から言うと、危惧をせないかんの、あの右下にあるということ想定しなければならぬというふうに先ほども申し上げましたので、そこは御理解いただきたいと思います。

ただ、今までの防災士、また自主防災組織の活動については、町民の方々もある程度の評価をしていただいておりますというのがあの表だと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

もう1点だけ。町内にドローンをなりわいとされとる業者さんがあると思うんですけども、たしか町の地域防災計画では、情報収集のみ協定が結ばれているというふうなくだりがあったように記憶しております。

その輸送に関しての協定を結ぶことはできないのでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

町内でドローンを利用されている方は大体農家の方が多いかと思います。その目的といいますのは、農薬とかの散布とか、肥料の散布とか、そういう形に使われているものが多数だと私のほうでは把握しておりますが。

今のところ、先ほど言われたとおり、まずは情報収集をして、孤立集落にちょっと

泥のけとか、そういうのをしたら孤立が解消できるとか、そういうふうな情報をまず収集することが重要ですので、今、情報収集ということで協定を結んでいる状態ですが、今後、検討していきたいと考えております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

私がお伺いしたかったのは、なりわいとして、個人的に持っておられる方も協力いただけるのであればそれにこしたことはないんですけども、たしかドローンを御自身のなりわいとしてやられている方がいらっしゃると思うんですけども、その方々との協定はできないものなのかと。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

三島のほうに1名おられるかと思います。状況等をちょっと私も把握しておりますので、今後の課題ということで検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（3）について再質問ありますか。

○2番（入田伸介君）

先ほど課長おっしゃったように、もう一番大事なのは情報収集だと思っております。ただ、能登半島地震では、発災直後に深刻な通信障害や道路の寸断がありまして、通信機能が完全に麻痺したということが報道されております。同じ山間部での震災ということで、非常に参考になると言ったら、ちょっと語弊があるかもしれないんですけども、やはり、勉強になるところはあります。

情報が入手できない状況下で、どのようにして、その被害状況を把握されるか、それを伺いたいと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

ドローンは撮影等ができますので、それによって撮影して状況を把握することもできますし、また体温とかそういう温度センサーというのもついておりますので、それによって誰がどこにいるかとか、そういうのも大体の把握が可能であります。

そして先ほど申しました衛星携帯電話等を送るということで、イリジウム等で携帯電話、衛星を使った形で話すことができますので、空さえ見えるところであれば使用が可能かと考えております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

そういった訓練は行われているんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

先ほど町長の3点目の答弁のところで申したんですが、職員が3名、基本的な講習をしております、定期的に飛ばさないとバッテリーとかそういう点検も必要ですので、そのときに機材の確認、言うたら、映るとか、機材の確認はしておりますので、そういうので訓練といいますか、定期的な点検というところで確認はしております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

ちょっと想像ができないものでお聞きしたいんですけども、例えば、日吉地区の父野川地区が孤立したと想定しまして、情報収集のために、役場からドローンを飛ばすようになるのかと。想定として、そう思うんですけども、実際にあそこまで、ここから操縦して飛ばすような訓練、そういった具体的な訓練もされているということでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

まだ行ってないと思います。

以上です。

○2番（入田伸介君）

たしか、ドローン、あれは御寄附いただいたものだと思うんですけども、11月頃

だったと思います。まだ行ってない、もう半年にもなると思うんですけども、それはなぜ、そういった確認というか性能確認になろうかと思うんですけども、行ってないのは何か理由があるんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

性能確認だけで済んでいるというのは、今年度、先ほど言った国家資格のほうを取得するというのもありますので、その方の今、作業を進めているところでもありますし、先ほどの、こちらから父野川まで飛ばすということはありません。近くまで向かって行って、その近くで飛ばすという形に実際はなりますので。

そこら辺、イメージ的に言うたら、全く見えない、どこへドローンが飛びよるか分からないというのではなくて、大体目視ができる範囲、だいたひ飛ぶことができますので、目視ができる範囲と考えていただいたらいいかなとは思いますが、そういう実際の運用は、近場に行って、飛ばして、情報を得て、その情報を本部に送るという形でイメージを取っていただきたいのと、先ほどのまだ訓練していないというのは、申し訳ないですが、今、そういう免許の取得等の作業をしている段階で、その方たちに実際に触ってみるとか、そういう形があれば、そういうときに併せてやりたいと思いますし、また、各防災訓練とか、そういうときには利用したいと思っております。

○2番（入田伸介君）

近くまで行って、飛ばして画像を撮るとというのは、訓練の趣旨としてあまり訓練になってないと思います。やはり近くまで行けない状態ですから、本番は。そこをいま一度御確認いただきたいと思います。

それと、情報収集に関しましては、先ほど言いました町内のそのドローン業者の方と協定を結んでであると地域防災計画に記載されておりますので、そうなっていると思うんですけども、情報収集に関しては。この業者さん方との共同訓練であるとか、あるいは意思の疎通とか、そういったことはされているんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

先ほどの訓練といいますか、ドローンを飛ばした状態で目視というのは今、目視以外の免許というか、資格の関係で、目視以外は飛ばすことができない状況です。ですので、近くまで行って、実際、災害があった場合は、今現状で言いますと、近くまで

行って飛ばして、目視のところで情報を収集する方法しかありません。

それは、国家資格が取れましたら、目視しなくてもいい場所、見えないところまで飛ばすことは可能となります。

そして、町内の資格を持たれとる方とのやり取りなんですけど、まだちょっと私も一度も会ったときがありませんので、これから課題としていろんな交流をしたいと思っています。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

この質問で、冒頭、いつ発生してもおかしくないと記載しておるとおり、いつ発生してもおかしくないの、そういった危機意識を持って当たっていただきたいと思います。

それと、最後にもう一つだけ質問させてください。

その冒頭、町長答弁の中で、一時的に緊急、薬であるとかそういった物をお届けする、そういうお役に立てるという御答弁があったかと思うんですけども、その際に、孤立支援地区にいらっしゃる方のお使いの薬とか衣料品とか、ちょっと個人的な物が含まれる場合は、どのように管理されるのか、そこだけちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

ドローンを操縦する人には、それは分からないんですけども、今私が考えているのはやっぱり個別支援計画というものが一番重要になってくるんじゃないかな。それは民間のケアマネジャーの方、また、うちの保健師が情報を持っておりますけども、その中に必携の薬、そういう物について書いておれば一番いいんじゃないかなと。

それについて今、収集率は60%だったかな、ちょっとごめんなさい、分からないですけども、それが県内全国で難しいのは、常時、月ごとに病院に入られたり、また病院から帰ってこられたり、亡くなられたりということで、再度、更新していかなければならないから100%にならないというところがあって、それが悩んでいるところであります。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

理解いたしました。

繰り返しになりますけれども、やはり自助・共助・公助とありますが、やはりそれぞれにそれぞれの分担といいますか、やるべき人があって、やるべき守備範囲があると思います。

確かに、自助がもちろん一番大事なのは分かるんですけども、何度も繰り返しますが、こういった輸送関係に関しましては、どうしようもないものですので、そこら辺だけは再度御認識いただけたらと思います。

答弁は要りません。

○議長（芝 照雄君）

これで、入田伸介議員の質問を終わります。

次に、5番兵頭稔議員の一般質問を一問一答方式で行います。

兵頭議員は質問席へ移動してください。

兵頭議員、時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

議席番号5番、兵頭稔、さきに通告とおり、4件質問したいと思っております。

質問1、水道事業について。

令和8年度施政方針5の（6）上下水道の整備と維持管理についてということで述べられておられました。そのことについて、次のことを問います。

（1）計画的に老朽化施設等の整備を行うとありますが、この老朽化施設は今、何か所ありますか、その施設はどこか教えてください。

（2）奈良地区、生田地区、日吉地区の一部の配水管耐震管更新工事とありますが、この配水管は、老朽化による更新工事になるのか、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の一番目の水道事業についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、老朽化施設は何か所あるか、その施設はどこかとの御質問ですが、令和8年度施政方針5の（6）上下水道の整備と維持管理についてで申し上げている老朽化施設等は3か所であり、近永浄水場、新広見浄水場及び近永第2水源から近永浄水場までの導水管であります。

次に、２点目の、奈良地区、生田地区、日吉地区の一部の配水管耐震管更新工事とあるが、この配水管は老朽化による更新工事になるのかとの御質問であります。３か所、いずれも布設後４０年以上を経過している老朽管であり、老朽管の更新に伴い、耐震管を布設する工事でございます。

以上で、兵頭稔議員の１番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問１、（１）について再質問ありますか。

○５番（兵頭 稔君）

４０年以上たっているということなのですが、法定耐用年数が４０年で、実使用年数というのは４０年から８０年になっていると思います。それを踏まえて、この工事をするのかどうかをお伺いします。

実使用年数というのは、ある程度きちっと管理をして使った場合に、４０年から８０年使えるということになっています。その辺、鬼北町としてはどういうふうに管理されたか、お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

今ほどの質問は、４０年から８０年と言われましたけども、恐らく、その老朽管のことについての御質問だろうということでお答えいたしたいと思います。

老朽管、今回予定している３か所とも、現在使っているパイプは塩化ビニール管でありまして、これは４０年を過ぎますと、やはり漏水の可能性が上がる。そのために、もうできるだけ早めに替えなければならないということで、耐震管化するということがあります。

実際に４０年ちょうどだから替えるということではなく、古いものは４７年、新しいものでも４３年程度はたっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、再質問。

○５番（兵頭 稔君）

交換するのは水道管だけですか。それともほかの施設はないんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

1点目の話なのか、2点目の話なのか、ちょっと話がよく見えておりませんが、まず、1点目の耐震管工事については、導水管は布設替えをいたします。そして、浄水場の中については、耐震診断に基づいて、弱い箇所については補強を行います。

2点目の配水管の布設替え工事については、次第に、年数とともに老朽管が増えていく傾向になりますので、予算の許す範囲内でできるだけ早めに取り替えをいたしているという状況であります。

○5番（兵頭 稔君）

私が質問したのは、給水管は、40年とかいうあれがあるんですけど、その給水管からつなぐというか、建物があると思うんですよ、建屋が。その建屋も同じように建て替えるのかというのを聞きたいんです。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

全面的な建て替えではありません。あくまでも耐震診断に基づいて、弱い箇所の補強をし、長寿命化を図りながら、できるだけ延命をさせていきたいという考えであります。

○5番（兵頭 稔君）

構造物については、法定耐用年数というのが40年から60年で、実際に更新基準年数というのがありまして、それについては65年から90年、その辺のきちっとそういうことも考えながら、やっぱり水道料金が高いんで、その辺もお金を使わないように、極力安くできるようにやってください。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○5番（兵頭 稔君）

いいです。

○議長（芝 照雄君）

では、質問1、（2）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

先ほど40年以上たっているという回答だったんですが、私ちょっと聞き違ったかどうか分からないんですが、日吉については、平成6年に工事したと聞いたと思うのですよ。工事現場に行って去年替えた分についても確認させてもらいました。ということは、きれいなビニール管で、替えるのかなというふうな感じで、そのお金の無駄遣いじゃないかなって思ったんで、ちょっと質問させてもらったんですが、その辺はどうでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

昨年、7年度施工工事のことをお話しされていると思うんですけども、7年度施工工事の布設されておったパイプにつきましては、確かに日吉地区については、ほぼ平成6年、7年、8年の3か年で更新しております。しかし、場所によって、昭和55年、56年に施行した分が所々残っております。その残っておる地区が7年度に施工した箇所、またちょっと残っていますので、8年度で全部終わるかどうかはちょっと分かりませんが、そういったところは優先して取替えをしていくということがあります。

○5番（兵頭 稔君）

奈良地区、生田地区は、築何年たつとるんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

生田地区については四十四、五年という状況です。奈良地区についても43年という状況になっております。特に、奈良地区については、ここ3年連続で実は漏水が発生しておりまして、すぐに当然、対応して修理はしておるんですけども、周辺の方に非常に迷惑をかけておるので、ちょっと前倒して施工させてもらいます。

○5番（兵頭 稔君）

私が一番先に議員になったときに質問させてもらったんですけど、その当時、何で耐震管にせなんですかという質問をしたら、町長が、そんなものはする必要ないんだと言うて、工事した分の、その取替えはないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私は言ってますけども、前の町長ですか。

水道課長が答弁いたします。

○水道課長（二宮洋之君）

広見町時代のことの話を、私がしゃべったことをおっしゃっているのかなと思うんですけど、その当時の方針としては、もうこれ以上水道代を上げるわけにはいかないので、耐震管まではこたわんけれども、極力、地震に対して強い管種パイプを用いて整備をしていけという、そういう指示がございました。

なので、対象地区は三島だったんですけども、三島地区については、ほぼ铸铁管、幹線の国道沿いについては铸铁管を、行き止まりの路線については、所々塩ビ管が入っているところもございますけれども、できる限り料金上昇を伴わないような格好で施工してきたということであります。

なので、この先、全然ないとは申し上げませんが、40年で取り替えるかと言われると、それはちょっと考えておりません。塩ビ管については、先ほど申し上げたように、45年とか50年とかまでに取り替えていきたいとは思っておりますけども、铸铁管については、60年、もてば60年、70年までは使っていきたいというふうな考えであります。

○5番（兵頭 稔君）

私が何でこんな質問するかと言いますと、減価償却が令和元年のときに1億9,100万円あったんですよ。今、令和6年の減価償却が1億9,800万円ということは、ほとんど動いてないということなんで、減価償却が終わったら、すぐに次の工事をして、40年で減価償却しますから、その辺で大体もう少しずつずらしていったって、少しでも経費を、資本的収支が赤字にならないように、町も少しは考えてほしいと思います、町民のためにね。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

1回したものというものは、水道の施設については、新しいものが古くなったら、やり替えないといけないわけでありまして、今の水道事業体系というのは、私が存じ上げているのは三十数年前からこの水道料金でいきますよということで、それをずっと守っておりまして、高いと言われるのは、それは致し方ないことでもありますけれども、合併条件でそれを理解して、納得をしてこうなるとるわけでありまして、それを高いというのはしょうがないことでもありますけども、工事が終わったからといって水道料金を下げるような予定はございません。次の工事の減価償却が発生することですので、今の金額に相当する分は、これから先、10年、20年も続いていくんじゃないかという予想をしております。

以上です。

○5 番（兵頭 稔君）

今、町長の言われることはよく分かるんですよ。だから、40年たったら減価償却がゼロになるんで、少しずつ減るんじゃないかなという考え方でおるんですよ。それをゼロにならないうちに、次の工事をするから、また増えてくるという感じになるんで、やっぱりある程度のものは減価償却が終わって何年か使って、それから工事をするというふうな基準的に考えてほしいなということで質問しました。

○町長（兵頭誠亀君）

もし、兵頭議員がおっしゃることが全て適切であるのであれば、毎年の決算認定で監査委員のほうから御指摘があるはずなんですけども、もちろん内部的に同じようなことをおっしゃる部分もありますけども、おおむね現在の状況というのは正常である、適当であるという御指導をいただいておりますので、そこについては御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5 番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

以上で、質問1については終了します。

続いて、質問2について質問を行ってください。

○5 番（兵頭 稔君）

質問2、町施設の維持管理について。

令和8年度施政方針、住民とともにつくる共創のまち、（4）で行政運営の健全化について次のことを問います。

（1）今、町が所有している施設の老朽化の状況や維持管理費用関係で、日吉地区の中央集会所が閉鎖されました。その後の処置について伺います。

（2）日吉地区にある現在使用していない老化している旧教員住宅についての処置について伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の2番目の町施設の維持管理についての御質問にお答えいた

します。

まず、1点目の、町が保有している施設の老朽化の状況や維持管理費用関係で、日吉地区の中央集会所が閉鎖になったが、後の処置について問うとの御質問であります。

御質問にあります日吉中央集会所につきましては、昭和49年に竣工してから、既に50年以上経過した建物であります。平成15年に介護予防等拠点整備事業という国庫補助事業を活用し、浴室の改修、身体障害者向けのトイレ設置及び段差解消などの改修工事を行っております。しかし、経年劣化が顕著で、外壁のひび割れや設備の老朽化等が見られ、安全性や快適性の面から、今年3月31日をもって閉鎖したところでございます。

町といたしましては、地域住民の交流や福祉機能の確保は重要であると認識しておりますが、建物自体、耐震面において、現行基準を満たしていない可能性があり、施設の更新や耐震改修には多額の費用がかかり、費用対効果の観点から、本施設は改修工事を行っての再利用というのは難しいと考えます。

今後におきましては、解体も視野に検討する必要があるかと思いますが、解体に当たっても多額の費用を要することや、解体工事での周辺環境への影響や安全対策等についても十分な検討が求められることから、解体時期については適切な時期を判断して行ってまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

次に、2点目の、日吉地区にある現在使用していない、老朽化している旧教員住宅の処置について問うとの御質問であります。旧日吉小中学校教頭住宅は、現在、一般の町営住宅としておりますが、平成30年9月に退居された方を最後に、空き家として管理しているところであります。

令和3年度に策定いたしました鬼北町公営住宅等長寿命化計画では、優先的な用途廃止が望ましい結果となっておりますが、鉄筋コンクリート造で、過去に屋根の防水工事も行っており、倒壊のおそれもなく、跡地の計画もないことから、現状を維持する形で管理しているところであります。

この計画につきましては、令和12年度が見直しの時期になっておりますので、それまでに活用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくをお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問2、（1）について再質問ありますか。

○5 番（兵頭 稔君）

日吉の地区の中央集会所は、先ほど言われましたように、お風呂があつて、災害時の避難場所になっていたんですよ。お風呂があるからいいなと思ひよったんですけど、これがなくなると、日吉地区の避難場所にお風呂がついてるところはほかにはないんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

休憩をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時 5 6 分

再開 午後 2 時 0 1 分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○危機管理課長（山下悦郎君）

先ほどの兵頭議員の御質問なんですが、日吉地区で指定避難所になっておりますのが、富母里施設（体育館）、そして、農林業者トレーニングセンター、そして、日吉中学校屋内運動場、そして、先ほどの日吉中央集会所でしたが、これは指定避難所からのけましたというのを前回の区長・組長会でも話をさせていただいたんですが、これは先ほどの4月からのけております。それ以外に、日吉住民センター、そして日吉保健センターが日吉の地区では指定避難所のほうになっております。

先ほどのお風呂というのは、確かに中央集会所は、福祉の関係でつけておるんですけど、それ以外のところにつきましては、どこもそうなんですが、避難所にはお風呂とかそういうところ、確かに中央集会所はあったんですけど、そういうことは避難所として実際使うに当たって、お風呂に順番に入れる、そういう状況であるかということも分かりませんし、そういう状況がないというのが通常の状態だと思います。ですので、お風呂よりもスペースがあるかということを先に考えていただきたいなと思います。

ちょっと答弁にはならないかもしれませんが、そういう形でお風呂は先ほどの中央集会所にしか、確かに日吉のほうはありません。

以上です。

○5番（兵頭 稔君）

お風呂はなしにしてもいいんですけど、そのスペースがありますかと言われたんですけど、これ、代わりの避難場所というのは考えておられますか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

ほかの場所というのは、なかなか大きなところは日吉地区、なかなか公的な施設におきましては、ないのが現状であります。ただ全員が全員、その指定避難場所に来るかと言ったら、それも実際、自宅で一部屋あれば、自宅避難、そして、車を使う方とかいろいろありますので、そういう方も何人かおろうかと思しますので、全員分の収容スペース、収容人数は確かに減少しておりますが、それに代わるものをちょっと検討して、今後いきたいと思しますので、また地元の方と地元議員さんに御協力をいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○5番（兵頭 稔君）

保育所跡地なんかはどうかなと私は思っていたんですけど、その辺、また考えてもらったらと思います。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

○5番（兵頭 稔君）

いえ、いいです。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

町長は、令和12年には考えると、（2）の分ですね。令和12年度までには検討したいということなんですけど、先ほど言われたように、屋根はきれいになっているということなんで、外観が見た感じあんまりきれいじゃないんでその辺ももし、中がきれいに使えるんだったらちょっとあれして、安く貸せるように、追い出したりせないけん人もおるんで、その辺を安く貸せるようにちょっと改良したらどうかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの御質問ですが、安く貸せるようになると、ほかの住宅との、今のところ、町営住宅として運営しているわけなので、ほかの住宅との釣り合い、この辺も取れなくなりますので、今のところ、収入に応じた家賃で運営をしておりますので、そこら辺は致し方ないところかなとは考えております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

それでは、以上で、質問2については終了します。

続いて、質問3について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問3、町所有のバス・マイクロバス乗務員について伺います。

磐越道マイクロバスの事故に関連して次のことについて伺います。

（1）町営の通学バス及びマイクロバスの乗務員は、全員大型2種免許を取得していますか。

（2）乗務員の健康診断は定期的に行っているか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の3番目の、町所有バス・マイクロバス乗務員についての御質問にお答えいたします。

先般、磐越自動車道において発生したマイクロバスの事故により、高校生の若い命が失われたことに対しまして、御遺族の皆様にご心よりお悔やみを申し上げます。また、負傷された皆様のご一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

まず、1点目の、町営の通学バス及びマイクロバスの乗務員は、全員大型2種免許を取得しているかとの御質問であります。

当町のマイクロバス及びスクールバスの運転業務につきましては、必ずしも大型2種免許を必要とする業務ではありませんが、現在、バスの運転業務に従事する全ての職員は、大型2種免許、または大型1種免許の資格を保有しております。

次に、2点目の、乗務員の健康診断は定期的に行っているかとの御質問であります

が、町職員につきましては、労働安全衛生法に基づく定期健康診断を毎年実施しており、バスの運転業務に従事する全職員についても受診しております。

加えて、日常的な体調確認など、健康状態の把握に努め、安全確保に万全を期しているところであり、今後も利用者の安全を最優先に、適切な運行管理と安全対策の徹底に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、兵頭稔議員の3番目の質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問3、（1）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

今、大型2種と1種ということで、大体、バスは人を乗せなんたら1種でもいいんですけど、人を積んだら2種免許というのが普通なんですけど、その辺は町が構わないということで採用しているということなんでいいんですが。

やっぱり、大型2種免許というのは、ある程度人を積んで走るためにはどうしたらいいですかという勉強をして、一応安全運転に努めるようになっています。その辺の違いで2種と1種というのがあるんで、できれば大型2種の経験者を子供たちが乗るバスの運転にだけは当ててほしいと思うんで質問に入れました。

今後は、そういうことを考えて採用をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

御質問、御意見等の中で、人を乗せる職種は2種免許が必要だということで、それが当然のように言われましたけども、それであれば、うちは違反になりますので。そうではないというところで教育課長のほうから答弁させていただきます。

○教育課長（東 英範君）

ただいまの1種免許、2種免許の件でございますが、2種免許に必要なものは、運賃を取って乗客を乗せるものに必要なのが2種免許ということになっておりますので、現在のスクールバスについては、1種免許でも運転可能ということでございます。

○議長（芝 照雄君）

それでは、兵頭議員、今のはよろしいですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

質問3、（2）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

定期的に健康診断を行っているということで伺いましたんですが、バスの乗務員というのは、60、70過ぎたら返納せないかなという人もおるみたいなんですけど、ある程度、60を過ぎますと、どう言うんかな、老化というんか、そういう関係で、突然足が動かなかなくなったりとかする関係があるんで、子供たちを乗せるバスの運転手とかいうのは、やっぱ年に2回とか3回とか、そういうふうな定期的に診断を行うというのは考えてないか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（東 英範君）

今の体調の面でということで、年2回3回というふうなことでございましたが、現在、スクールバスの運転につきましては、日常的に健康状態の把握とかいうことをしておりますので、現状のままで今のところ運用することは考えております。

ただ体調が悪い場合については、運転業務にはつかないように現在しておりますので、その辺りの注意については十分行っているということで御理解いただければと思います。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問3については終了します。

続いて、質問4について質問を行ってください。

○5番（兵頭 稔君）

質問4、ふるさと納税について伺います。

令和7年度のふるさと納税が対前年1.6倍、9,239万円となっております。

次のことについて伺います。

（1）この増となった要因は何か教えてください。

それと、（2）令和7年度の金額を維持するための施策は何かありますか、伺います。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、兵頭稔議員の4番目のふるさと納税についての御質問にお答えいたします。

初めに御質問いただきました令和7年度のふるさと納税額9,239万円につきましては速報値でありまして、最終的には、9,241万3,700円となっております。

1点目の増となった要因は何かとの御質問であります。

令和7年度においては、全国的に米の需要が逼迫する中で、価格上昇も相まって、消費者の生活防衛意識や米の確保意識が高まったことから、ふるさと納税においても、米の需要が高くなっておりました。

そのような中、町としまして、その需要に対応するため、町内の米農家に参画をお願いしましたところ、4事業者に新たに御協力いただけることとなりました。これにより、返礼品としての米の供給量と品ぞろえが拡充され、寄附者のニーズに応えられる体制が整ったことが、寄附額増加に大きく寄与したものと認識しております。

また、令和6年度より、ふるさと納税事業のさらなる推進を図るため、業務を支援いただく中間事業者を県外事業者から県内事業者に変更し、町内における新規返礼品の開発や既存返礼品の見せ方の改善など、より機動的な取組を進めております。

令和7年度においては、各種ポータルサイト上の当町の返礼品ページにおきまして、掲載写真や商品説明文の改善など継続的な更新を実施しており、寄附者の関心を引くページとなるよう随時見直しを行っております。

加えて、令和6年度は、中間事業者の変更に伴い、ポータルサイト上で返礼品ページの再掲載や評価の積み上げ直しが生じ、寄附額が一定程度解消され、ページ改善や返礼品の充実の効果が上げられたことも増加要因の一つであると考えております。

2点目の、令和7年度の金額を維持するための施策について問うとの御質問であります。今回の増加は、米需要の高まりという外部要因による面もあることから、令和7年度と同水準の寄附額を安定的に維持していくためには、米に過度に依存するのではなく、返礼品全体の魅力向上とリピーターの確保を進める必要があると認識しております。

現在、当町のふるさと納税ポータルサイトにおいて、人気返礼品特集ページ及びお米特集ページの作成に取り組んでおります。あわせて、ゆず加工品、キジ肉、まきなど、既存の返礼品についても、写真、説明文、寄附額等を点検し、寄附者に選ばれや

すい形への改善を進めてまいります。

また、寄附者の声を今後の返礼品の改善や情報発信に活用するため、返礼品を受け取られた寄附者から、御感想や評価をいただく取組についても検討しております。

特に、ポータルサイト上での御感想や評価は信頼性や検索結果にも影響する重要な要素であることから、寄附者に満足いただけるよう丁寧な対応を徹底し、再度、鬼北町を選んでいただける仕組みづくりに努めてまいります。

そのほか、新規事業者の獲得や新たな返礼品の開発、寄附者への返礼品情報の提供などにより、当町の魅力ある返礼品を発信するとともに、中間事業者の知見を活用しながら、効果的なプロモーションを実施してまいります。

ふるさと納税は、町の財源確保にとどまらず、町内業者の販路拡大や鬼北町の特産品のPRにもつながる重要な取組であります。引き続き、制度の趣旨を踏まえながら、持続的かつ安定的な寄附の確保に努めるとともに、寄附額のさらなる上積みを図ってまいります。

以上で、兵頭稔議員の4番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、質問4、（1）について再質問ありますか。

それでは、質問4、（2）について再質問ありますか。

○5番（兵頭 稔君）

いろいろと大変だとは思いますが、ふるさと返礼品を見ていますと、電気が消えている部分がたくさん、ぱらぱらと見えるんですけど、その辺はどのように考えているか、教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

先ほど御質問いただきましたふるさと納税のホームページの関係なんですけれども、ふるさと納税のサイトは多数ございまして、特に人気のあるサイトに集中して商品を集めるような形を取っております。そのため、サイトによっては取扱いのない商品もあるサイトもございしますので、その点、御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

これちょっと田舎なんで、干し芋なんかいうのが出てたんですけど、干し芋は全部売り切れとか、品切れとかいう感じでなっていましたんで、ふるさと協力隊か何かが3年か4年前に、あれ何やったかな、東山を紅はるかでつくって、評判がよかったというふうに広報きほくに載っていたんですけど、その辺もやっぱり評判がいいんだったら、町民の方につくってくださいということで出して、ある程度そんなもん入れたらどうかなと思いますんで提案します。

以上で終わります。

○議長（芝 照雄君）

答弁要りますか。

以上で、兵頭稔議員の質問を終わります。

次に、4番今城喜久生議員の一般質問を一問一答方式で行います。

今城議員は質問席へ移動してください。

今城議員、時間をただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○4番（今城喜久生君）

4番、今城喜久生です。質問通告書のとおり質問させていただきます。

鬼が城について。

我々の子供の頃には、郭公岳、それから、高月山の辺りを鬼が城と呼んでおります。天気の前想など生活に密接なつながりがある山でございます。

泉小学校の校歌は、「鬼城の東、黒土の里、沃土に建てる純朴の」というのが泉小学校の校歌であります。この校歌は、昭和22年、泉第一小学校と泉小学校が名前を変えたときにどうもできたようで、聞き取りによると、昭和14年生まれの人が校歌を歌って、同窓会で歌っておりましたという声も聞きました。そこら辺が符合しますので、多分、その辺りにできたものだろうと思っております。

鬼が城の由来は、史実によりますと、鎌倉時代の初期に、家来の忠臣、忠臣蔵の忠臣ですね、忠臣鬼王が亡き主人の霊を郭公岳の尾根で弔い始めたということによるみたいです。この姿を見た人が、鬼王の城やと敬意を込めて、この辺りを呼ぶようになったそうであります。

ここ近年では、松野町の方は郭公岳を鬼が城と、鬼北町の方は、郭公岳と東高月山の辺を指して鬼が城と呼んでおるようです。

そこで問います。

（1）1193年、これは「いい国つくろう鎌倉幕府」のできた、その次の年です。

歴史的な自然遺産、鬼が城の名称を、俗称であれ、愛称であれ、幕末の頃に名前を変えた「鬼が城山系の連山の一つ」という、今、くらいになっておるようです。が、これに甘んじることなく、「鬼北町の鬼が城」として、前に押し出すべきではないでしょうか。

(2) 番、鬼が城の登山ルートをつくるべきではないかと思い、それを問います。

現状の鬼が城の北側、広見町側、鬼北町側の登山ルートは、成川の林道、まだ整備しておられませんが、これを含め1本です。成川林道、肩の尾根、肩の尾根のようです。肩の峰々とかいう記載もあるんですけども、どうも最近のデータを見ると、肩の尾根のようです。高月山、東高月、郭公岳、鬼が城郭公岳、中野川林道、等妙寺に下りてくる道が1本。それでは、足らないので、新たに等妙寺から登って、等妙寺、等妙寺付近、等妙寺の歴史資料館、交流館の辺りを意味しますけれども、あの辺りからずっと回って、下へ下ろすみたいなルートが要るのではないかなと、造ってはどうかかなという提案でございます。行程が短くなりますので、誰でも取っつきやすい、行きやすいお山になるかと。

(3) 番目に、鬼が城となれ親しんだ1,010メートルの郭公岳、1,181メートルの東高月、後ろには見えませんが、四国百名山の一つ、南予アルプスの最高峰と言われる高月山が、1,229メートルが控えております。

この山々の姿が美しく、鬼北町のシンボルとして、歴史遺産として、また、フューチャー、未来のために使うことを考えるべきではないでしょうかという質問でございます。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○教育長（行定洋嗣君）

それでは、今城喜久生議員の鬼が城についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の鬼北町の鬼が城として前に押し出すべきではないかとの御質問ですが、議員御指摘のとおり、鬼が城山系につきましては、古くから地域住民の生活や信仰、さらには気象の予測などとも深く結びつきながら語り継がれてきたものであり、本町の歴史や文化を考える上で、大変重要な地域資源であると認識しております。

今城議員におかれましては、長年にわたり郷土史の調査・研究に熱心に取り組まれ、その成果を基に、鬼が城山系の歴史的な由来や地域との関わりについて考察を重ねて

おられますことに対し、深く敬意を表するものであります。

一方で、鬼が城山系は、本町のみならず、宇和島市や松野町など複数の自治体にまたがる広域的な自然資源であり、その名称や歴史的な位置づけにつきましても、様々な見解や地域ごとの認識が存在しております。

そのため、本町単独で鬼北町の鬼が城といった特定の呼称を全面的に押し出すことは、対外的な認知や混乱を避ける観点からも、現実的には難しい側面があると考えます。

町といたしましては、鬼が城山系に関する歴史や文化的価値を大切にしながら、その魅力発信について研究してまいりたいと考えておりますが、今後の活用や情報発信に当たりましては、関係する近隣自治体とも十分に連携し、足並みをそろえた取組を進めていくことが重要であると考えております。

なお、本町におきましては、鬼という名称を町名や地域振興の象徴として活用しており、鬼が城山系にまつわる歴史や伝承につきましても、本町の特色ある地域資源の一つとして認識しております。

今後も、鬼北町らしさを発信する上で、その歴史的・文化的背景を大切にしながら活用を検討していきたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

次に、2点目の鬼が城登山ルートをつくるべきではないかとの御質問であります。議員の御提案につきましては、鬼が城山系の歴史資産としての価値を再発見する上でも非常に意義深い視点であると認識しており、新たなルートの開拓や登山のバリエーションを増やすことは、山を親しむ方々にとって、大変魅力的な御提案であると受け止めております。御提案本当にありがとうございます。

ただ、現在、町や鬼北の里グリーンツーリズム推進協議会等が連携して実施しておりますトレッキングイベントは、幅広い年代の町民の皆様や登山初心者の方々にも気軽に参加していただき、自然とのふれあいを通じた健康づくりや地域の魅力を再発見していただくことを主たる目的としております。

議員から御提案いただいたルートにつきましては、現在のコースと比較して、行程が短縮される一方で、急峻な尾根筋を含むなど、現在の「癒やしのトレッキング」が想定している初心者向けの親しみやすさと比較すると、体力的・技術的にかなりハードな行程になることが予想されます。

町が関係して広く一般から参加者を募る事業におきましては、何よりも参加者の皆

様の安全確保が最優先事項となります。初心者の方が参加される前提で、御提案のルートにおける十分な安全管理体制やサポート体制を構築することは、不慮の事故やけがのリスクを考慮いたしますと、ちょっとハードルが高く、慎重にならざるを得ないのが実情でございます。

そのため、町が進めているグリーンツーリズム等のトレッキング事業におきましては、引き続き、現在の比較的歩きやすく安全が確保しやすいコースを基本とし、より多くの方々に安心して鬼が城山系の自然に親しんでいただける取組に注力してまいりたいと考えております。

御提案のルートにつきましては、熟練の登山愛好家の皆様が御自身のスキルに合わせて楽しんでいただくための魅力的な選択肢の一つとして、今後、研究課題とさせていただきますので、御理解をいただきたいと思います。御提案ありがとうございました。

○教育長（行定洋嗣君）

次に、3点目の郭公岳、東高月、高月山を鬼北町のシンボルとして、歴史遺産・自然遺産としてフューチャーすべきと考えるが、町の考えを問うとの御質問であります。郭公岳、東高月、高月山をはじめとする山々は、本町を代表する美しい自然景観を形成しており、住民の皆様にとっても身近な存在であります。また、登山や自然観察の場としての価値に加え、地域に伝わる歴史や伝承と結びついた文化的価値も有しているものと認識しております。

町といたしましては、これらの山々を本町の貴重な自然や歴史の資源として捉え、関係団体や地域の皆様とも連携しながら、その歴史的な付加価値を融合させた情報発信や観光・交流人口の拡大につながる活用について検討してまいりたいと考えております。

今後におきましても、郭公岳、東高月、高月山をはじめとする山々について、自然景観のみならず、地域に受け継がれてきた歴史や伝承を含めた総合的な地域資源として捉え、その魅力を内外へ発信しながら、地域活性化につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、今城喜久生議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

この資料を作るときに、この発言をしようと思ったときに、広見町誌を開いてみま

した。11ページに郭公岳の説明があります。読みます。

前はちょっと省略しますが、滑床から中野川の山越しの道があり、広見町では、鬼が城というときには、この山を指して言う人もいます。しかし、地図上の鬼が城は、この山より南西に5キロあまり離れている。むしろ、鬼が城山連峰の一つに挙げるのがよいのではなかろうかというのが一つの記載です。

それから、次に、高月山の説明があります。割愛して読みます。

9ページ、西に肩ノ屋根の峰を従え、鬼が城とともに四国山地の一角にあるとかいう記載があります。この文は、何か不自然に思いませんか。鬼北町で、地図上の鬼が城という、鬼が城と書いてありますが、これは宇和島の鬼が城山を示します。鬼が城山の西に5キロ、鬼が城より、ごめんなさい。むしろ、鬼が城山連峰の一つに挙げるのがよいのではなかろうか。おかしくなりました。

しかし、地図上の鬼が城は、この山より南西に5キロあまり離れている。むしろ、鬼が城山の連峰の一つに挙げるのではなかろうか、どうでしょうかね。鬼が城、鬼がこの山、この鬼が城は、というのは、当然、宇和島の鬼が城を示しておると思います。それで、高月山の説明も、西に肩ノ屋根の峰を従え、鬼が城とともに、この鬼が城も、鬼が城山のことを言っていると考えられる。

そこで、皆、読み方が変わってきているんですよ。それで、我々が山歩きしておる頃の地図には、A2か、A1くらいの地図を売っておいりましたんですけども、そのときには、古鬼が城も記載がありました。それで、古鬼が城も行ってみたいなと思っております。

それで、今、インターネットで上がってくる国土地理院の地図には、その古鬼が城が消えております。それで今、古鬼が城が見えるのは、ハイカー仲間が上げてくるインターネットのブログの中の地図だけです。だんだんなくなります。その呼び方が勝手に変わります。ここら辺で、読み違いが始まったことから、まず一つ間違いがあるんじゃないかと、こういうふうに思っております。

それで、古鬼が城の記載がなくなった。それから、鬼が城山も、最近のネットでは鬼が城と呼ぶようになったとか、もう勝手にもうころころ変わっていきますので、今しっかりこの辺を押さえておかんと、先が見えなくなる。だんだんだんだん、控えめに言ったその鬼北町が損をする立場になってくるんじゃないかなと、こういう心配があつて発言した次第です。

どちらか御返答をお願いしたいなと思います。

○教育長（行定洋嗣君）

今城議員が懸念されていることはよく伝わってまいりました。

全国で唯一、鬼という文字を町名に入れている鬼北町として、その鬼北町の名前の由来である鬼が城をもっと大切にしていき、これからも引き継いでいくべきなのではないかという強い、熱い思いを持った御発言であったというふうに思っているところです。

私は、山に詳しくないもんですから、鬼北町の南に広がる山々を見て、あれが郭公岳だ、あれが東高月だ、あれが高月山だというふうにピンポイントで言うことができず、総じて鬼が城というふうに、それらを含めて言っておりました。

実は、今城議員がおっしゃられたように、鬼が城連山には、古鬼が城と鬼が城山という、2つの山があります。総じて、鬼が城連山と言いますが、ピンポイントの山としては、古鬼が城と鬼が城山で、その古鬼が城が、もともとは鬼が城と言われていた。それは、1665年に作られた目黒山形模型の中にも、古鬼が城のところに鬼が城というふうに表記してあります。それから、1676年に宇和島藩が作成しました色分け絵図という図面の中にも、古鬼が城の場所に鬼が城というふうな表記がございます。このことから、古鬼が城が、もともとは鬼が城であったということは明らかであろうかと思います。

その古鬼が城には、議員の質問通告書にも書いてありますけれども、鬼王段三郎が大岩を引き寄せて城を造ったという伝承があつて、鬼の手形岩もあつたりいたします。郭公岳と東高月の間には鬼王峠もあります。鬼のまちづくりを進める鬼北町にとって、これらの山々は、古くからの伝承とともに大切な場所であるということが言えますし、この鬼が城をはじめとする連山に対する関心を高めることは、鬼北町民のアイデンティティに関わる重要なことだと思います。

今回、御質問いただいたこと自体が、私を含め多くの皆さんがこのことを認識するよい機会になったと思います。そのことに対して、敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

教育委員会といたしましては、このことが忘れられることのないよう、共同学習の中で児童生徒に伝えていきたいと思いますし、社会教育の場でも、このことを忘れられることのないよう伝えていきたいというふうに思っているところでございます。

○町長（兵頭誠亀君）

もう一緒に答弁させていただきます。

今、教育長は、教育的見地から今の学芸員が研究しておるところも含めて発表してもらったんですけども、私はずっと鬼北町における人間としてですけども、旧の広見町

の時分には、やっぱり私は鬼が城という山よりは、鬼が城連山があるというふうに聞き及んでおりました。

私は、今までは八面しか登ったことがないんですよ。現在、行政として、そのハイカーの取扱いといいますか、ハイカーへの案内としては、やはり観光として、松野町と宇和島市と鬼北町、愛南町も含めて、その南アルプス方面のハイカーの方々にどこを整備していくかということで、予算は少ないんですけども、どういうふうな方法でやっていくかという協議を年に1回しよるんですけども、それではやはり、黒尊から三本杭を上がって連山に行くようなルートという、宇和島と松野が確かに主導権を握っていらっしゃるといいますか、その協議が多いなというふうに感じております。

やはり一番道も通っていますので、それが検討しやすいのかなと。そこについて、トイレ等についてもやってみるかというような検討がなされている状況であります。ただ、私は今ほど教育長が話されましたように、鬼のまちづくりとして、鬼が城という名前を、様々な場所で鬼が城の名前を、10年前よりも今聞く機会が多くなったということがあって、ただ議員が御指摘のように、様々なネット上で消えていってしまっただけという危惧も含めまして、少し考えてみたいなと。

ただ、ルートについては、これちょっと厳しいといいますか、あそこはちょっときついんじゃないかなと私も思うわけです。ただ、逆にベテランの方々にはいいんじゃないかなということで、これは観光部門のスタッフのほうと少し協議をさせていただきたいなというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、再質問ありますか。

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○4番（今城喜久生君）

今お話にありました登山ルートなんですけども、鬼北町、北側には先ほどの1本だけです。南側には、宇和島の山々が、三本杭もあり、鬼が城もあり、山々が結構ありますので、ルートが、あそこは下から、松野町から3本ぐらいありますね。それが分かれて、それもループ状に広がっていますので、もう誰が考えても、南側に足が向くんですよ。その先ほど言われた地図を見ただけでも、こっち行くわなと、多分思いますよね。だから、今のままでは、ハイカーは、鬼北町のほうに下りて来ません。

5月22日に、私もちょっと山へ上がってきました。どんな状態になっているのかと思ひまして。森林管理署に届出を出しまして、ゲートの鍵も借りまして、ばりばり

元気で行くつもりにしておりましてんですけども、ゲートに行くまでに崖崩れがしておりまして、もうそこで車は断念して、そこから徒歩になりましたが。

中野川林道を真っすぐ行ったら、もう先っぽで行き止まりやったんですけども、今までは。数年ぐらい前に作業道が一つ手前の尾根から上へ真っすぐ上がりました。1メートル、もっとありますよね。1,500ぐらいあるかなと思いますけども。それが真っすぐ上の鬼王峠まで続いています。鬼王峠へいったら、昔はこんな大きい鬼王峠という看板があったんですけども、今こんな小さいやつが下へ置いてあるだけの状態になっております。それでも人の出入りは結構あるみたいで、あの辺のルートはきれいでした。遅咲きのシャクナゲも残っております。

そんなんで、どうしてもあそこまで行ったら同じ道を帰ってこんといかんルートしか今、記載されてませんが、等妙寺のほうから一遍下りたことがあるんですけども、あそこはかんかん石があって、なかなかいいところですし、道もまあまあ、10年前ですけれども、きれいでした。そこら辺に下りてきて、等妙寺に下ろすというのはいいかなと思いました。

近くにも、金剛滝とかカゴ池とかありまして、歴史資料館の辺りを出発にして軽いコースなんか何ぼでも組めるかなと思ひまして、そんなことを出さんと、思っている駄目ですよ。やっぱネットで出すとか、表に出していけたらいいなとこのように思ひまして、コースのことも考えました。そのことについて、よろしく願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

自身のことになるんですけども、やはり八面に行ったときには、やはりハイカーの一人としてきましたけども、うちの家の近くは泉が森がありまして、そこは町長になる前は子供たち、小学生と一緒に登山をもう10回以上しておるんですけども、自分ところの家に近いところの山というのがやっぱりなじみがある、町民の方々にはそういうような気持ちがあるんじゃないかな。

ただ、今の広見中学校には鬼が城という、校歌には出てきますし、宇和島の高校生には鬼が城という名前が出る。ごめんなさい、広見中学校には高月山という一番近い山の校歌が出ておりますし、それぞれの地域、地域によって、その捉え方というのは、議員さんおっしゃるとおり、あるんだというような事実と、それからまちづくりとして、鬼が城という名前の山を、また鬼が城連山を活用せないかんということにすれば、私も大賛成でありますので、もう少し時間いただきたいなというふうに思います。よろしく願いします。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○４番（今城喜久生君）

終わります。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、質問１、（３）について再質問ありますか。

○４番（今城喜久生君）

鬼が城の呼び名の件についてですけども、これも聞き取り調査をしました。ランダムではありますが、１００人ですから、データとしては使い物にならんデータなんですけども、高月山、深山、鬼が城、その他、何て呼んでるか分からんからブランクで出しました。そうしたところ、高月山って呼んでいる人が２０名、それから、深山という人が９名、鬼が城という人が７３名ということで、比率にしたら、７１．６％の人が鬼が城と呼んでおりました。

先ほどの繰り返しになりますけど、鬼北町の鬼が城は正真正銘の約８２０年前に歴史がつながります。宇和島の鬼が城は、幕末の頃に命名された名前で、４００年前とかいう説もあります。資料もありそうです。忠臣鬼が城が鬼が城で供養を始めたから、理玉和尚も会うことができ、そこから石を投げて、等妙寺の建つところに行って、等妙寺ができた。奈良山に等妙寺ができて、開山したということになります。これが、１３２０年かなと思いますけども。

私は、既成の、今もう呼ばれておる鬼が城山や鬼が城山連峰の一つという表現を否定するわけではありません。要は、この鬼が城を、先ほど町長も言われましたように、明日の鬼北町のために、もっとうまいこと使ってくださいよ。我々の地元のなれ親しんだ山じゃないですかと。こういうことが言いたいので、皆のために、鬼が城を活用すべく、少し舵を切ってほしいなと、こういう願いの下に今日、発言しました。

もう回答は要りません。どうぞよろしく願いしたいなと、このように思います。

○議長（芝 照雄君）

以上で、今城議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

再開を３時５分とします。

休憩 午後 ２時５３分

再開 午後 ３時０５分

○議長（芝 照雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番中山定則議員の一般質問を一問一答方式で行います。

中山議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

中山議員、質問1について質問を行ってください。

○6番（中山定則君）

議席番号6番中山定則です。さきの通告したとおり、一般質問を行います。

質問1、行政手続のオンライン化について。

国は、デジタル社会の実現に向けて、自治体の行政手続のオンライン化を推進しています。鬼北町の行政手続のオンライン化の状況等について伺います。

（1）現在利用できるオンライン申請の行政手続の種類、その利用件数とオンライン申請の利用方法等の周知について伺います。

（2）えひめ電子申請システムでのオンライン申請手続に対して、正確かつ迅速な事務処理ができる体制となっているか。

（3）今後の行政手続のオンライン化の具体的なスケジュールはできているのか。

よろしくお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の1番目の行政手続のオンライン化についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、現在利用できるオンライン申請の行政手続の種類、その利用件数とオンライン申請の利用方法等の周知方法について問うとの御質問であります。

本町において、オンラインによる手続が可能なシステムとして、マイナポータル、えひめ電子申請システム、電子入札システム及びふるさと納税ワンストップ特例申請がございます。

マイナポータルにつきましては、マイナンバーを活用し、介護・子育て関連の手続や転出届の申請などを窓口に赴くことなく、インターネット上で完結できるものであり、自治体間のデータ連携もスムーズに行われようとしているところです。

また、同じくカードを利用したコンビニ交付サービスでは、全国のコンビニ等に設置されているマルチコピー機から住民票の写しなどの証明書を夜間や休日でも急ぎで

取得することが可能となっています。

主なシステムの令和7年度における利用実績であります。まず、コンビニ交付につきましては、住民票の写しが258件、印鑑登録証明書が174件、町県民税証明書が16件となっております。

次に、えひめ電子申請システムにおきましては、水道使用関係が80件、電子地域通貨K I H O C Aカード利用申込みが309件、地域情報通信基盤設備利用申請が7件、戸別浄化槽関係はございません。そのほか、電子入札システムの利用が65件、ふるさと納税ワンストップ特例申請の利用が826件となっております。

マイナポータルにつきましては、現在のところ利用はございません。

これらの利用方法等の周知につきましては、広報誌や町ホームページへの掲載、各種窓口でのチラシなどを通じて周知を図っているところであり、今後も分かりやすい案内に努めてまいります。

次に、2点目のえひめ電子申請システムでのオンライン申請手続に対して、正確かつ迅速な事務処理ができる体制となっているかとの御質問であります。システムの運用に当たりましては、各関係課が緊密に連携し、正確かつ迅速な事務処理を行う体制を整えております。

具体的には、住民からのオンライン申請があった際、担当課へ電子メールで通知される機能を活用し、速やかな初期対応につなげております。さらに、申請後に一定期間、処理がなされていない場合は、担当課だけでなく、システムを所管する危機管理課の代表メールにも通知が届く設定を導入しております。これにより、確認漏れや処理の遅延を防ぎ、申請から処理完了までの期間短縮を図っております。

次に、3点目の今後の行政手続のオンライン化の具体的なスケジュールはできているかとの御質問であります。当町では、各課において所管する行政手続の洗い出しを行い、段階的にオンライン化の対象を拡大していく方針であります。一律の具体的なタイムスケジュールは策定しておりませんが、町民の皆様の利便性向上につながるものや、業務の効率化・省力化の効果が高いものから優先として順次取り組んでまいります。

現在、オンライン化に至っていない手続には、添付書類の現物確認が必要なもの、手数料等の決済を伴うもの、証明書等で手渡しを原則とするもののほか、記入項目が多く、窓口で記載方法の支援を要するものなどがあります。

今後は、国や県のデジタル化の動向、キャッシュレス決済の導入基盤などを注視・検討しながら、町民の皆様がより便利に分かりやすく利用できる行政手続のオンライ

ン化を目指してまいります。

以上で、中山定則議員の1番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問1、（1）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

今ほどの答弁の確認なんですが、現在利用できるオンライン申請として、マイナーポータルのびったりサービス、これについて、利用がゼロ件ということでもいいのかということと、えひめ電子申請システム、このシステム、愛媛県と県内の市町で、もうほとんどが採用しているシステムなんですが、このシステムの利用については、K I H O C Aカードの申請について、309件ということで利用がかなりされているようなんですが。あと、このえひめ電子申請システム、鬼北町においては、水道関係の利用があった件数ぐらいしか登録をされていないんですが、再度、申請できる手続はないのかについて再質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

えひめ電子申請システムにつきましては、御質問の町長が答えたとおり、今のところ先ほどの水道、そして、K I H O C Aカードの関係、そして、危機管理課がやっております地域情報通信基盤整備利用申請のほうがあります。

それ以外にも、ゼロ件やった戸別浄化槽、そのほかにも、一応項目はあるんですが、それぞれの各課の、先ほども答弁にありましたとおり、事務の状況とか、そういうのを含めて、順次、えひめ電子申請システムのほうを利用するような形であります。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

周知方法なんですが、マイナポータルを使ったびったりサービスが利用はなされていないということについても問題があるんですが、町のホームページのトップ画面に、電子申請、オンライン申請を出していただいて、そこからマイナポータルびったりサービス、外部リンクにはなるんですが、そこに入れるように。それと、えひめ電子申請システムも利用できるというような形にさせていただいたらいいんじゃないかと思います。

というのは、愛媛県と県内20市町のホームページを見てみますと、愛媛県におい

ては、手のひら県庁、そして、あと、2市町については、トップページに出されております。そういうことをしていただきたらと思います。それについて、答弁をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

それでは、鬼北町のホームページに電子申請のリンクをトップページに貼ってはどうかという御質問だったかと思いますが、現時点では貼っておりませんので、今後ちょっと検討させていただきまして、また、ホームページの改修費用等も関わることでございますので、また関連各課とも協議をさせていただきまして、対応を検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

答弁をお聞きすると、正確かつ迅速な事務処理はできている体制になっているというふうに聞き取れたのですが、一番心配しているのは、申請された方へのその後の処理が遅延、延びてしまうことが懸念されるんですが、標準期間とか設けられているのかということと、先ほどの答弁の中で、危機管理課のほうで処理がされているかどうかの確認ができるような形にはなっているということなんですが、その辺のことを再度答弁をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

各課においてそのメールが飛んできたとき、ですんで、もしその日の朝なら担当課が自分のメール、担当課というか担当職員のほうが自分のメールで確認できたらその

日に処理いたしますし、そのメールが夕方等に来ておりましたら、翌日処理する形になります。

またあと、2日以降たちますと、うちの危機管理課のほうの担当のところに、まだメールが開かれてないですよという通知が来ますので、そういうところで、まだ見てないですよという連絡を担当職員のほうに連絡を入れますので、それで処理をするような形を取らせていただいております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（3）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

オンライン化のロードマップはできていないということなのですが、国においては、行政手続、原則オンライン化ということでデジタル庁で進められています。地方公共団体においても、地方公共団体等の行政手続のオンライン化に必要な情報システムの国による統一的な整備ということで、法令等に基づいて、地方公共団体が行う行政手続については、国の行政機関等が行う行政手続と併せてオンライン化を行うのが合理的である場合等には、国が情報システムを整備して、オンラインで利用できるようにするというようなことで、なお、地方公共団体の意見を十分に聞きながら、可能な限り、地方公共団体の負担にならない仕組みを構築する。また、オンライン化の障壁となる制度についても、必要に応じて見直しを行うということで進められているようです。

それで、一番、せっかくオンライン化ができるようになっている先ほどのマイナンバーカードを使ったびったりサービスの利用件数がゼロになっているような状況を踏まえると、ちょっとオンライン化の状況が心配なんです。

洗い出しが行われるということなのですが、オンラインに合わせた業務の見直し等を計画に進めるためにも、行政手続のオンライン化のプロジェクトチームを組織するなどして、やはりオンライン化のロードマップを作成する必要があるのではないかと思います。

その辺の回答をお願いしたいのと、ぜひとも、先ほど課長から答弁があったんです

が、マイナポータルの関係については、ある町においては、ぴったりサービスにすぐリンクできるような体制を整える必要があります、県内。後で名前は言わせてもらいますが、この場で言いませんが。そういう町に倣っていただいて、ゼロ件というのは。転出届などもできますし。

鬼北町において、そのことで一つ、職員の採用試験等もぴったりサービスに入っております、採用試験の申込み。それも活用、ぴったりサービスでもできるし、えひめ電子申請システムでもできますので、その辺、研究していただけたらと思います。

忙しいとは思いますが、やはり、町民の利便性と職員の事務処理の効率化、もうオンラインの申請と紙とが混在するようなことでは、かえって煩雑になるので、オンラインを進めるに当たっては、オンライン化で完結するような業務については速やかにそれを進めるということで、職員の業務の手助けになるかと思いますので、その2点、再質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

また、マイナポータルの部分についての危惧というのは私も思っておりますけれども、ただ電子申請とか、それからコンビニ交付についてはしっかりと数が出てきておるといふところも現実でございます。

私は、マイナポータルで1回だけ、母が亡くなる前に、介護保険の部分の申請をやりとしたんですよ。結局、中身まで入っても、これは担当者に質問したほうがいいなというようなところがあって、結局、それを閉じて、本庁に来て質問すると。

あと、児童手当とか保育所の入所とか、結局その手続をするのに、職員と顔を見ながら確認しながらやっていく作業というものの、あのマイナポータル中にはあるものですから、その状況というものが今の町民の方々にもそぐわないところもあるんじゃないかなという気もいたします。

ほかの部分については、しっかりと自分が必要な部分については、利用が増えていくわけですから、そこも御理解いただきたいなというふうにも思います。ただ、利用しにくいというものが、もしあるのであれば、それは改善しなければならないと思いますけども。

それ以上何かある。ない。

それで答弁とさせていただきます。

○議長（芝 照雄君）

もう一個あったやろ。

○6番（中山定則君）

もういい。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、質問１についての質問を終わります。

続きまして、質問２について質問を行ってください。

○６番（中山定則君）

質問２、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンについて。

平成２９年３月に、宇和島市と３町が定住自立圏形成協定を締結しました。協定に基づき策定された宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンについて伺います。

（１）令和７年度の移住・定住促進事業（移住フェア開催）の実施結果、重要業績評価指標及び翌年度以降の取組方針について伺います。

（２）令和１０年度からの第３期計画に向けて、産業振興分野において、第１期計画の観光の活性化に再度、取り組んだらどうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、中山定則議員の２番目の、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンについての御質問にお答えいたします。

まず、１点目の、令和７年度の移住・定住促進事業（移住フェア開催）の実施結果、重要業績評価指標及び翌年度以降の取組方針を問うとの御質問であります。

実績については、例年１０月頃に宇和島市から報告されることになっておりますことから、令和６年度実績報告及び令和７年度９月末時点の進捗報告を基にお答えいたします。

令和６年度の実施結果といたしましては、新型コロナウイルス感染症の５類移行後、対面による圏域単独の移住フェアを開催したものの、来場者が少数にとどまっていたことから、費用対効果を考慮し、令和６年度以降は圏域単独フェアの開催を見送ることといたしました。

その代替として、愛媛県主催の移住フェアにおいて、４市町の出展ブースを隣接させるなど、連携した取組を行っております。令和６年度は、８月、１２月、２月の３回にわたり連携を行い、４市町の相談件数の合計は１９０件となっており、単独で出展した場合と比較して、相談件数の増加につながったものと認識しております。

重要業績評価指標につきましては、移住相談総合窓口を介して移住した移住者の組数が、目標値である年30組に対し、令和6年度は29組48名でありました。目標値には僅かに届かなかったものの、達成率が75%以上100%未満であることから、「一部課題があるものの、おおむね予定どおり成果が達成されている」として、B評価となっております。

また、令和7年度は、5回の県主催フェアにおいて4市町で連携を行っており、令和7年9月末時点の実績は16組となっております。

今後の取組につきましては、移住者獲得に向けた自治体間競争が激化する中、宇和島圏域単独で移住フェアを開催しても十分な集客を見込むことが難しい状況にあることから、圏域単独での開催は、引き続き見送る方針としております。

令和7年度から愛媛県、南予9市町及び関係機関で構成するえひめ南予子育て移住促進協議会による移住促進事業も進められておりますことから、今後は、県や南予地域全体で実施する広域的な事業を積極的に活用しながら、鬼北町のPR効果を高める取組を検討してまいります。

次に、2点目の、第3期計画に向けて、産業振興分野において、第1期計画の観光の活性化に再度取り組んではどうかとの御質問であります。観光の活性化につきましては、第1期計画において、インバウンド対策事業や宇和島圏域観光情報発信事業などに取り組んでおりましたが、これらの事業の実施主体であった宇和島圏域交流促進連絡協議会が、事業の費用対効果や既存の広域的な協議会等による代替が可能であることなどを踏まえ、令和3年度をもって解散したことにより、圏域としての取組は終了しております。このため、令和4年度以降、観光の活性化に関する取組は、宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンから整理され、第2期計画には位置づけられておりません。

現在、観光振興につきましては、愛媛県、南予9市町及び関係団体で構成する南予広域観光プロモーション協議会において、南予地域全体を対象とした広域的な取組として実施されております。

令和7年度には、「えひめ夏旅なんよキャンペーン」が実施され、宿泊割引クーポンの発行やデジタルスタンプラリーなど南予9市町を対象とした誘客施策が展開されました。また、次期キャンペーンは、令和9年度に実施される予定であり、県及び南予9市町が連携した観光振興の取組が今後も継続される見込みです。

このように、観光振興につきましても、宇和島圏域1市3町で取り組むよりも、南予9市町を対象とした広域的な枠組みの中で実施するほうが、情報発信力や誘客効果

の面でより効果的であると考えております。したがって、第3期計画につきましては、中心市である宇和島市を中心に、関係市町との協議を踏まえながら整理されるものと認識しております。

本町といたしましては、観光分野につきましては、既に、より広域的な取組へ移行していることから、現時点において、第1期計画と同様の形で宇和島圏域定住自立圏共生ビジョンに再度位置づけることは想定しておりませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

今後も、既存の広域観光施策の中で鬼北町の魅力が効果的に発信されるよう、県、関係市町及び関係団体と連携しながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、中山定則議員の2番目の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、質問2、（1）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

令和7年度の実績を聞いたかったんですが、まだ出てないということなんですが、令和6年度で、先ほど言われたように、移住相談窓口を介し移住した定住者の数、令和6年度については、29組48名、うち鬼北町においては、4組4人という資料を私、持っております。実施報告書。

ここの、先ほど言われたんですが、7年度については、答弁の繰り返しになるかもしれませんが、南予9市町で協議会を立ち上げ、移住促進の取組を行うことから、今後も、県や南予の事業を活用して宇和島圏域をPRできる取組を模索していくというようなことが報告書にあります、それによって、ちょっと聞き逃したんで、実施されたかどうか。南予9市町で実施し、協議会を立ち上げ、この愛媛県主催の移住フェアには参加しなかったのか。

6年度は愛媛県主催の移住フェアにおいて、4市町の出展ブースを隣接されて行って効果を上げて、そして、7年度においては、ちょっと違う方法を入れてやるということで実績報告が出ております。それで私、7年度を聞いたわけなんですが、まだ出てない。10月まで出ないというのはちょっと不思議なんですが。聞けば、この数値は分かるんじゃないかと思うんですが。

それで、7年度の鬼北町の移住者だけ教えていただいて、この移住相談窓口を介して移住した移住者の数を教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

それでは、7年度の窓口を通じての移住者数でございますが、4組13名となっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問2、（2）について再質問ありますか。

○6番（中山定則君）

観光の活性化の取組についてなんですが、29年3月に協定した協定書の中で、この取組について、協定書にうたわれていると思います。それで、圏域で地域資源を活用した観光ツアーや観光イベントを実施して、相互の連携によって広域的な観光圏を形成するという形で協定されていますので、ぜひとも、第1期の共生ビジョンでは、観光はインバウンド、そして、合宿とかあったわけなんですけど、全てコロナ禍にもあったし、成果が出なかったということで取り除かれて、今は観光に関することは、創業就業支援事業のみとなっていますが、やはり協定にあるとおり、今度、11月に、これは書面開催か。第3期に向けて、町長のほうに意見を問われる場面も、ビジョン策定のことで市長意見交換懇談会とか、9年度にもありますし、事務段階でもこのことについて再度取り組んでいただけたらと思います。

答弁をお願いします。

○町長（兵頭誠亀君）

先ほど答弁いたしましたように、観光行政を推進する上で、この広域の行政圏の部分について、活用できるもの、またメリットがあるものについては、どんどん事業を各課で推進しているわけですが、観光部門について、また移住促進については、ある程度、その1市3町の部分での活動よりも、南予9市町のほうがメリットが大きいという判断での取下げといいますか、差し控えるというふうに先ほど答弁申し上げました。その考え方については変わっておりません。

特に、鬼北町においては、これまでの旧の日吉村、広見町において、観光をなりわいにされておる方が極力少なかったために、観光協会さえない状況でございます。そ

の中で、観光行政としてやるには、スタッフがとてもそこら辺りの負荷がかかっておるといふところがあって、それをどう取り組むかということも一つの難しい点ではあるかと思います。

逆に、既得権益としての部分がないわけですから、いろんなことを創造できるというところで、より広い情報を収集するためには、南予9市町でやっていくということが必要なんじゃないかな。

この夏旅のときには、知事も大洲市に来られまして、9市町が一緒になって頑張ろうというふうな掛け声をかけたところでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6番（中山定則君）

すみません。再度、さっきの途中だったんですが、第1期で計画されていたのが、スポーツ合宿等誘致事業、インバウンド対策事業、観光サイクリング推進事業、宇和島圏域観光イベント事業、宇和島圏域観光情報発信事業ということで取り組まれているわけなんです、今の町長はそういう方針だそうです。

繰り返すんですが、協定では、この圏域協定、中心市とそれぞれ交わした、宇和島市と交わしている協定の中には、先ほど言ったとおりのことがうたわれておりますし、ぜひとも、合宿とかサイクリング等も考えていただきたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

いや、答弁させてください。

今の御意見であれば、それぞれ広域で連携して一つのイベント等、また事業に取り組むべきだと、協定書に基づいて。しかし、今現在の4市町広域のほうでは、それぞれの町が、それぞれの市が、それぞれ自分ところが一番光るように、輝くように移住交流を進めていращやるわけですから、それを一緒にやっていくことの難しさということも御理解いただきたいなど。

私は、その中で鬼北町に一番適したものを限られた予算でやっていこうというところでの思いを持っております。もし、これをどんどん進めていくということであれば、議員の方々も、この予算について、ぜひ前向きに賛成をしていただきたいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

これで、中山定則議員の質問を終わります。

次に、3番大川正展議員の一般質問を一問一答方式で行います。

大川議員は質問席へ移動してください。

時間は、ただいまから60分の予定です。

質問1について質問を行ってください。

○3番（大川正展君）

議席番号3番、大川正展、さきの通告どおり質問します。

山林火災対策について。

昨年3月、岩手県大船渡市、岡山市、今治市、本年の4月にも、岩手県大槌町で大規模な山林火災が発生しましたが、地球温暖化により、今後も増加すると言われていきます。山林率が高く、また林道が狭く、消防車の進入ができない場所が多い現在の鬼北町の山林火災のリスクをどのように認識しているか、伺います。

（1）8年度施政方針の防災・減災強化に、ドローンを活用した防災・減災を推進しとありますが、現在どのようなスケジュールで進めているのか。

（2）四輪車では進入できない未舗装の狭い林道でも進入でき、人、水、機材も現場近くまで運搬できて扱いやすい小型クローラー消防車両と初動対応の迅速化のため、林道入り口まで搬送する体制を整備する考えはないか、お伺いします。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

それでは、大川正展議員の山林火災対策についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の、8年度施政方針の防災・減災強化にドローンを活用した防災・減災を推進するとあるが、現在どのようなスケジュールで進んでいるのかとの御質問ですが、先ほどの入田議員への答弁と重複する部分もございますが、現在、運用担当職員3名が基礎的な操縦講習を修了しており、今年度は、消防団員である役場職員及び地域消防団員合わせて10名程度を対象に、国家資格である二等無人航空機操縦士の取得を進めてまいります。

長期的には、この資格取得者をさらに増員していくとともに、運用の実効性を担保するための運用マニュアルの策定や定期的な訓練の実施、さらには、地域防災組織や消防団との連携強化を図ってまいります。ドローンから得られるリアルタイムの映像や被災情報を関係機関で迅速に共有・活用することで、町全体の総合的な防災・減災能力の向上を着実に図ってまいります。

次に、２点目の、四輪車では進入できない未舗装の狭い林道でも進入でき、人、水、機材も現場近くまで運搬できて扱いやすい小型クローラー消防車両と初動対応の迅速化のために林道入り口まで搬送する体制を整備する考えはないかとの御質問であります。御提案、本当にありがとうございます。

現在、当町の消防団が配備している小型ポンプは、数名の大人で搬送可能な可搬式ポンプで台車つきの車両も含め、水利や中継点へ迅速に移動・設置ができる機動力を備えております。

実際に山林火災が発生した際は、水利からこの可搬式ポンプを複数台連結して、火元に送水・消火するほか、背負い式の消火水囊を用いたピンポイントの消火活動を展開することとしております。また、延焼拡大が生じた場合など、規模に応じて愛媛県防災ヘリコプター等による空中消火を迅速に要請することとしております。なお、近年は、水の消火能力を飛躍的に高める特殊消火薬剤の活用も進んでいるところであります。

御質問にございました小型クローラー消防車両につきましては、公道を自走できないため、現場付近まで運搬するための専用車両が別途必要となるほか、現場での車両の積み下ろしや林道での旋回スペースの確保などを考慮いたしますと、必ずしも初動の迅速化に直結しない可能性もあり、運用の実効性やコスト面も含めて慎重に見極める必要があると考えております。

また、林道入り口までの搬送体制やアクセス確保につきましては、林道に接続する道路が町道・農道・里道など多岐にわたることから、日頃から現地を管理されている地域の皆様や地権者の方々の御理解と御協力をいただきながら、火災時に円滑に利用・通行できるよう連携に努めてまいりたいと考えております。

以上で、大川正展議員の御質問に対する答弁といたします。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、質問１、（１）について再質問ありますか。

○３番（大川正展君）

今、先ほど言われた操縦者３名と消防団１０名ということで、人員は分かりましたが、ドローンそのものは今現在、何基あって、最初、先ほど入田議員からの質問の中で、町長、１０機は無理と思うんですがという発言があったんですが、将来的に何機ぐらいを導入するお考えでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

今、大型のは1台です。それ以外に2台ありまして、合計3台あるんですが、この御質問の山火事の場合、山林火災の場合には、赤外線が使えるちょっと小型があるんですが、それを使って、消したと思っているところでもまだ残り火があるという可能性もありますので、そういう場合も考えて、赤外線つきの小さめのドローンを使う予定であります。

そういう形でドローンは何台かあるんですが、その状況、状況によって使い分けをして対応していくつもりであります。

以上です。

○3番（大川正展君）

今現在のこの状態はお聞きしたんですが、将来何機になるかということをお教えください。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

将来何機になるかというのは、これから消防団とか、それぞれ関係機関とも協議いたしまして検討していきたいと思っております。

○3番（大川正展君）

今ほど言われた背負い式の水囊の部分ですが、私、約20キログラムぐらい、18リットルというふうに聞いておるんですが、この間も今治のテレビを見とったら、あのときに背負って消防団の方が一生懸命消しておるのを見たんですけど、ああいう状況を見たときに、あのとき、実際、ドローンとか、小型でもいいので小型の運搬車とかあったら、消防団の方も高齢化になってきておるので、大型の40キログラムといたら、2つ分ですので、ちょっとその辺でもう少し物資を運べる物の、何か対策が打てないのかと思っていますが、その辺いかがでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

火事現場までの荷物等の運搬についての御質問であります。山火事の場合、風等をまくといいですか、方向が熱風とかで変わった場合に物を置いとるところが大変危険な状態になるおそれもあります。それが考えられますので、そういうことを考えますと、今現在、可搬ポンプで運んで、言うたら、移動がクローラー式消防自動車より

も移動が可能、動きやすいということもありますんで。それとあと迅速な、先ほど町長の答弁の中にもありましたとおり、押したり引いたりして運ぶことができます。

それと、小さなスペースに設置して、それで、連結を実際にしていかないと、10メートル上がったところで0.1メガパスカルほど、水圧がどうしても下がってしまうので、その水圧を保つために、途中、何台か小型ポンプをつなぐという状況になりますので、どうしても1台ポンプ車があったとしても、何台か、頂上までにはポンプが要するというので、そういうことも考えますと、先ほど言われた1台大きな物で一斉に運んでというよりも、それぞれの消防団員が背負う、もしくは、持ったりという形で、人海戦術にはなるんですが、そのほうが危険性もなく、動きも速く、対応できるかなと思っております。

以上です。

○3番（大川正展君）

一遍に物資を運ぶとかではなくて、小型の運搬車等で林道とかに入っていく場合のクローラーが、今どこの林業体も、河川で出さずに、小型クローラーで運んでおるのがあるんですけど、運搬する。そういう林業体と、また協定を結ぶとかいうお考えはないでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

実際にこれを使っていただくのは消防団の方になりますので、行政からこれいいですねと言うよりは、しっかりと消防団の方々と相談するというような姿勢が一番いいんじゃないかなと私は思っております。

以上です。

もう少し消防団の方と相談をさせてください。

○議長（芝 照雄君）

了承ですか。

○3番（大川正展君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

それでは、質問1、（2）について再質問ありますか。

○3番（大川正展君）

取り回しがなかなか厳しいという話でしたけど、たしか、昨年3月に八幡浜署に国から貸与された小型の、幅が180センチ、軽四サイズぐらいのクローラー式が導入されたと思うんですよ。たしか、ニュースで出とったんですけど、四国初とか言うて。

国からの貸与ということで出とったんですけど。

あれを見ると、軽トラサイズで、非常に取り扱いやすい。それと、運搬についても、小型の軽でも運べるような状態なんですけど、そういうのは、八幡浜署は貸与でしたけど、国から貸与ということですけど、そういうのもまた、消防車なので、国からの補助金なりもあると思いますが、そういうことも検討される必要はないでしょうか、伺います。

○町長（兵頭誠亀君）

実は、うちのほうにも貸与が決定しております。

危機管理課長から答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

今、町長が言われたとおり、消防庁のほうから貸与の予定があります。ポンプ車でありまして、それは、日吉地区のほうの、今現在あるポンプ車と交換という形を考えております。数を増やすんじゃなくて、今まであったポンプ車を新しいポンプ車に替えるという形で貸与を受ける予定であります。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

課長に話してもらいたかったのは、今までのポンプ車よりも少し小型になって、日吉のいろんな道に少しでも中まで入れるようにという消防団の方々との協議の上、少し小型の部分を貸与していただくということになりました。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

大川議員、了承ですか。

○3番（大川正展君）

知らなかった。

○議長（芝 照雄君）

いいですか。

それでは、これで大川正展議員の質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法の一部を改正する法律等が施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきまして、町民生活課長が説明いたします。御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第8号、鬼北町税条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国の法律の改正によるもので、規定の整備と主な改正点について御説明させていただきます。

説明につきましては、別紙の新旧対照表に基づいて説明いたしますので、そちらのほうを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。

まず、1ページを御覧ください。

第18条の3及び第19条については、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う規定の整備を行うものであります。

続きまして、2ページを御覧ください。

第33条は、特定大口株主配当等を特定配当等へ追加することに伴う所得割の課税標準の変更を行うものであります。

続いて、2ページから7ページまでの第36条の2、第36条の3の2、第36条の3の3は、町民税の申告について規定したもので、一定の給与所得者、公的年金受給者について、控除及び源泉徴収税額を決定するための扶養親族申告書を提出する範囲を整理するとともに、関連条文の改正を行ったものであります。

続いて、8ページを御覧ください。

第63条は、固定資産税の免税点について見直しに伴い改正されるもので、家屋が20万円から30万円、償却資産が150万円から180万円へ引上げとなります。

8ページ、第80条から、15ページ、第91条までは、軽自動車税の環境性能割が廃止されることに伴う規定の整備を行うもので、環境性能割課税に係るみなし課税、

課税標準、税率、徴収、申告納付、過料の条文の削除、種別割から軽自動車税への字句変更などがあります。

16ページを御覧ください。

附則第6条は、地方税法附則第4条の5改正に伴うもので、特定一般医薬品購入費を支払った場合の医療費控除の特例の適用期限の延長を規定するものであります。

16ページから17ページまでは、個人の町民税の住宅特別税額控除の改正についてであり、住宅特別税額控除の適用期間が完了したことによる地方税法附則第5条の4の削除による関連する条例第7条の3を削除、これにより、条例第7条の3の2を、条例第7条の3に繰り上げるとともに、住宅特別税額控除の適用期間の5年間の延長、条文の修正を行ったものであります。

続いて、17ページを御覧ください。

附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例についてであり、特定暗号資産取引に係る課税の見直しによる規定の整備を行うものです。

附則第7条の4の改正については、条例附則第19条の3を加えることによる改正で、条例附則第19条の3につきましては後段で御説明いたします。

続いて、18ページを御覧ください。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得の課税の特例についての規定で、地方税法附則の改正により、適用期間の延長など、規定の整備を行ったものであります。

続いて、19ページを御覧ください。

附則第9条の2は、復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設による法改正に伴い、住民税の寄附金税額控除の計算について調整が必要となることから、改正するものであります。

同じく、19ページ、附則第10条の2は、地方税法第15条第2項の改正に伴い、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置、わがまち特例の割合を定める規定を改正するとともに、地方税法の条文削除による条例の整理及びバリアフリー化の促進を目的とした既存の改修特別特定建築物に係る特例措置を新設するものであります。

21ページを御覧ください。

21ページ、附則第10条の3から、24ページ、14項までは、新築住宅等に対する固定資産税の減額について規定されたもので、地方税法施行令附則第12条第16項が新設され、改正前の第16項以降の項が繰り下がったため、条例の整理を行うものであります。

24ページを御覧ください。

附則第15条の2から、29ページ、附則第16条の2までは、軽自動車税環境性能割廃止に伴う規定の整備を行うものであります。

29ページを御覧ください。

29ページ、附則第16条の3から、31ページ、附則第17条までは、住宅特別税額控除の適用期間が完了したことによる地方税法附則第5条の4の削除に伴い、条例第7条の3を削除、これにより、条例第7条の3の2を、条例第7条の3に繰り上げる条文の修正を行ったことによる規定の整備を行うものであります。

32ページを御覧ください。

附則17条の2は、地方税法改正により、優良住宅地造成のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例人の延長を行うとともに、地方税法附則第34条の2第4項の新設による条文の整理、地滑り区域、急傾斜地、崩壊危険区域等における譲渡の除外を規定した条例附則第17条の2第4項の新設による規定の整備を行うものであります。

33ページを御覧ください。

33ページ、附則第18条から、34ページ、附則第19条までは、住宅特別税額控除の適用期間が完了したことによる地方税法附則第5条の4の削除に伴い、条例第7条の3を削除、これにより、条例第7条の3の2を、条例第7条の3に繰り上げる条文の修正を行ったことによる規定の整備を行ったものであります。

35ページを御覧ください。

附則第19条の3は、特定暗号資産の譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例を定めた規定を新たに設置するものです。以前は雑所得として扱われ、総合課税で処理されていたものを、申告分離課税へと課税方法が変更されることによる規定の整備を行ったものであります。

36ページを御覧ください。

36ページ、附則第20条から、38ページ、附則20条の3までは、住宅特別税額控除の適用期間が完了したことによる地方税法附則第5条の4の削除に伴い、条例第7条の3を削除、これにより、条例第7条の3の2を、条例第7条の3に繰り上げる条文の修正を行ったことによる規定の整備を行ったものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書5ページをお開きください。

附則について説明いたします。

附則第1条、この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとするものです。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税に関する経過措置も設けられておりますのでお目通しください。

以上で、鬼北町条例第8号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されることに決定されました。

日程第7、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について専決処分の報告をいたします。

地方税法及び地方税法施行令の改正に伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきまして、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第9号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御説明いたしますので、議案書13ページをお開きください。

今回の改正につきましては、子ども・子育て支援納付金の新設及びそれに伴う課税限度額の引上げや関係規定の整備を行うとともに、国民健康保険税の減額判定基準の見直しを行ったものであります。

主な改正点について御説明させていただきますので、別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらを御覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を、右の改正後の欄に掲げる下線で示すように改正するものであります。

1 ページを御覧ください。

第2条第1項は、子ども・子育て支援納付金新設に伴う条文の整理を行うものであります。子ども・子育て支援金は、少子化対策の強化の財源として、公的医療保険に加入している全世代から保険料に上乗せして徴収される制度であります。

2 ページを御覧ください。

同条第2項は、国民健康保険税の基礎課税限度額を66万円から67万円へ引き上げるものです。同条第5項は、国民健康保険税の子ども・子育て支援納付金の課税限度額を3万円と規定するものであります。

続いて、3 ページを御覧ください。

第3条は、地方税法の呼称について、地方税法（昭和25年法律第226号、以下法という）部分であります。第2条第5項で使用されているため、条例第3条から削除したものであります。

同ページ、第5条の2は、子ども・子育て支援納付金新設に伴う規定の整理を行ったものであります。

4 ページを御覧ください。

第9条の4から、5 ページ、第9条の8までは、子ども・子育て支援納付金新設に伴う納付金課税額の設定を行うものであります。

5 ページを御覧ください。

第 23 条第 1 項は、第 2 条の改正を伴う子ども・子育て支援納付金課税限度額の改正です。

同ページの第 1 項第 1 号で、7 割軽減の対象となる被保険者の子ども・子育て支援納付金部分の減額について規定を新設したものであります。

7 ページ、同条同項第 2 号は、5 割軽減の所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を 31 万円に、8 ページ、同条同項第 3 号は、2 割軽減の所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を 57 万円に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金部分の減額について規定を新設したものであります。

9 ページ、同条第 2 項第 3 号は、未就学児軽減措置となる被保険者について、同ページ、同条第 3 項については、出産被保険者について、子ども・子育て支援納付金新設に伴う条文の整理及び子ども・子育て支援納付金部分の減額について規定を新設したものであります。

11 ページを御覧ください。

11 ページ、附則 5 項から、18 ページ、附則 15 項までは、子ども・子育て支援納付金新設に伴う条文の整理を行うものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書 16 ページにお戻りください。

附則について説明いたします。

附則第 1 項、この条文は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附則第 2 項、適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 8 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものです。

以上で、鬼北町条例第 9 号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第8、承認第4号、町長の専決処分(令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第9号))の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○議長(芝 照雄君)

日程第8、承認第4号、町長の専決処分(令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第9号))の承認について専決処分の報告をいたします。

年度内の完了が見込めなくなった事業について繰越明許費を補正する必要性が生じ、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたものがあります。

予算内容の詳細につきまして、総務財政課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長(小川秀樹君)

それでは、承認第4号、町長の専決処分(令和7年度鬼北町一般会計補正予算(第9号))につきまして御説明いたしますので、予算書1ページをお開きください。

第1表、繰越明許費補正につきまして、上段追加の表のうち、6款1項商工費、観光PRグッズ制作事業につきまして、制作現場の長期休業のほか、制作において、不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなくなったことから、事業を繰り越したものでございます。

次に、下段の変更の表のうち、6款1項商工費、成川溪谷休養センター施設整備事

業につきまして、施設の破損により早期の対応を要したことから、繰越額を増額補正したほか、7款2項道路橋梁費、道路新設改良事業、橋梁新設改良事業につきまして、繰越しとする事業費の組み違いにより、繰越額を補正したものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第4号、町長の専決処分（令和7年度鬼北町一般会計補正予算（第9号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第9、承認第5号、町長の専決処分（令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第4号））の承認についてを議題とします。

町長から専決処分の報告を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、承認第5号、町長の専決処分（令和7年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第4号））の承認について、専決処分の報告をいたします。

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業について、年度内での完了が困難となり、繰越明許費を補正する必要が生じ、緊急を要したので、地方自治法第179

条第１項の規定により専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので、御審議の上、御承認いただきますようお願いいたします。

○保健介護課長（新谷 茂君）

それでは、専決処分いたしました令和７年度鬼北町介護保険特別会計補正予算について御説明いたしますので、鬼北町介護保険特別会計補正予算（第４号）の１ページをお開きください。

第１表、繰越明許費、１款１項高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定事業につきましては、２か年計画で実施している鬼北町高齢者保健福祉計画及び第１０期介護保険事業計画策定業務において、アンケート調査の実施、回答内容の確認及び分析作業に当初の見込みを上回る期間を要したことから、年度内に業務を完了することができませんでした。このため、当該事業費２２８万８,０００円を翌年度に繰り越す必要が生じたことから、専決処分を行ったものであります。

以上で、令和７年度鬼北町介護保険特別会計補正予算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○１１番（山本博士君）

すみません。

今、数値が２２３万３,０００円で、数字が違っておったんですけど。

（「変更している」と呼ぶ者あり）

○１１番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○１１番（山本博士君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、承認第５号、町長の専決処分（令和７年度鬼北町介護保険特別会計補正予算（第４号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第５号は原案のとおり承認することに決定されました。

日程第１０、議案第５０号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第１０、議案第５０号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明をいたします。

廃止手続を行っていた清水最終処分場について、廃止承認の通知があったことから、本条例において、一般廃棄物の処理施設として規定されている当該施設に関する事項を削除するため、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○環境保全課長（東 明彦君）

それでは、鬼北町条例第１０号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたしますので、議案書２２ページをお開きください。

今回の改正につきましては、清水最終処分場の廃止手続が完了したことから、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例内の当該施設に関する事項を削除するため、一部改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表により御説明いたしますので、御覧ください。

左の現行の欄に掲げる下線の部分を、右の改正後案に掲げる下線で示す内容に改正するものです。

第１６条第１項は、「清水最終処分場または」を削除、それに伴い表記は、奈良粗大ごみ保管庫のみとなるため、略称規定である「（以下、処理施設等という。）」も削除するものであります。

同条第２項、第３項は、略称規定がなくなったことにより、「処理施設等」を「奈良粗大ごみ保管庫」に改正、第１７条は、清水最終処分場への直接搬入処理手数料を表記している別表第２を削除、それに伴い、別表第３が繰り上がるため、改正は、「別表第２及び」を削除し、残った「別表第３」を「別表第２」とするものであります。

裏面に移りまして、第１８条第２項は、先ほどの第１６条第２項、第３項と同様に、「処理施設等」を「奈良粗大ごみ保管庫」に改正、第２２条は、第１７条で、「別表第２」を削除したことに伴い、「別表第４」を「別表第３」に改正、第２５条は、表中一番上の清水最終処分場に係る箇所を削除するものです。

以下、別表については、先ほど御説明したとおり、「別表第２」は削除、「別表第３」は「別表第２」に、「別表第４」は「別表第３」に改正するものであります。

新旧対照表での説明は以上です。

議案書２２ページにお戻りください。

次に、附則について御説明いたします。

附則は、施行期日について規定するもので、この条例は令和８年６月１１日から施行するとしております。

以上で、鬼北町条例第１０号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の説明といたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○１番（長尾慶太君）

県のほうからも廃止承認を受けたということではありますが、特に、浸出水であったり地下水及び周辺環境について、どのような調査結果を受けて廃止承認を得られた

のでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

検査の内容ですが、令和5年、令和6年度に、それぞれ水質検査を実施しております。水質検査、いずれもクリアしております。水質検査につきましては、閉鎖に伴う以前からずっとしておりまして、そちらのほうも水質のほうはクリアしております。令和7年度には、場内のガスの発生状況、また温度の状況も検査しておりまして、こちらでもクリアしております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

町民の方が不安に感じるのは、埋立てごみから河川への流出だと思うんですけど、今後も水質検査計画があると思いますが、そこにのっとして検査される予定でしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

環境保全課長が答弁いたします。

○環境保全課長（東 明彦君）

今後の予定ですが、令和6年度に、今回の閉鎖に向けて、地元愛治地区のほうに区長さんがお集まりの場で説明させていただきました。その際、令和7年度から5年間は継続して水質検査をしてほしいという要望がございましたので、今の段階では、令和7年度から令和11年度、その5年間は継続して水質検査を行う予定でございます。以上です。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第50号、鬼北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第51号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第11、議案第51号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団が使用する消防ポンプ積載車配備のため財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類、消防ポンプ積載車及び装備品等、2、備品の内訳、別紙のとおり、3、取得金額2,942万6,760円、4、契約の方法、指名競争入札、5、契約の相手方、松山市南高井町1146番地1、有限会社愛媛芝浦ポンプ商会、取締役、二神智であります。

なお、詳細につきましては、議案書24、25ページ、及び事前にお配りしております仕様書を御覧ください。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○9番(程内 覺君)

これ、台数は消防ポンプのチラシを頂いておりますが、台数は3台ですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○9番（程内 覺君）

3台。3台は分かるんやけど、今まで、車種としたら、いすゞのエルフというのは今まであまりないかなと思うんやけど、ディーゼル、ほとんど今は、消防車はガソリンエンジンの、当町はガソリンエンジンを積んだ積載車が多いように思いますが、これ、ディーゼルエンジンか、またはガソリンエンジンになっとるんやけど、どちらですか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

車種のほうは、まだちょっと燃料系のほうは、まだちょっと聞いてはおらないんですが、車種のほうは先ほど言われたとおり、今まではトヨタ社が多かったです。ただ、そのトヨタ社のほうがちょうどモデルチェンジを昨年いたしまして、その後の金額で言いますと、このいすゞのエルフとそう大して変わらないという状況で、同等車ということで、愛媛芝浦ポンプ商会さんのほうが見積価格という形で入札していただいたという状況です。

○9番（程内 覺君）

これは小型ポンプは別ですか。車両だけ。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

これは車両だけです。小型ポンプは、そのまま今使っている物を積載するような形になります。

以上です。

○9番（程内 覺君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか。

○5番（兵頭 稔君）

これ2WDになっているんですけど、場所によったら、雪が降ったりしてちょっと走りにくいところがあると思うんですが、4WDというのにはならないんですか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

4WDにしますと車高が高くなるのと、そして、値段もこれよりもかなり高くなるというところで、今まで鬼北町の消防自動車積載車につきましては、4WDじゃなくて、この2WDという形でこれまでずっと入札、車両のほうをそろえております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

過去にスリップして上がれなかったということはないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

最初からタイヤのほうをスタッドレスタイヤにしておりますので、冬も十分対応できるような形を取っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑はありませんか。

○4番（今城喜久生君）

この消防車はどこに配置になるんですかね。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

今回購入する車両の配備先なんですが、5の3、興野々と、3の4、畔屋、1の2、成川の予定になっております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

今城議員、了承ですか。

○4番（今城喜久生君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか、質疑ありませんか。

○2番（入田伸介君）

3点ほど、ちょっと確認させていただきたいと思います。

今、3つの部に新しく配備されるということなんですけども、その配備の更新の基準をいま一度確認したいということと、これトランスミッションがオートマチックになっているんですけども、これから新配備される車両はオートマチックで考えておられるのか。それと3点目が納期です。車検もあると思うんですけど、その車検にそれぞれ間に合う計画になっているのかを伺いたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

まず、更新の時期というか順番というのは、消防車両の整備計画というのを立てておりまして、整備年度の古い、購入が古い分から順次、更新していております。年に大体2台という形で計画を立てておるところです。

そして、その次のミッション系につきましては、平成29年3月以降に、普通免許、オートマチック限定の運転免許取得者でも運転可能な車両ということと、あと形につきましては、一般的な車両ということで考えておりますので、新しいオートマ限定の方でも運転できるというふうにしております。今後もそういう対応になろうかと思います。

もう一つ、納期であります。年度末ということにはしておるんですが、1台だけ、車検が8年12月22日に切れる予定であります。今回、当初予算で、今年度、車検が切れる予定の車両が、指令車も含めまして20台あります。この車両も含めて20台でありまして、予算計上20台しておりますので、今回、畔屋の分につきましては

一度車検を受けていただいて、そして、新車両に交換という形に、年度末になれば、なろうかと思います。それまでに来るようでしたら大変いいんですが、昨今の情勢を考えますと厳しいかなと思っております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

その更新の基準なんですけども、古い順というふうに回答があったかと思うんですけど、古いというのは、例えば、走行距離が何ぼとか、そういう基準はないんでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が答弁いたします。

○危機管理課長（山下悦郎君）

走行距離についてはちょっと調査はしておりません。ただ、購入した時期につきまして、購入した時期が古い時期からという形を取らせていただいております。確かに走行距離、日吉からこちらという形で出てきたりというたら走行距離のほうはかなり伸びるかなと思っておりますが、一応計画でありますので、途中、やむを得ずという場合は、なきにしもあらずということで、そこら辺は臨機応変に対応したいと思いますが、一応、整備計画では購入が古い順から更新というふうに計画をしております。

以上です。

○2番（入田伸介君）

可搬式とかポンプ、要するに直接消火に関わる器具であれば、その古い順というのは納得できなくもないんですけども、これ積載車単品ということですから、積載車、もう可搬ポンプなり、ホースなりを現場に運ぶだけですので、その古い、新しいじゃなくて、その走行距離であるとか、その機械的な判断でやるほうがいいんじゃないかと。ましてこれ、3台一遍、3,000万近くの金額になっております。全額を持ち出しじゃないとしても、ちょっとそこら辺いかなものかと思うんですけども、どのようなものでしょうか。

○町長（兵頭誠亀君）

私が消防団の方とお話しするのは、10年に1回替えるエンジンのベルトがあるじゃないですか。あれについて、2回交換まではいかんことないですかということ言われたものですから、やっぱり10年を超えた時点でそろそろ替えましょうよということを今は言っておるんですけども。

車の状況がいいということであれば、少し長くすることもあります。消防団から

は早く更新してほしいという意見があるのは確かだということは御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○2 番（入田伸介君）

現場からのそういう要請であれば、それはもう現場の声を優先すべきだと思います。が今、私が申し上げたようなところも、また今後、これからも更新があると思いますので、加味いただければと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第51号、財産の取得についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議は都合により時間の延長をしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は時間を延長することとします。

日程第１２、議案第５２号、令和８年度鬼北町一般会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第１２、議案第５２号、令和８年度鬼北町一般会計補正予算（第１号）について提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、農業公社施設整備に係る経費、成川溪谷休養センター施設整備に係る経費のほか、道路補修工事に係る経費等を追加計上するものであります。

また、歳入につきましては、事業実施に伴う県補助金、町債のほか、前年度繰越金について追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ８，８８０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を１０億３億４，２１０万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務財政課長（小川秀樹君）

それでは、議案第５２号、令和８年度鬼北町一般会計補正予算（第１号）につきまして御説明いたします。

なお、補足資料として別紙Ａ４サイズ１枚も配付いたしておりますので、御参照ください。

初めに、歳出予算の主なものについて御説明いたしますので、予算書９ページをお開きください。

２款１項１２目コミュニティ施設費、１４節工事請負費１２５万１，０００円、１８節負担金補助及び交付金１１６万１，０００円は、奈良中組集会所の新築整備に伴う解体工事費及び整備補助金を計上しております。

３款１項７目医療給付事業費、１９節扶助費１１２万５，０００円は、未熟児養育医療に係る給付金を追加計上するものです。

５款１項３目農業振興費、１４節工事請負費２，２２９万９，０００円は、農業公社温室の調光設備及び調温設備老朽化に伴う改修工事費、並びに、鬼北きじ工房の冷凍設備故障に伴う改修工事費を計上しております。

１０ページをお開きください。

６款１項６目成川溪谷休養センター費、１４節工事請負費２３５万８，０００円は、

成川溪谷公衆便所の屋根修繕工事のほか、施設改修工事費を計上するものです。

7 款 1 項 1 目土木総務費、1 8 節負担金補助及び交付金 1 6 0 万円は、老朽危険空き家除却事業に係る見込み件数の増によるものです。

7 款 2 項 1 目道路維持費、1 4 節工事請負費 3, 8 0 0 万円は、町道成川線に係る落石防止擁壁工事等に係る防災工事費を計上しております。

1 1 ページをお開きください。

8 款 1 項 2 目消防施設費、1 7 節備品購入費 1 3 4 万 1, 0 0 0 円は、消防積載車の購入において、車両価格の上昇により残予算で購入予定をしておりました小型動力ポンプの購入に係る予算が不足するため、追加で計上するものです。

1 3 款 1 項 1 目予備費 1, 0 0 0 万円は、物価高騰の影響により、各種事業の予算不足に対応し、事業の停滞を招かないよう増額するものです。

次に、歳入予算の主なものについて御説明いたしますので、予算書の 7 ページをお開きください。

1 3 款 2 項 5 目土木費国庫補助金、2 節道路維持費国庫補助金から、4 節住宅建設費国庫補助金までにつきましては、国の内示額の変更により、それぞれ減額するものです。

1 7 款 2 項 1 目財政調整基金繰入金、1 節財政調整基金繰入金は、財源調整により取崩し額について減額するものです。

8 ページをお開きください。

1 7 款 2 項 7 目地域振興基金繰入金、1 節地域振興基金繰入金 1 0 6 万円は、基金取崩しにより、歳出における 5 款 1 項 3 目農業就業者支援事業費補助金に充当するものです。

1 8 款 1 項 1 目繰越金、1 節繰越金 2, 4 3 5 万 5, 0 0 0 円は、前年度繰越金を追加計上しております。

2 0 款 1 項 1 目 3 節生活交通路線対策債から、同項 7 目 2 節消防施設債までについては、説明欄に記載の各種事業に係る町債をそれぞれ追加計上するものです。

次に、第 2 表、地方債補正について、4 ページをお開きください。

第 2 表、地方債の補正につきましては、歳入の 2 0 款町債について、それぞれ起債の限度額を補正するものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなっております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（入田伸介君）

9ページ、2款1項12目14節の成川中組集会所解体に係る工事の附帯工事追加という、その附帯工事の内訳と、この物価高騰額とその附帯工事の額をそれぞれお知らせ願えますか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長が答弁いたします。

○企画振興課長（佐々木健次君）

それでは、9ページ、2款1項12目14節の工事請負費の説明を、まずさせていただきます。

工事請負費に関しましては、建築基準法の関係から、どうしても町道側にあります柵を撤去する必要が生じまして、それによりまして、その土の流出を食い止めるための土留工事が必要となってまいりました。その土留工事の費用を計上させていただいているものでございます。

あと、物価高騰に係る費用に関しましては、こちらに関しましては、18節の負担金補助及び交付金のほうになりますが、こちらのほう、物価高騰によりまして、247万円ほど工事費が上昇したということで、その分の補助金につきまして、追加で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

入田議員、了承ですか。

○2番（入田伸介君）

すみません。後段の分の追加の額のほう、もう一度お伝え願えますか。

○企画振興課長（佐々木健次君）

後段の分の負担金補助及び交付金の金額ですが、工事の費用、地元が工事する費用で増額になりましたのは247万円と伺っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○9番（程内 覺君）

同じ9ページの5款1項3目農業振興費で、農業公社とある2,229万9,000円の工事内容、どのようなことでこういう金額で、何をやられるのか、お伺いします。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

5款1項3目14節の農業公社施設整備工事請負費2,229万9,000円につきましては、2件の工事を含んでおります。

1件目は、農業公社の温室自動調光調温設備の改修工事でございます。こちらがおおむね638万円を予定しております。内容につきましては、平成13年に整備した農業公社の試験栽培温室、土耕栽培のガラス温室なんですが、そちらが24年経過したということで、温室内の上部の調光及び調温の設備、一般的にある遮光カーテンのような物なんですけれども、その老朽化によりまして破れている箇所が多数あって、十分な太陽光の遮光、調光ですね。また、温度の調温の機能が果たせなくなっているため、今回改修を行うものでございます。

もう一つ、2つ目が、鬼北きじ工房の冷凍設備の改修工事を予定しておりまして、1,591万9,000円を予定しております。きじ工房の冷凍設備につきましては、平成12年の施設建設時から使用しておりまして、現在25年経過しております。近年、故障頻度が高くなっておりまして、毎年のように修理を実施しておりましたが、今年3月に冷凍送風機の故障で修理部品の調達が非常に難しい状態に陥りました。修理が困難な状態になっておりましたが、何とか部品を探して、応急の修理はできたものの、経過年数が長いため、故障リスクが非常に高い状態で今も運転しております。

キジ肉につきましては、春に卵をふ化させてから、冬場に屠鳥して、全て冷凍商品による販売を展開しております。冷凍庫の安定稼働につきましては、特産品キジ肉を販売するために非常に重要な備品となっております。営業努力でこれまでつないできた取引先とかいうふうな飲食店への供給責任を果たすためにも、非常に重要な改修工事と考えております。

修繕を繰り返すよりも抜本的な設備更新を行うことが中長期的なコスト抑制と事業継続に資すると判断して、今回、改修工事を行うものです。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

了解しましたが、きじ工房のその冷凍設備については、従前の物と同じような冷凍設備ということでよろしいですか。

○町長（兵頭誠亀君）

農林課長が答弁いたします。

○農林課長（奥藤幸利君）

今議員が言われましたように、従前の物と全く変わりません。冷凍庫につきましては、大型の物も全てプレハブ冷凍庫で、側は組立て式で、今回のこの工事につきましては、家庭用のエアコンで言いますと、室外機と中にある送風機というような形式で、そのユニットを全て交換するという工事になります。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

程内議員、了承ですか。

○9番（程内 覺君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○7番（末廣 啓君）

9ページ、3款2項1目の12節委託料、子供宅食業務委託料31万4,000円なんですが、この書類を見ていますと、長期休暇時の要支援児童に対しての配食見守り業務委託と内容を書いてありますが、以前説明があったかもしれないですが、もう一度細かく説明願えたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

御質問にありました鬼北町子供宅食事業について概要を御説明申し上げます。

事業の目的としまして、子供の見守り体制の強化を図って、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進し、子供及びその家庭の福祉の向上を図るということを目的としております。

事業の概要につきましては、夏休みと長期休暇中の子供とその保護者を対象に、週3回程度を最大利用として、1日1食を配達するというものでございます。その配達の対象者といいますのが、現在のところ、要保護児童対策地域協議会の要支援児童等を予定しているところでございます。

配食を委託する委託先ですけれども、配達者は鬼北町ボランティア協議会に所属するボランティアの方を予定しております。宅食の配食サービスのお弁当を作っていたく事業者につきましては、社会福祉協議会が高齢者配食サービスを実施しておりますので、そちらに合わせて作っていただいたり、ほかの一般の町内のお弁当等の業者さんに委託する、日吉・三島地区におきましては、日吉夢産地、そちらのほうに委託するというようなことで計画しております。

○議長（芝 照雄君）

末廣議員、了承ですか。

○7番（末廣 啓君）

1日1食を週に二、三回と言われましたか。間に合うんですかね。

それともう一つ、要支援児童は今何人おられるのか、お聞きします。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

こちらのほうは、夏休みとか冬休み、そういう長期休みになると学校給食がないというようなことが発生いたします。あまり細かい話といたしますか、詳細につきましては、なかなかここで申し上げることは、個人情報といたしますか、そういうプライバシーの問題もありますので、なかなか申し上げにくいんですけれども、実例としまして、夏休み、冬休み等、長期休暇の間にかなり体重が減少してしまうという事案が発生しております。

その中で昼食、そのときは昼食を取っていないんじゃないかというようなことが考えられますので、その部分について、ある程度の手当をしていきたいというようなことであります。

それを通じて、そういった少し注意が必要な御家庭については訪問して、そして、そういったところに寄り添いながら情報収集もして、行政として、地域として見守っていくということも目的としておりますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（末廣 啓君）

人数。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

失礼しました。人数ですか。

人数は今のところ、予定といたしますか、世帯数で11世帯、人数にして11名ということであります。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○5番（兵頭 稔君）

7ページの13款2項5目3節、4節の補助金なのですが、これ橋梁維持事業に対する補助金ということで、2,698万9,000円、それと町営住宅補助金で1,491万6,000円の減額になって、その代わりに、8ページの20款1項6目3節と6節で、町債を2,700万円と、それから、町営住宅のあれで1,500万円で、これ何で補助金がなくなったか、教えてください。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

7ページの13款2項5目3節、4節ですが、3節につきましては、入札減等ございましたので、その減額であります。4節の住宅の建設の補助金のほうですが、こちらにつきましては、要望額、満度に補助金がつきませんでしたので、その分を減額しております。

それと町債につきましても、今の理由につきまして、その分を逆に補填しておるといふ形を取っております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

この工事は、補助金をもらえるから始めたわけではないんですか。

○町長（兵頭誠亀君）

今の御質問なんですけども、補助金があるから事業をするというようなことはいんですけども、事業をやりたいということで、それに合った補助金があったら的確にそれを申請すると。

私が聞いているのは住宅のほうなんですけども、これは全国での要望が多くて、1市町当たりの補助金の率が、普通であれば50%に決められているのが、それが上限ですので、40%とかに下げられるということは聞いております。

道路のほうについては、建設課長のほうから答弁させます。

○建設課長（佐子 司君）

道路のほうにつきましては、入札等で今回大きな減がございましたので、その分に

ついて対応しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

○5番（兵頭 稔君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

そのほか質疑ありませんか。

○6番（中山定則君）

10ページの7款1項1目の18節老朽危険空き家除去事業費補助金160万円、当初予算で640万円だったと思うんですが、これ何件分の増額が見込まれたのか。

640万円と合わせて、800万円になるんですが、何件分なのかについて、質問します。

○町長（兵頭誠亀君）

建設課長が答弁いたします。

○建設課長（佐子 司君）

ただいまの中山議員の御質問の7款1項1目、この160万円ですが、沿道要件ありの箇所を2か所増額しております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員は、全部のケースでしょう。

○6番（中山定則君）

いや、2か所と、その640万円もめどがなくなるということですね。

○議長（芝 照雄君）

課長、全部の件数。

○建設課長（佐子 司君）

全部の件数ですが、沿道要件ありが9件、沿道要件なしが2件、これが全部の件数で、現在のところ受付していますのが、沿道要件ありが6件、沿道要件なしが2件ということで、今回2件補正いたしまして、残り募集件数が、沿道要件ありが3件ということになります。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

本案件につきましては、普通は予算の範囲内というふうな案件もあるんですけども、議員各位のほうから、空き家対策についてしっかりやれという一般質問もいっぱいいただいておりますので、今のところ、要望の分については精査し、オーケーなものについては予算化したいというふうな取組をしております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

中山議員、了承ですか。

○6 番（中山定則君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありません。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第52号、令和8年度鬼北町一般会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第53号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第13、議案第53号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第

1号)について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出といたしましては、保険事業納付金に子ども支援金分を追加計上するとともに、歳入につきましては、国民健康保険税及び基金繰入金について追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ516万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億582万9,000円とするものであります。

詳細につきまして、町民生活課長が説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

それでは、議案第53号、令和8年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

予算書のほうを御覧ください。

まず初めに、歳出予算から御説明いたします。

6ページを御覧ください。

3款4項1目子ども支援金分の18節負担金補助及び交付金は、令和8年4月1日より制度が開始された子ども・子育て支援のための拠出金516万6,000円を計上するものであります。

続きまして、歳入予算について御説明いたしますので、5ページを御覧ください。

1款1項1目7節の子ども支援金分現年課税分は、日程第7、承認第3号で御承認いただいた、鬼北町国民健康保険税条例の改正により徴収された子ども支援金分の現年課税分482万2,000円を計上するものであります。

続いて、6款2項1目基金繰入金は、歳入の不足分を国保財政調整基金から繰り入れするもので、34万4,000円を計上しております。

今回の子ども・子育て支援金分の補正については、当初予算計上時に、県のほうから所得割、資産割の課税率が未提示であり、予算計上する根拠がなかったため、6月補正での計上となったものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○1番（長尾慶太君）

5 ページの歳入 1 款に関して、子ども支援金分現年課税分についてですが、区長・組長会のほうでも、一般被保険者国民健康保険税が都道府県単位で保険料水準が統一されるという御報告があったと思うんですけど、この子ども支援金分に関しても、将来的な負担増の可能性あるのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

町民生活課長が答弁いたします。

○町民生活課長（稲屋浩明君）

子ども・子育て支援金分について、将来的な負担増があるかということでございますが、区長・組長会でも御説明させていただいたんですけれども、令和 15 年度に県内の保険料の額が統一されるということになっております。子ども・子育て支援金分についても、令和 15 年度までに税率を確定させて、統一の税率にするということが決まっておりますので、負担については増額する予定となっております。

○議長（芝 照雄君）

長尾議員、了承ですか。

○1 番（長尾慶太君）

増額ということは御理解いたしました。

6 款の繰入金、基金の取崩しになりますが、今回一時的なのか、それともその増額された分は、今後はこの基金の取崩しをされていくのかというところだけ教えていただけたらと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

一つ申し上げておきますけども、区長・組長会で、ここの部分についての説明をしなかったのは、鬼北町の、説明しましたように、県内でトップクラスに国保の税が安かったもんですから、そこを上げないかんということをしっかりとお伝えするのが大事だと思いました。多分、金額を見ていたら分かると思うんですけども、それが重要だと思って御説明をせんかったんですけども。

実際には、この分が上がっているということと、うちのほうの基金が 2 億円以上まだあるわけですよ。この部分について、言うたら、普通これが、普通の税金で賄ってのものであれば、一般会計のほうへ繰り入れても構わんですけれども、原資が皆さんの国保税の原資ですから、これは国保の方々に何とかせないかと。この使い道は各市町に任されるわけですから。

ということで、今から令和 15 年までの間に、ある程度の金額を、15 年のやつにすぐに設定したら一気に上がりますんで、それを少しずつ上げていく。しかし、その

上げていく中で、上げ切れんところの部分を毎年、毎年、財調を取り崩しながら、だんだんなくなっていくという形にしていかなければならないかなというふうに思っていますので、令和１５年度までには、その分を使い切って、しっかりと緩やかに上げるようにしたいなというところで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

了解ですか。

○１番（長尾慶太君）

はい。

○議長（芝 照雄君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第５３号、令和８年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

日程第１４、議案第５４号、令和８年度鬼北町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第１４、議案第５４号、令和８年度鬼北町病院事業会計補正予算（第１号）に

ついて提案理由の説明をいたします。

資本的支出について、建設改良費を追加計上するとともに、資本的収入について、企業債を追加計上するものであります。

この結果、資本的支出を476万7,000円増額し、資本的支出総額を1億2,764万7,000円とするとともに、資本的収入を460万円増額し、資本的収入総額を8,105万8,000円とするものであります。

詳細につきまして、保健介護課長が説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健介護課長（新谷 茂君）

それでは、議案第54号、令和8年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、4ページをお開きください。

初めに、資本的収支及び支出のうち、下段の資本的支出について説明いたします。

1款1項1目建設改良費について、476万7,000円を増額し、補正後の額を976万7,000円とするものであります。これは、北宇和病院のチラー改修工事及び貯湯槽熱交換器取替え工事により増額するものです。

次に、資本的収支及び支出のうち、上段の資本的収入について説明いたします。

1款1項1目企業債につきましては、460万円を増額し、補正後の額を1,660万円にするものです。内訳は、施設整備事業債の病院債と過疎債がそれぞれ230万円になります。

続きまして、5ページをお開きください。

キャッシュフロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いします。

次に、1ページをお開きください。

第2条の予算第4条に定めた資本的収入及び支出につきましては、先ほど御説明いたしました内容で予定額を補正するものであります。

次に、2ページをお開きください。

第3条の予算第5条に定めた企業債につきましては、先ほど御説明いたしました補正額を含む限度額に変更するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどお願いします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第54号、令和8年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第15、同意第2号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、同意第2号、鬼北町固定資産評価員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和8年4月1日付職員の人事異動に伴い、町民生活課長を鬼北町固定資産評価員に選任するため、議会の同意を求めるものであります。

選任いたします固定資産評価員は、鬼北町大字畔屋1057番地、稲屋浩明、生年月日は御覧のとおりでございます。

以上、よろしく御審議の上、同意いただきますようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

本件については、質疑・討論を一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑・討論なしと認めます。

これから、同意第２号、鬼北町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

稲屋浩明君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

○議長（芝 照雄君）

起立全員です。

したがって、稲屋浩明君に同意することに決定いたしました。

日程第１６、同意第３号、鬼北町農業委員会委員の任命についてから、日程第２９、同意第１６号、鬼北町農業委員会委員の任命についてまで、以上１４件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

議事の都合により、副議長と交代いたします。

○副議長（山本博士君）

日程第１６、同意第３号、鬼北町農業委員会委員の任命についてから、日程第２９、同意第１６号、鬼北町農業委員会委員の任命についてまで、以上１４件を一括議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、芝照雄議員の退場を求めます。

また、谷口農業委員会会長の退場を求めます。

町長からの提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第１６、同意第３号から、日程第２９、同意第１６号までの鬼北町農業委員会委員の任命について、一括して提案理由の説明をいたします。

令和８年７月１９日をもって任期が満了になります鬼北町農業委員会委員の後任委員任命に当たり、議会の同意を求めるものであります。

鬼北町農業委員会の委員の定数は、鬼北町農業委員会の委員及び農地利用最適化推

進委員の定数に関する条例第2条及び附則の規定によりまして、14人であります。

御同意をいただきたい委員は、同意第3号は、鬼北町大字北川746番地1、宇都宮誠、生年月日は御覧のとおりです。

以降、生年月日については、お手元の資料により御確認ください。

同意第4号は、鬼北町大字奈良4075番地2、谷口雄記。

同意第5号は、鬼北町大字近永24番地、赤松仁。

同意第6号は、鬼北町大字近永1590番地、西村重文。

同意第7号は、鬼北町大字国遠496番地、山口幸男。

同意第8号は、鬼北町大字畔屋1351番地、篠崎英明。

同意第9号は、鬼北町大字生田1104番地、清家壽秋。

同意第10号は、鬼北町大字広見220番地1、中平悠太。

同意第11号は、鬼北町大字川上1240番地、松浦栄。

同意第12号は、鬼北町大字出目1991番地、高田知宏。

同意第13号は、鬼北町大字小倉1329番地、芝照雄。

同意第14号は、鬼北町大字日向谷1040番地、出口篤夫。

同意第15号は、鬼北町大字父野川下373番地、山田耕二。

同意第16号は、鬼北町大字生田42番地1、西川鈴香。

以上であります。

以上、よろしく御審議のほど、御同意いただきますようお願いいたします。

○副議長（山本博士君）

説明が終わりました。

これから、同意第3号から同意第16号まで、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

質疑なしと認めます。

これから、同意第3号から同意第16号まで、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（山本博士君）

討論なしと認めます。

これから、同意第3号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

宇都宮誠君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、宇都宮誠君に同意することに決定しました。

これから、同意第4号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

谷口雄記君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、谷口雄記君に同意することに決定しました。

谷口農業委員会会長の入場を求めます。

これから、同意第5号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

赤松仁君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、赤松仁君に同意することに決定しました。

これから、同意第6号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

西村重文君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、西村重文君に同意することに決定しました。

これから、同意第7号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

山口幸男君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、山口幸男君に同意することに決定しました。

これから、同意第 8 号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

篠崎英明君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、篠崎英明君に同意することに決定しました。

これから、同意第 9 号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

清家壽秋君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、清家壽秋君に同意することに決定しました。

これから、同意第 10 号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

中平悠太君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、中平悠太君に同意することに決定しました。

これから、同意第 11 号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

松浦栄君に同意することに賛成の方は起立願います。

（起 立 全 員）

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、松浦栄君に同意することに決定しました。

これから、同意第 12 号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

高田知宏君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、高田知宏君に同意することに決定しました。

これから、同意第13号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

芝照雄君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、芝照雄君に同意することに決定しました。

これから、同意第14号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

出口篤夫君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、出口篤夫君に同意することに決定しました。

これから、同意第15号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

山田耕二君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、山田耕二君に同意することに決定しました。

これから、同意第16号、鬼北町農業委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

西川鈴香君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○副議長（山本博士君）

起立全員です。

したがって、西川鈴香君に同意することに決定しました。

芝照雄議員の入場を許可し、議長を交代します。

○議長（芝 照雄君）

日程第30、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

次に、お諮りします。

ただいま可決されました議員派遣の内容については、今後、変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣に内容に変更を要するときは、その取扱いについては議長に一任することに決定いたしました。

日程第31、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第35、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第31、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件に

についてから、日程第35、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上5件を一括議題とすることに決定いたしました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員長、厚生文教常任委員長、予算常任委員長及び議会広報常任委員長から、所掌事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項、議会の会議規則及び委員会条例等に関する事項、並びに議長の諮問に関する事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう、所要の事務手続を行うものです。

お諮りします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定いたしました。

以上で、本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和8年第2回鬼北町議会定例会に提案しておりました議案につきまして、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

今回の定例会において議決いただきました予算等につきまして、一つ一つ事務事業を適切かつ慎重に進めてまいりたいと考えております。今後とも引き続き、御指導、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

ますます暑くなってまいります。町民の方々、議員各位にはくれぐれも御自愛くださいませ。

これをもちまして、令和8年第2回鬼北町議会定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（芝 照雄君）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和８年第２回鬼北町議会定例会を閉会します。

(午後 ５時４２分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（ 7 番）

鬼北町議会議員（ 8 番）